# 鏡と貨幣からみた秦漢帝国成立期の文化動態

石谷　慎

## はじめに

紀元前221年、中国では秦の始皇帝によって春秋戦国の長い分裂時代に終止符が打たれ、統一帝国が形成される。ところが項羽・劉邦らの反乱によって秦帝国はわずか15年の短命に終わり、楚漢戦争を制した高祖劉邦によって漢王朝が開かれて、ようやく中国は政治的な安定を迎える。この間、物質面では、殷代以来続いた青銅礼器が衰退し、陶器・漆器・鏡などのより日常的な文化への転換が起こる。秦代はまさにその転換期にあたり、政治史だけでなく文化史においても重要な時代である。

秦代の文化というと、まず頭に浮かぶのが秦始皇帝陵兵馬俑坑や雲夢睡虎地秦墓竹簡などの歴史的大発見であるが、どちらも遺跡・遺構としては非常に特殊であり、秦文化全体を捉えられるようなものではない。一般的な秦文化については、かつて岡村秀典氏によって「秦代およびそれ以前の春秋戦国時代において秦国ないしはその勢力下にあった文化」と定義されたうえで、青銅器・土器の編年や埋葬習俗の変化に焦点をあてた分析が行われ［岡村1985］、それ以前には難しいとされていた「秦文化の考古学的研究」の可能性が述べられた。

さらに、この時期には青銅器から鏡、あるいは戦国時代の漆器から秦漢時代の漆器に紋様の連続性が見られる反面、蟠螭紋鏡や雲気紋が成立するなど、秦漢様式形成の画期であることが指摘されている［岡村1991］。なかでも鏡は、その材質や製作技術としては青銅礼器の伝統を受け継いだ手工業製品の代表でありながら、この時期に漢代以降の様式の基礎が確立されるという側面ももつことから、当該時期の文化を探るうえではとくに重要な研究対象となっている。また、戦国時代以降には「一墓一面の原則」を守り、化粧道具類とともに副葬されるなど、人びとの生活に密着した文物であったという点でも重要である。

一方、秦漢時代の文化史研究として、貨幣を対象とした研究も盛んに行われている。中国では、春秋時代の終わり頃から青銅製の貨幣がつくられ始めるが、戦国時代後期には数量的にも制度的にも整い、半両銭のような円銭も誕生する。貨幣は、商工業者たちの生活に密着した文物でありながら、国家的な管理の対象ともなり、貨幣経済の発達はすなわちその国の文化的な繁栄を意味するから、その研究意義は大きい。

しかし、従来の研究においては、秦代が文化史上の転換期であることがマイナスに働き、先史（あるいは原史）時代を対象とする殷周青銅器研究と歴史時代を対象とする中国古代史研究との間に壁をつくる原因となってしまっていた。秦代の考古学的研究が重要な意味をもつことが意識されていながら、『史記』や『漢書』などに記述される歴史時代の研究には、なかなか割って入ることができなかった。

その結果、考古学の発掘成果は歴史文献を解釈するうえで都合の良いところだけが切り取られ、十分な資料的検討を経ないまま扱われてきた。とくに年代認識については誤解が多く、発掘報告者が述べる年代や現在の資料状況では通用しない既往の編年研究が何十年経っても当然のように引用され、

歴史文献の記述と結びつけられることがある。また、とくに鏡や貨幣には科学的な発掘調査を経た資料よりもいわゆるコレクション資料が多く、真贋が疑わしい資料が物質的根拠として扱われ、より資料として確かな情報をもつはずの発掘資料が等閑視されている。

こうした状況は、必ずしも文献史学者に非があるわけではない。むしろ、日頃から発掘報告書に目を通す習慣のある考古学者が、その情報を適切に扱い、迅速に研究に活用することで、責を果たさす必要がある。たしかに、絶対年代や歴史的背景については、考古学者は文献史料の助けを借りずには語れない。しかし、秦代以前に関して言えば、『史記』に記述されているとは言っても、編者である司馬遷が生きた時代よりも100年以上も前である。歴史文献に書かれていない事実を考古学の発掘成果が解き明かす可能性はまだまだ残っている。

そこで本稿では、戦国〜秦・前漢初期の年代観にとくに疑問を感じる鏡と貨幣を対象に、資料自体や出土墓について分析し、文献や木簡・竹簡などの文字史料との対照を行うことで、秦漢帝国成立の裏側で物質文化がどのように変化したのか、あるいはその担い手となった商工業者たちにどのような動きがあったのか、その動態に迫りたい。

## 一　秦の中国統一と鏡

戦国時代中期から前漢時代中期にかけて用いられた銅鏡に、鏡背面を地紋で埋めつくし、その上に主紋を設けたものがある。そのような鏡を「地紋鏡」と呼ぶが、なかには主に楚の領域でつくられた「華南の鏡」＝羽状地紋鏡と、それに対する「華北の鏡」＝細地紋鏡とがある。

このうち、羽状地紋鏡については厚い研究の蓄積があり、戦国時代の楚文化を代表する器物としての位置づけが明らかにされているが［雷1982、宮本1990、廣川2005、石谷2013］、一方の細地紋鏡については、紋様や断面形態の型式分類は行われているものの［宮本1990・岡村1991］、羽状地紋鏡や戦国末期に出現する蟠螭紋鏡と比べて出土数が少なかったことが原因して、歴史的・地理的な位置づけが十分になされてこなかった。しかし、今ではそうした資料的な制約もずいぶん解消され、戦国〜秦漢時代の鏡文化のなかでの位置づけを再確認する必要に迫られている。

そこで、本章では秦文化の変遷を明らかにするために、細地紋鏡を再分類したうえで、その流通範囲と出土墓の構造に注目して議論を進めていく。その焦点は、細地紋鏡がこれまでに言われてきたような戦国鏡であるかどうか、つまり「華南の鏡」である羽状地紋鏡と対比して「華北の鏡」と言えるような器物であったかを検証することにある。また、前漢前期を代表する鏡である蟠螭紋鏡にも議論を敷衍し、細地紋鏡との関係から秦文化の変遷を探る。

### （1）細地紋鏡は「華北の鏡」か？

細地紋鏡は細い点と線とで構成される幾何学的な紋様を地紋とする鏡群である［岡村1991］。細地紋鏡には様々な主紋を施したものがあり、鏡式として区別すると多様性があるように見えるが、地紋に注目して見れば大きく分けて６種類に限られる。

細地紋鏡の地紋は、宮本一夫氏によって鈎連雷紋を主体とする細地紋A・B類と、菱形紋を主体とする細地紋C・D・E・F類とに明快に分類されている［宮本1990］。本稿でもその分類を踏襲するが、

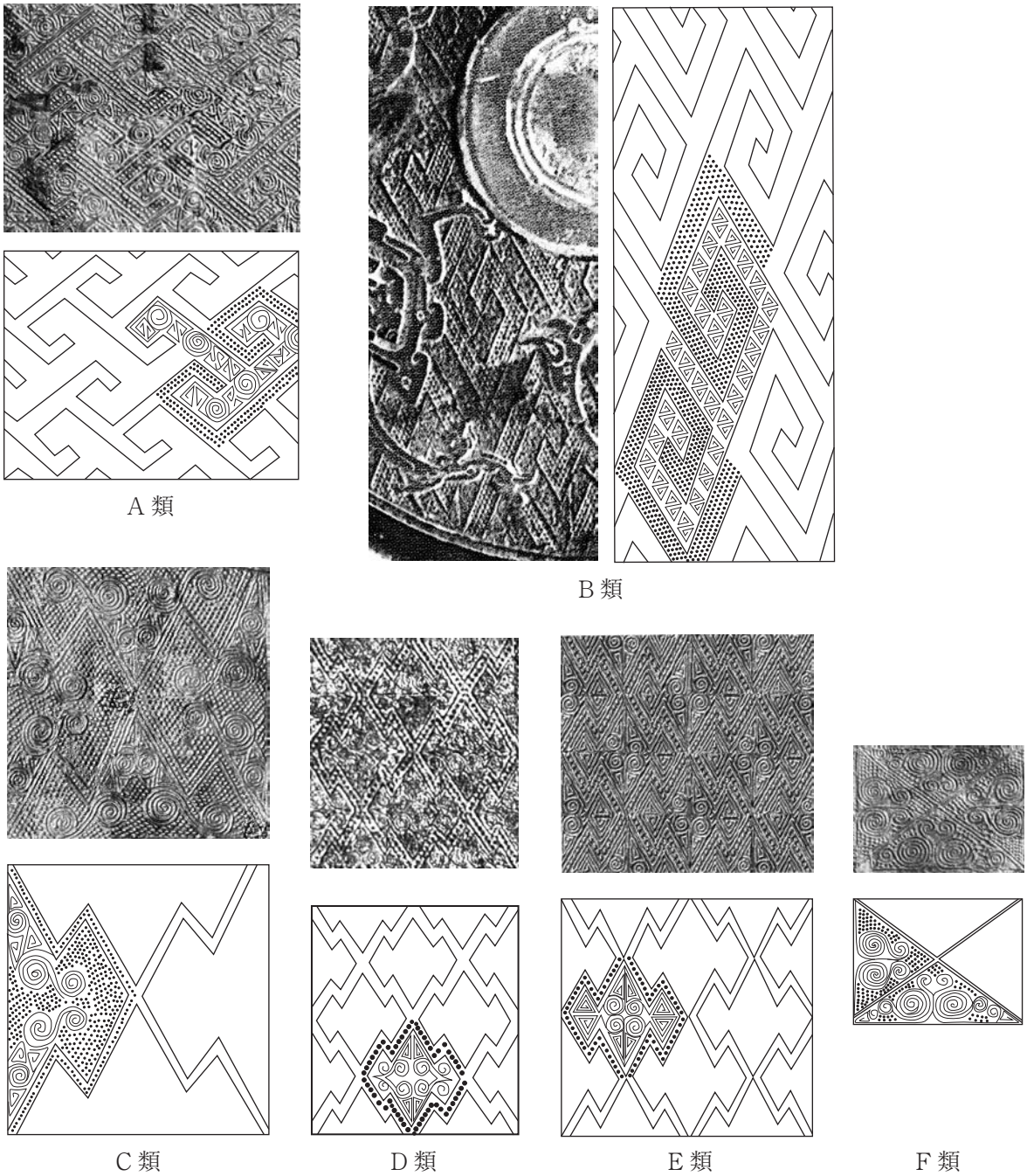


**図 1**　細地紋鏡の地紋

細地紋鏡のみならず、戦国鏡の地紋はスタンプ（印型）を用いてつくられているため、その単位紋様を反映させたものを**図 1** に示した。細地紋鏡の地紋は、類によらず、すべてがこの地紋単位の繰返しによって構成されている。

一方の主紋は、宮本氏によって禽獣紋A・B・C・D・E、鳳凰紋A・Bと複数の鳥紋に分類されている。ただし、この分類の参考となった鏡の多くは出土地不明のコレクション資料であり、30年近くたった今でも出土資料に認められないものがある。一方で、近年の発掘資料によって補足されるべき紋様もあるため、新たに分類を設定した（**図 2**）。

まず、鳳凰紋と鳥紋は、従来は紋様の大小によって区別されたようであるが、紋様の中心をなすもの（主紋様）を鳳紋、それに従属する紋様（従属紋様）を鳥紋と分類しなおした。鳳紋には、身体を大きくひねり、首と尾とが交差するもの（鳳紋A類）と、心葉形の上に直立し後ろをふり返るもの（鳳紋B類）、同じく後ろをふり返る顧首表現ではあるが、尾を頭上で左右に広げたもの（鳳紋C類）、尾や羽を左右に大きく展開するもの（鳳紋D類）がある。従属紋様である鳥紋には、菱形状の構造物の上に鳥が止まるもの（鳥紋A類）と、樹上に鳥が止まったもの（鳥紋B類）、飛行する鳥が俯瞰で表現されたもの（鳥紋C類）とがある。

龍紋には、二本足で立ち身体をS字状にひねるもの（龍紋A類）、心葉形の身体から首と尾が出るもの（龍紋B類）、鳳紋A類と同じように首と身体を交差させるもの（龍紋C類）、身体を渦巻状にひねり、後ろをふり返るもの（龍紋D類）、鳳紋C類が尾を大きく広げるのと同じように、翼を左右に広げるもの（龍紋E類）、同様に翼を左右に広げ、旋回して下を向くもの（龍紋F類）がある。

以上の鳳紋・鳥紋・龍紋に加えて、羽状地紋鏡群に見られるような心葉形や水滴形の葉紋がある。葉紋C類としたものはあるいは鳥を表した紋様かもしれないが、従属紋様ではなく主紋様として用いられているため、葉紋の分類に入れておいた。また、葉紋D類は主紋というよりも円圏鈕座に付属する紋様である。

以上のように、一見細地紋鏡の主紋には多様性があるようで、実は地紋との組合せには一定の規則性が認められる。たとえば、細地紋A類と鳳紋A類、細地紋B類と龍紋B類、細地紋C類と葉紋A・B類、細地紋D類と龍紋C類、細地紋F類と鳳紋C類（＋鳥紋A類）・葉紋D類などは定番の組合せであったようである。このように紋様の組合せがパターン化する背景には、地紋原型を用いた製作方法が関係しており、同じ原型からつくられた同型鏡も存在している［石谷2016］。

たとえば、河南省の霊宝県から出土した鏡と、同じく河南省の南陽防爆廠97号墓から出土した鏡は、紋様の細部にわずかな違いがある一方で、地紋に共通する凹傷が見られる。このことから、両者は同型鏡で、原型か鋳型の段階で補修が行われたとわかる。しかも同様の傷は江蘇省儀徴劉集鎮４号墓・広東省広州の南越王墓東側室、さらには周縁形態の異なる安徽省和県から出土した鏡にまで確認され、これらが一連の同型鏡群であることが確かめられる（**図 3**）。

また、安徽省の潜山彭嶺40号墓から出土した鏡と河南省の三門峡大嶺粮庫198号墓から出土した鏡は、細地紋D類・龍紋C類という組合せが共通し、その位置関係も全く同じであるが、鈕座の形状や周縁の形態に違いがある（**図 4**）。しかし、両鏡を重ね合わせると地紋がぴったりと一致し、これらがもとは同一の原型からつくられた鏡で、鋳型の段階で異なる鈕座と周縁が施されたとわかる。

さらに、戦国地紋鏡のなかには、鏡径や紋様構成がまったく異なる場合にも、もとは同一の地紋ス

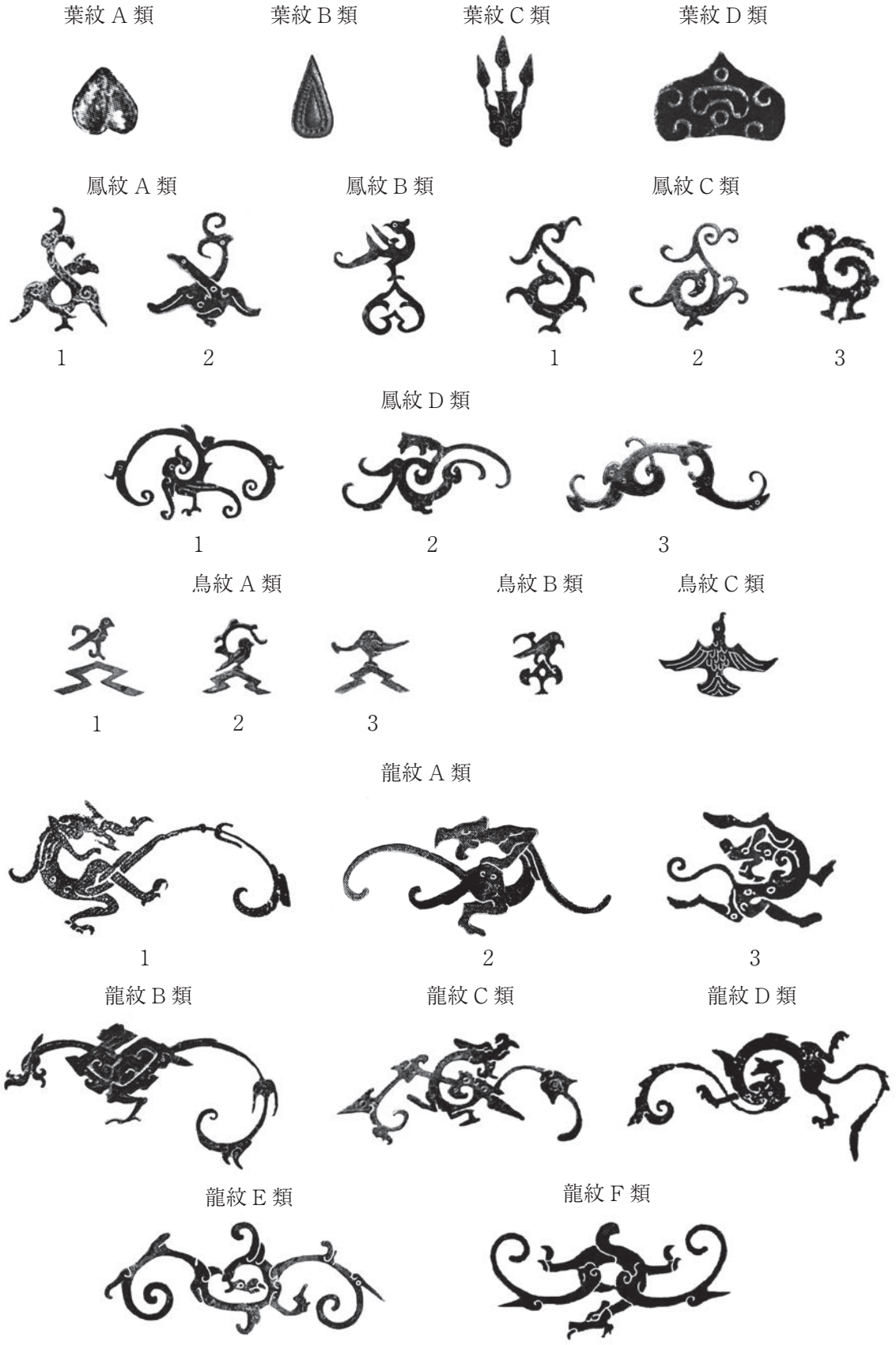
葉紋A類
葉紋B類
葉紋C類
葉紋D類
鳳紋A類
鳳紋B類
鳳紋C類
1
2
1
2
3
鳳紋D類
1
2
3
鳥紋A類
鳥紋B類
鳥紋C類
1
2
3
龍紋A類
1
2
3
龍紋B類
龍紋C類
龍紋D類
龍紋E類
龍紋F類

**図2**　細地紋鏡の主紋

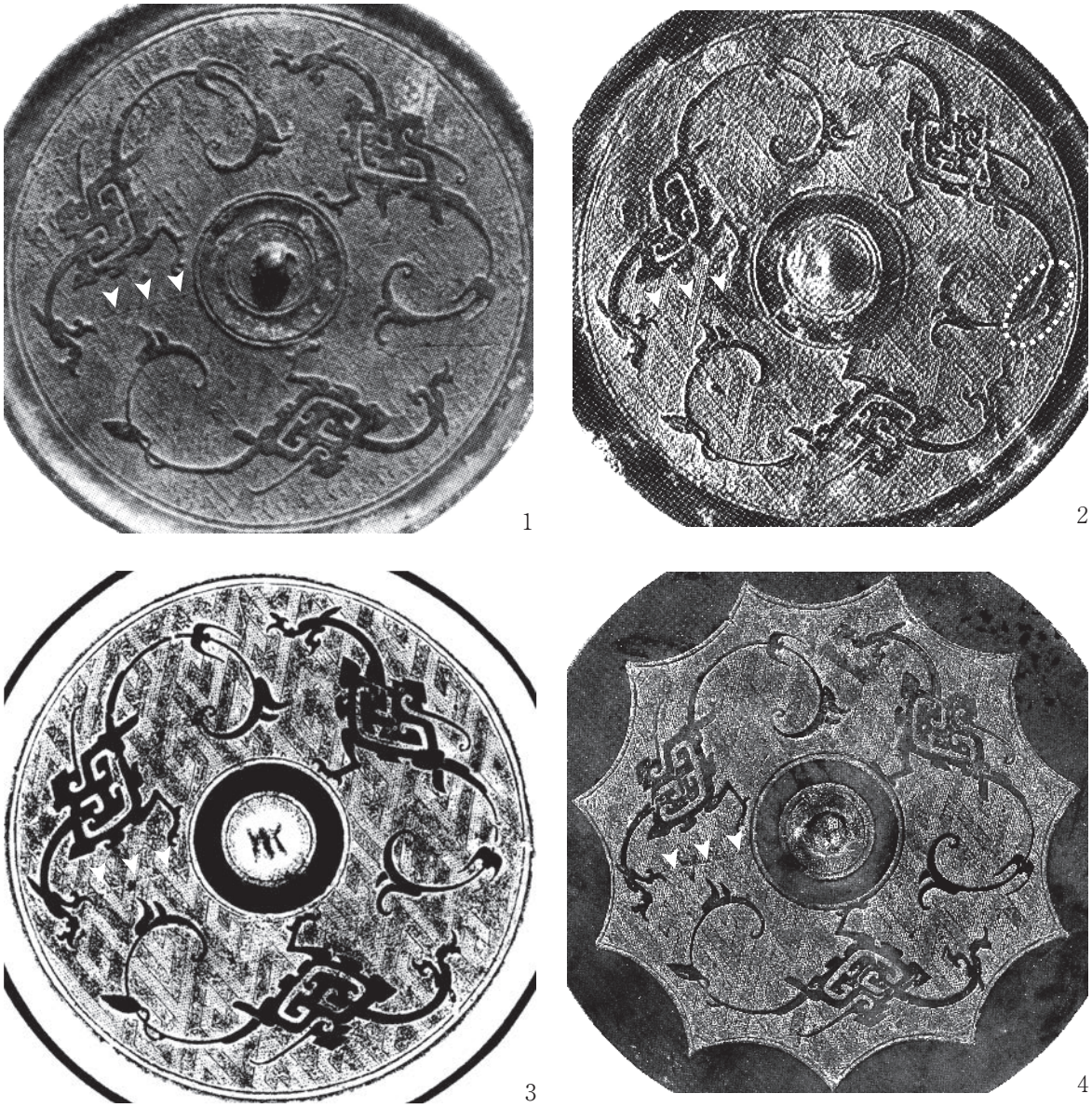


**図 3**　細地紋鏡の同型鏡（B-1 群）

（1. 霊宝市西閻郷潤南村、2. 南陽防爆廠 97 号墓、3. 儀徴劉集鎮聯営 4 号墓、4. 和県）

タンプからつくられた鏡群が存在する［石谷2013・2016］。たとえば、河南省の洛陽邙山Ⅰ1158号墓から出土した鏡と、同じく河南省の鞏義站街２号墓から出土した鏡は、細地紋C類という点と葉紋を主紋とする点は共通するが、鏡径も鈕座の形状も紋様構成もまったく異なっている。しかし、これだけの違いがあるにも関わらず、地紋の単位紋様は細部まで一致している（**図 5 -1・2**）。

同様のケースは、他にも細地紋A類・B類・E類・F類を地紋とする鏡群にも認められる。たとえば、湖北省荊州沙市区肖家山１号墓出土鏡と襄陽王坡７号墓出土鏡は、鏡径や紋様構成はまったく異なるが、地紋の単位紋様だけは一致する（**図 5 -3・4**）。また、河南省洛陽邙山Ⅰ1193号墓や南陽一中133号墓などから出土した一群は、細地紋F類の単位紋様の大きさが約2.6×2.0㎝で統一されているが、これは湖南省長沙東風路烈士公園21号墓や河南省南陽一中219号墓などから出土した一群の約2.3×1.8

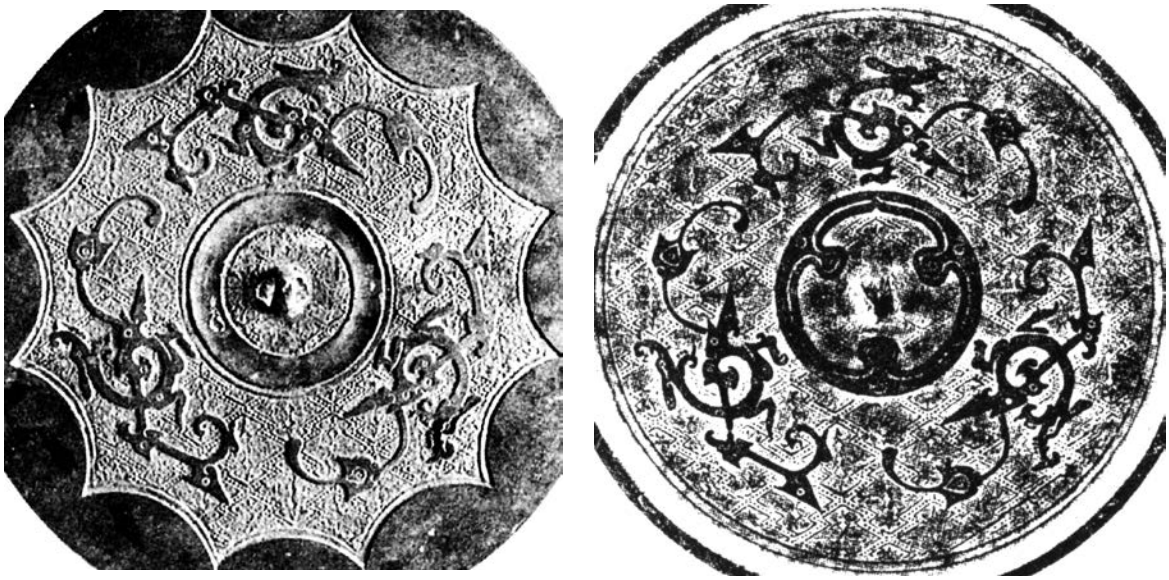

**図 4**　細地紋鏡の同型鏡（D 群）
（左 . 潜山彭嶺 40 号墓、右 . 三門峡大嶺粮庫圍墓溝 198 号墓）

cmという単位紋様と比べて明らかに大きい（**図 6**）。

以上のような手続きによって細地紋鏡の地紋を比較し、単位紋様が共通する一群を同印鏡群として抽出した（**表 1**）。鏡の状態や資料として用いた図録写真・拓本の画質などの問題により、すべての鏡の地紋単位の判別を行えたわけではないが、現状として10組の同印鏡群にまとめることができた。ここでは、同型鏡ももとをたどれば同一のスタンプからつくられた鏡群であるため、同印鏡群に含めている。このような同印鏡群は、製作に用いられた原型やスタンプが共通することから、型式が共通する鏡どうしよりも製作地や製作者が同一である可能性が高い。よって、以下ではこの同印鏡群を手がかりとして、分析を行っていく。

まず、各同印鏡群で用いられている主紋に注目する。先に述べたように、細地紋鏡では地紋と主紋の組合せに規則性があるが、実はそれは同型鏡ないし同印鏡のまとまりを反映したものである。ゆえに、同じ細地紋が施された鏡であっても、異なる同印鏡群に属していれば、主紋の選択にも違いが認められる。たとえば、細地紋A類が施された鏡群のなかでも、A-1 群では鳳紋A類と菱形紋が組合わさるが、A-2 群では鳳紋C類や葉紋C類と鳥紋が組合わさる。また、C群では葉紋A・B類が選択されるが、E群の 1 面を除いて、他の群では使われていない。一方、B-1 群・B-2 群・D-1 群・D-2 群・E群・F-1 群・F-2 群のほとんどが、鳳紋C・D類か龍紋を主紋としている。D-2 群やE群に龍紋と鳳紋D類とが組合わさるものが見られることからも、これらが選択肢として一体であったとわかる。

次に、同印鏡群ごとに出土地を地図上に落とし、その違いを視覚化すると、**図 7** のようになる。A-1 群の陝西省からの発見例は発掘品ではなく採集品であるから、それを除くと、鈎連雷紋系の細地紋A・B類を地紋とする鏡群のうち、A-1 群は河南省東部、A-2 群は湖北省の襄陽－荊州間、B-1 群は河南省の西南部から漢水沿いに下って湖南省の長沙、さらには長江を下って安徽省の和県や江蘇省の儀徴にまで [1]、B-2 群は湖北省の荊州－雲夢間に分布している。A-1 群とA-2 群とでは明らか

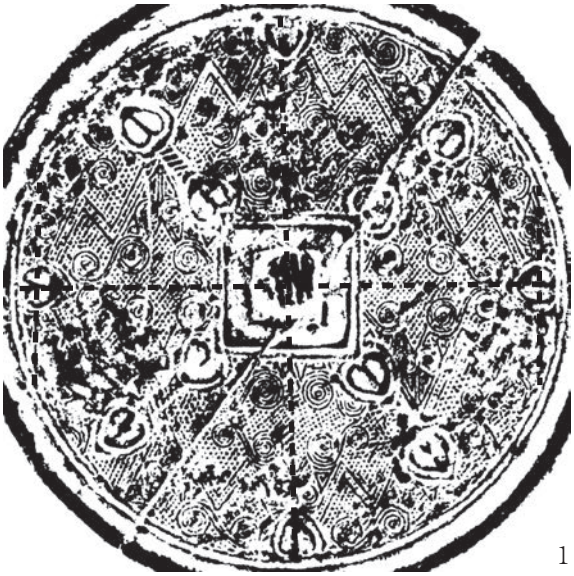

1

2

（C 群　1. 洛陽邙山Ⅰ1158 号墓、2. 鞏義站街２号墓）

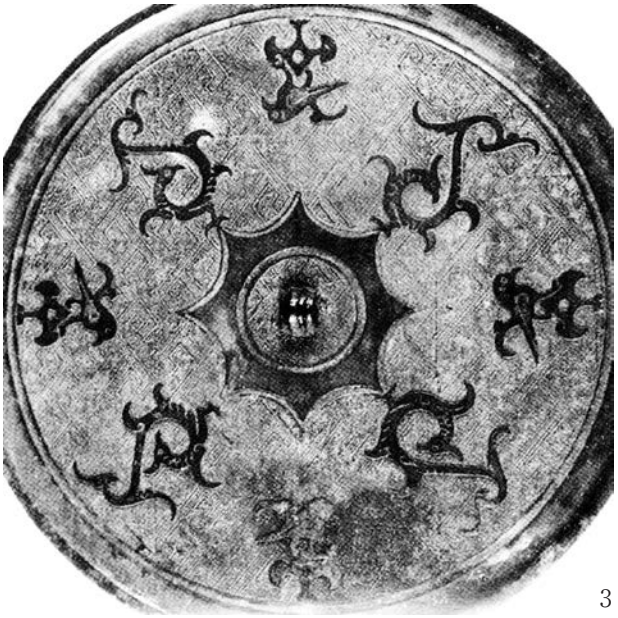

3

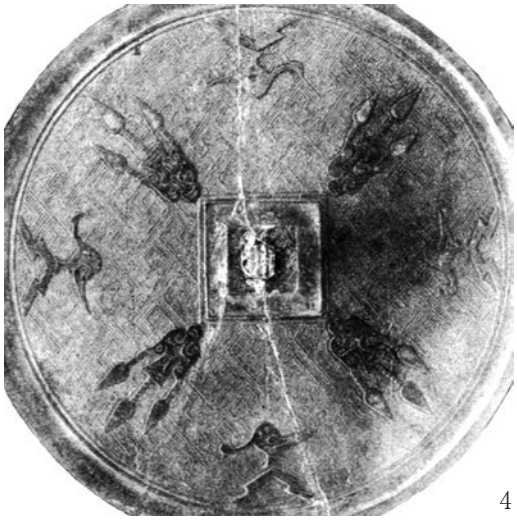

4

（A-2 群　3. 荊州沙市区肖家山１号墓、4. 襄陽王坡７号墓）

**図５**　細地紋鏡の同印鏡

に流通した範囲が異なり、B-１群はB-２群よりも北・東に広範囲に流通していたとわかる。

また、菱紋系の細地紋C・D・E・F類を地紋とする鏡群は、C群が河南省の中部、D-１群が河南省の西部から南部と安徽省の潜山、D-２群が長沙、E群が河南省東部から南部・湖北省北部、F-１群が河南省の中部から西に陝西省の西安、南に湖南省の長沙、さらには安徽省の六安にまで、F-２群が河南省南部から長沙に分布している。

こうして見ると、「華北の鏡」と考えらてきた細地紋鏡は、実は河南省の中部あるいは東部を中心に分布するA-１群・C群と、河南省の西南部以南、すなわち南陽・襄陽・荊州・雲夢・長沙、さらに

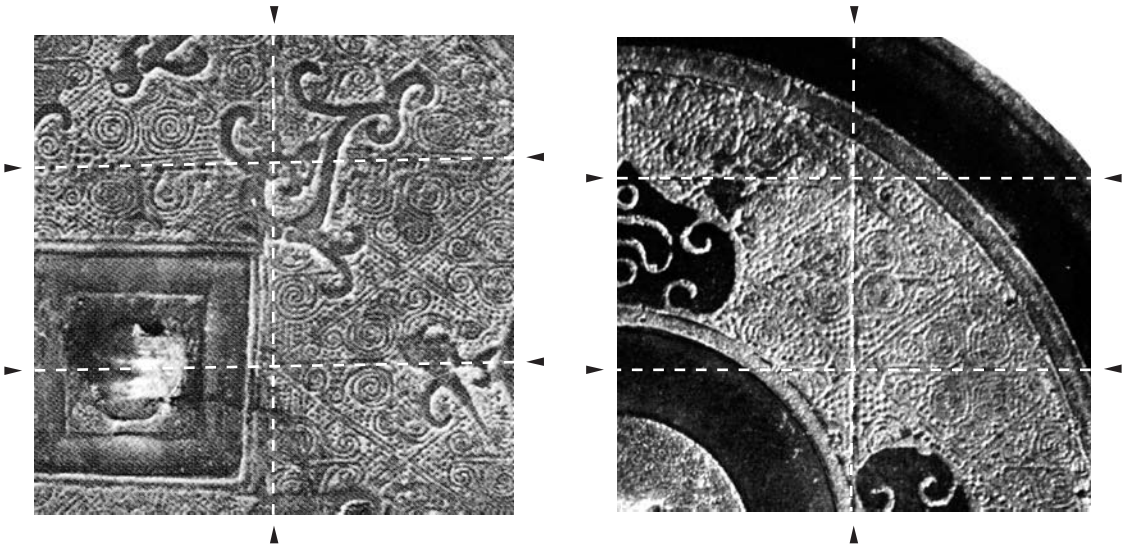

**図 6**　単位紋様の比較
（左．F-1 群：南陽一中 133 号墓、右．F-2 群：長沙東風路烈士公園 21 号墓）

は安徽省にまで分布を広げるA-２群・B-１群・B-２群・D-１群・D-２群・E群、F-１群・F-２群に出土傾向が大きく分かれる。

こうした同印鏡群による出土傾向の違いは、おそらく製作地と製作時期の違いを示している。しかも、単なる資料の分布ではなく、同印鏡群の分布であるから、製作集団の活動範囲と活動時期の違いをより鮮明に示している。つまり、同じ細地紋鏡という鏡式のなかでも、A-１群・C群とその他の鏡群とでは、製作した集団も製作された時期も異なる可能性がある。同印鏡群によって選択される主紋に違いが見られたのも、製作集団の嗜好や時代性を反映したものであろう。しかし、それを論証するためには、細地紋鏡が出土した墓についての分析を行い、製作時期を明確にする必要がある。

### （２）細地紋鏡は戦国鏡か？

**中原地域の細地紋鏡出土墓**

洛陽東周王城の発掘報告に見られるように、戦国中期までの中原地域では、壁龕をともなう竪穴墓か、もしくは二層台構造の竪穴墓がつくられていた［洛陽市文物工作隊2009］。それが戦国後期になると、洛陽邙山墓地に見られるように、竪穴墓道の主軸延長上に埋葬主体部を設ける洞室墓が出現し、次第に竪穴墓に代わって主流となる［洛陽市第二文物工作隊1999］。

これは、ちょうど関中地区の秦墓に見られる戦国中期から秦漢時代にかけての竪穴墓から洞室墓への変化と対応しており［岡村1985］、秦人の埋葬習俗が中原地域にも浸透してきたことを反映している（**図 8**）。

従来の洞室墓分類を参考にしつつ、中原地域の細地紋鏡出土墓の構造を確認すると、

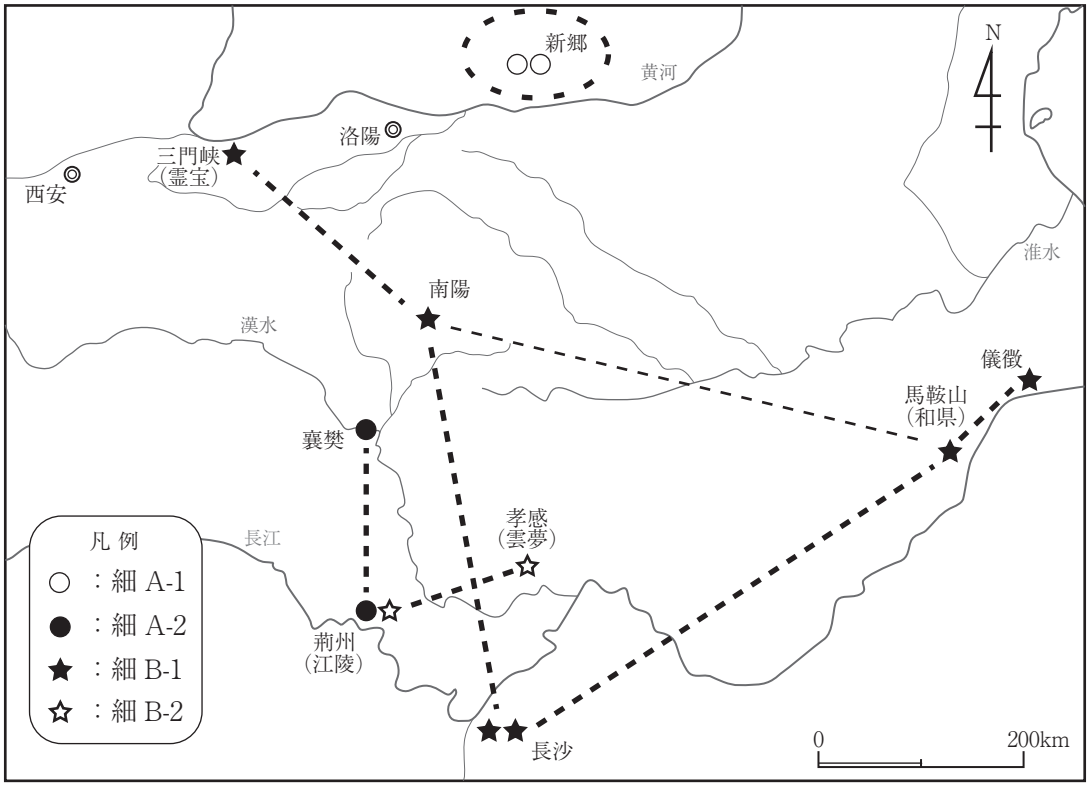


A-1 群・A-2 群・B-1 群・B-2 群

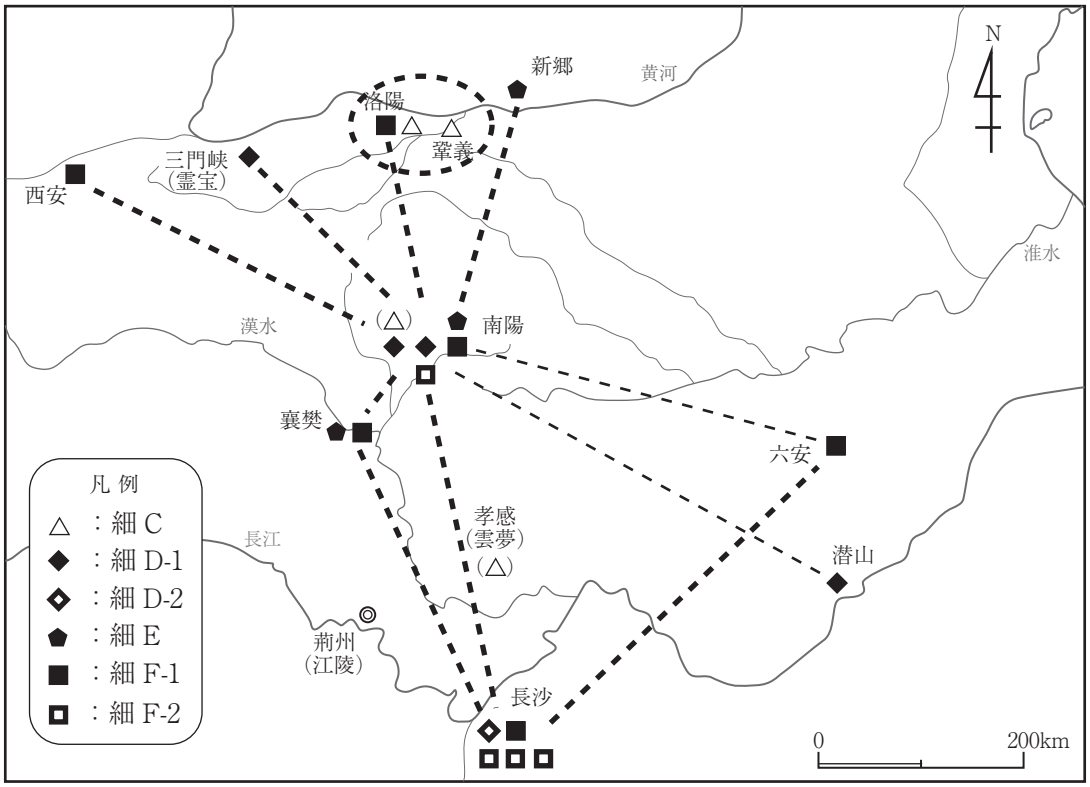


C 群・D-1 群・D-2 群・E 群・F-1 群・F-2 群

※(△) は同印関係の判別が困難なもの

**図 7**　細地紋鏡の同印鏡の分布

**表 1**　出土細地紋鏡一覧

| 同印鏡群 | 出土地 | 直径(cm) | 鈕座 | 縁 | 地紋 | 主紋 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A-1 | 河南省新郷老道井26号墓 | 10.0 | 方格 | 有面 | A | 四鳳紋A-1＋四菱形紋 | 『華夏』2008-4、『老道井』 |
| | 陝西省城固県(収集) | 9.8 | 方格 | 有面 | ? | 四鳳紋A-1＋四菱形紋 | 『考文』1988-4 |
| | 河南省新郷老道井10号墓 | 9.3 | 方格 | 有面 | A | 四鳳紋A-1＋四菱形紋 | 『老道井』 |
| A-2 | 湖北省荊州沙市区肖家山1号墓 | 13.9 | 円圏＋連弧 | 有面 | A | 四鳳紋C-1＋四鳥紋B | 『考古』2005-9 |
| | 湖北省襄樊襄陽王坡7号墓 | 11.5 | 方格 | 有面 | A | 四葉紋C＋四鳥紋A-3 | 『王坡』 |
| ? | 安徽省巣湖北山頭1号墓 | 14.0 | 円圏内柿蒂紋 | 連弧 | A | 三鳳紋D | 『巣湖』 |
| B-1 | 湖南省長沙王公塘1号墓(M1982) | 14.3 | 円圏 | 有面 | B | 三龍紋A-1 | 『長沙』 |
| | 江蘇省儀徴劉集鎮聯営4号墓 | 16.0 | 円圏 | 有面 | B | 三龍紋B | 『儀徴』 |
| | 河南省霊宝西閻郷潤南村 | 15.8 | 円圏 | 有面 | B | 三龍紋B | 『中原』2009-3 |
| | 広東省広州前漢南越王墓東側室(E34) | 15.6 | 円圏 | 有面 | B | 三龍紋B | 『南越』 |
| | 河南省南陽防爆廠97号墓 | 15.4 | 円圏 | 有面 | B | 三龍紋B | 『南陽』 |
| | 安徽省和県 | 15.9 | 円圏 | 連弧 | B | 三龍紋B | 『全集』16 |
| | 湖南省長沙洞梓坡24号墓 | 13.9 | 円圏 | 連弧 | B | 三龍紋D | 『学報』1986-1 |
| B-2 | 湖北省荊州高台1号墓 | 13.5 | 円圏＋連弧 | 有面 | B | 三龍紋B | 『高台』 |
| | 湖北省雲夢睡虎地9号墓 | 10.4 | 方格 | 有面 | B | 獣戦士紋 | 『睡虎地』 |
| C | 河南省洛陽邙山Ⅰ1158号墓 | 9.1 | 方格 | 有面 | C | 二連葉紋A＋葉紋A | 『中原』1999-1 |
| | 河南省鞏義站街2号墓 | 8.1 | 円圏 | 有面 | C | 四葉紋A＋四葉紋B | 『文物』2006-4 |
| ? | 湖北省孝昌花園鎮田家崗12号墓 | 7.0 | 円圏 | 有面 | C | 二連葉紋A＋葉紋A | 『孝感』 |
| ? | 河南省南陽万家園242号墓 | 13.0 | 方格 | 有面 | C ? | 四鳳紋B | 『南陽』 |
| D-1 | 安徽省潜山彭嶺40号墓 | 12.6 | 円圏 | 連弧 | D | 三龍紋C | 『学報』2006-2 |
| | 河南省三門峡大嶺粮庫園墓溝198号墓 | 12.3 | 円圏内柿蒂紋 | 有面 | D | 三龍紋C | 『中原』2004-6 |
| | 河南省南陽一中22号墓 | 10.3 | 方格 | 有面 | D | 四鳳紋A-2＋四菱形紋 | 『南陽』 |
| | 河南省南陽拆遷辦122号墓 | 7.6 | 円圏 | 有面 | D | 三鳳紋D-3 | 『南陽』 |
| | 広東省広州前漢南越王墓東側室(E47) | 26.6 | 円圏 | 連弧 | D | 糸巻形紋＋(計8頭の龍鳳) | 『南越』 |
| D-2 | 湖南省長沙長嶺水電八局2号墓 | 21.2 | 円圏 | 有面 | D | 糸巻形紋＋二龍紋A-3＋二鳳紋D-1＋四鳥紋C | 『楚風』 |
| E | 河南省新郷老道井28号墓 | 7.3 | 円圏 | 有面 | E | 二連葉紋A＋葉紋B | 『華夏』2008-4、『老道井』 |
| | 湖北省襄樊襄陽王坡78号墓 | 14.5 | 円圏 | 連弧 | E | 二龍紋A-2＋二鳳紋D-2 | 『王坡』 |
| | 河南省南陽広電公司59号墓 | 11.8 | 円圏 | 連弧 | E | 三龍紋D | 『南陽』 |
| F-1 | 河南省洛陽邙山Ⅰ1193号墓 | 12.0 | 方格 | 有面 | F | 四鳳紋C-2＋四鳥紋A-1 | 『中原』1999-1 |
| | 湖北省襄樊襄陽王坡35号墓 | 11.5 | 方格 | 有面 | F | 四鳳紋C-2＋四鳥紋A-2 | 『王坡』 |
| | 湖南省杜家山799号墓 | 11.4 | 方格 | 有面 | F | 四鳳紋C-2＋四鳥紋A-1 | 『図案』 |
| | 河南省南陽一中133号墓 | 11.2 | 方格 | 有面 | F | 四鳳紋C-2＋四鳥紋A-1 | 『南陽』 |
| | 四川省成都羊子山(収集) | ? | 方格 | 有面 | F | 四鳳紋C-2＋四鳥紋A-1 | 『四川』、『図典』 |
| | 陝西省西安郊区 | 13.7 | 円圏 | 連弧 | F | 四鳳紋D-3 | 『全集』16 |
| | 安徽省六安経済技術開発区235号墓 | 12.5 | 円圏 | 有面 | F | 四葉紋D | 『六安』 |
| F-2 | 湖南省長沙東風路烈士公園21号墓 | 11.8 | 円圏 | 有面 | F | 四葉紋D | 『楚風』 |
| | 河南省南陽一中219号墓 | 19.1 | 円圏 | 連弧 | F | 四龍紋E＋四葉紋D | 『南陽』 |
| | 湖南省長沙楊家湾33号墓(M950) | 17.0 | 円圏 | 匕縁 | F | 四龍紋F＋四葉紋D | 『長沙』 |
| ? | 湖南省長沙赤崗冲27号墓(M1074) | 14.0 | 円圏 | 連弧 | F | 四龍紋F＋四葉紋D | 『長沙』 |
| ? | 湖北省孝昌花園鎮田家崗4号墓 | 10.5 | 円圏 | 連弧 | DorE | 三龍紋C | 『孝感』 |
| ? | 河南省新鄭(収集) | 8.9 | 方格 | 有面 | ? | 四鳳紋C-3＋四葉紋B | 『中原』1991-2 |

竪穴土坑墓　　洛陽邙山Ⅰ1158号墓：細地紋鏡C群
　　新郷老道井10号墓：細地紋鏡A-１群
Ⅲ式洞室墓　　洛陽邙山Ⅰ1193号墓：細地紋鏡F-１群
　　新郷老道井26号墓：細地紋鏡A-１群
　　新郷老道井28号墓：細地紋鏡E群
　　鞏義站街２号墓：細地紋鏡C群
　　三門峡大嶺粮庫198号墓（囲墓溝墓）：細地紋鏡D-１群

というように、竪穴土坑墓からⅢ式洞室墓へと変化している。ここで注目されるのは、戦国中期から後期の秦墓に見られるⅠ式洞室墓とⅡ式洞室墓が中原地域には確認できず、戦国後期になっていきなりⅢ式洞室墓が現れる点である。これは、洞室墓が中原地域独自の埋葬習俗ではなく、戦国秦の文化の影響を受けて成立したものであることを示している。つまり、中原地域では、在地の埋葬習俗として竪穴土坑墓をつくっていたが、戦国後期になって秦人の侵入をきっかけに洞室墓がつくられるようになったと考えられる。

よって、竪穴土坑墓からも出土している細地紋鏡A-１群・C群は、もとは洛陽や新郷など中原地域で製作された鏡であったが、洞室墓のみから出土している細地紋鏡D-１群・E群・F-１群は、三門峡・洛陽・新郷・鞏義といった地に秦人が侵入してから製作された可能性を考えねばならない。

これについて、『史記』六国年表に、

「秦荘襄王楚元（前249）年、蒙驁 成皐・滎陽を取る。初めて三川郡を置く。呂不韋 相となる。東周を取る」（「秦荘襄王元年、蒙驁 取成皐・滎陽。初置三川郡。呂不韋相。取東周」）

とあり、また『史記』秦本紀に、

「荘襄王元年、・・・蒙驁をして韓を伐たしむ。韓 成皐・鞏を献ず。秦の界大梁に至り、初めて三川郡を置く」（「荘襄王元年、・・・使蒙驁伐韓。韓献成皐・鞏。秦界至大梁、初置三川郡」）

とあるように、紀元前249年の時点で東周はすでに滅び、秦は韓から鞏（今の鞏義市）を得て、かつ秦の領域は前340年以降の魏の都大梁（今の開封）にまで迫っていた[(2)]。

さらに、『史記』魏世家に、

「景湣王元（前242）年、秦 我が二十城を抜き、以て秦の東郡となす。二（前241）年、秦 我が朝歌を抜く。・・・三（前240）年、秦 我が汲を抜く」（「景湣王元年、秦抜我二十城、以為秦東郡。二年、秦抜我朝歌。・・・三年、秦抜我汲」）

とある。ここに出てくる朝歌と汲はどちらも今の新郷市と淇県の間にあるから、このときには新郷一帯も秦の支配下に置かれたと考えられる。

◎関中地区

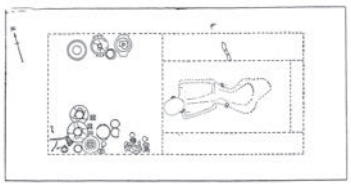

1. 竪穴墓（鳳翔高庄 49 号墓）

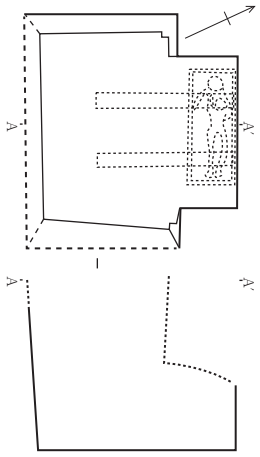

2. Ⅰ式洞室墓（鳳翔高庄 15 号墓）

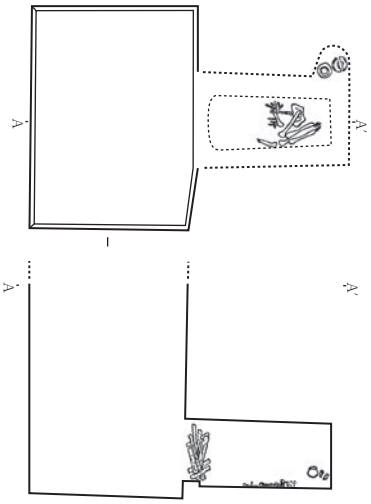

3. Ⅱ式洞室墓（西安半坡 68 号墓）

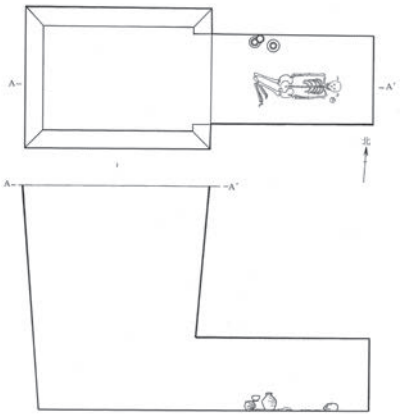

4. Ⅲ式洞室墓（西安尤家荘 25 号墓）

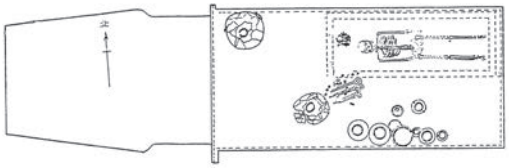

5. Ⅳ式洞室墓（鳳翔高庄 33 号墓）

◎中原地域

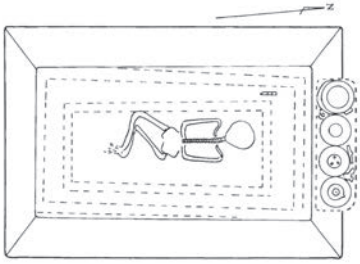

6. 竪穴墓（洛陽邙山Ⅰ996 号墓）

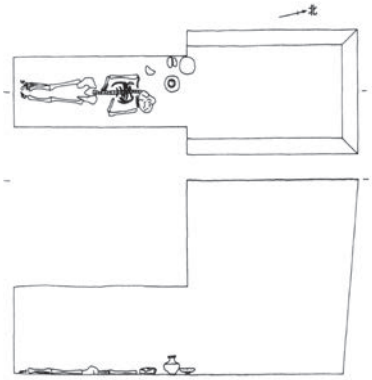

7. Ⅲ式洞室墓（新郷老道井 22 号墓）

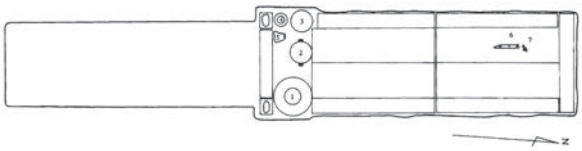

8. Ⅳ式洞室墓（洛陽邙山Ⅰ1096 号墓）

**図 8**　関中地区と中原地域の墓葬構造比較

つまり、細地紋鏡が出土した洞室墓のうち、洛陽邙山Ⅰ1193号墓と鞏義站街２号墓は前249年、新郷老道井26号墓と28号墓は前240年を埋葬年代の上限とする。中原地域に秦人が侵入し、細地紋鏡D-１群・E群・F-１群が製作されたのも、それ以降であったことになる。

**漢水流域の細地紋鏡出土墓**

一方、漢水流域では、戦国後期に一時的に洞室墓が入ってくるものの、その習俗はあまり長くは続かなかったようで、襄陽などの旧楚領では秦代から前漢時代にかけても在地の竪穴土坑木椁墓の習俗が続いた［湖北省文物考古研究所ほか2005］。また、河南省南部の南陽では、秦代以降も竪穴土坑墓をつくり続けたようである［南陽市文物考古研究所2012］。

実際、漢水流域から長江流域にかけての細地紋鏡出土墓の構造を確認すると、

| | |
|---|---|
| 洞室墓 | 襄陽王坡７号墓：細地紋鏡A-２群 |
| 竪穴土坑墓 | 南陽万家園242号墓：細地紋鏡C群 |
| | 南陽広電公司59号墓：細地紋鏡E群 |
| | 南陽一中219号墓：細地紋鏡F-２群 |
| 斜壁竪穴土坑墓 | 南陽一中22号墓：細地紋鏡D-１群 |
| | 南陽一中133号墓：細地紋鏡F-１群 |
| 竪穴土坑木椁（木棺）墓 | 襄陽王坡78号墓：細地紋鏡E群 |
| | 襄陽王坡35号墓：細地紋鏡F-１群 |
| | 荊州沙市肖家山１号墓：細地紋鏡A-２群 |
| | 南陽防爆廠97号墓：細地紋鏡B-１群 |
| | 雲夢睡虎地９号墓：細地紋鏡B-２群 |
| 帯斜坡墓道竪穴土坑木椁墓 | 荊州高台１号墓：細地紋鏡B-２群 |
| 帯斜坡墓道竪穴土坑墓 | 潜山彭嶺40号墓：細地紋鏡D-１群 |

というように、洞室墓は襄陽王坡７号墓墓しか確認できない（**図９-１**）。中原地域のような墓の構造からの年代推定は難しいため、先行研究の江漢地区青銅器・陶器分類を参考に［岡村1985］、鏡と共伴した他の副葬品に注目してみると、算盤玉形装飾付きの半環鈕をもつ蓋に丸底で太く短い足の付いた銅鼎（襄陽王坡35号墓：**図９-２**）や蒜頭壺（荊州沙市肖家山１号墓：**図９-３**）といった秦系器物、あるいは小口甕（南陽一中219号墓）・小口凹底罐（荊州高台１号墓：**図９-４**）・双耳凹底罐（南陽一中133号墓）のような日常陶器類が出土するなど、これらの墓の年代が秦代から前漢中期の間に納まることが確かめられる。報告でも、荊州高台１号墓・沙市肖家山１号墓は秦代、襄陽王坡35号墓は前漢前期前半、南陽一中22号墓・133号墓は前漢中期前半とされている。

ここで注目されるのは、南陽万家園242号墓からの細地紋鏡C群の出土を除き、他の墓から出土した細地紋鏡がすべて中原地域において洞室墓のみから出土したD-１群・E群・F-１群か、中原地域には見られなかったA-２群・B-１群・B-２群・F-２群であった点である。細地紋鏡のなかでも、A-１群とC群は前３世紀半ば以前の戦国後期前半に、それ以外の鏡群は戦国後期後半以降、秦の領域内でつくられたと考えてよいだろう。

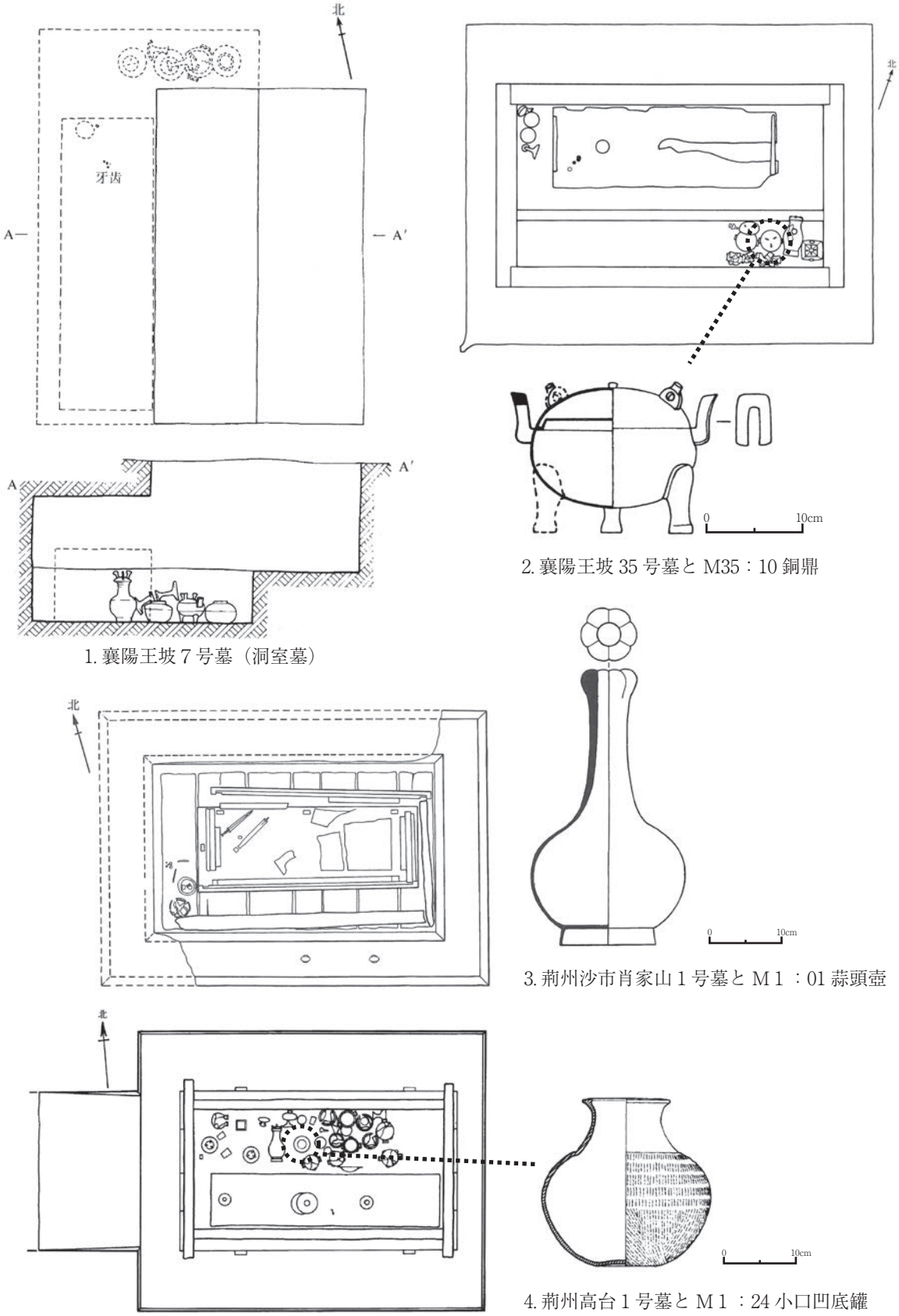


1. 襄陽王坡７号墓（洞室墓）

2. 襄陽王坡 35 号墓と M35：10 銅鼎

3. 荊州沙市肖家山１号墓と Ｍ１：01 蒜頭壺

4. 荊州高台１号墓と Ｍ１：24 小口凹底罐

**図９**　漢水流域の墓葬と共伴器物

では、漢水および長江の流域に秦の支配が及ぶのはいつ頃かというと、『史記』秦本紀に、

「（昭襄王）十五（前292）年、大良造白起 魏を攻め、垣を取り、復たこれに予える。楚を攻め、宛を取る」（「十五年、大良造白起攻魏、取垣、復予之。攻楚、取宛」）

とあり、また、

「二十八（前279）年、大良造白起 楚を攻め、鄢・鄧を取る。罪人を赦してこれに遷す」（「二十八年、大良造白起攻楚、取鄢・鄧。赦罪人遷之」）
「二十九（前278）年、大良造白起 楚を攻め、郢を取り、南郡となす。楚王走る」（「二十九年、大良造白起攻楚、取郢、為南郡。楚王走」）
「三十（前277）年、蜀守若 楚を伐ち、巫郡を取り、江南に及びて黔中郡となす」（「三十年、蜀守若伐楚、取巫郡、及江南為黔中郡」）

とある。宛は今の南陽市にあたり、紀元前292年には秦の境域に編入されている[(3)]。秦はその後宛を拠点として前279年には鄢と鄧、すなわち今の襄陽一帯を取り、翌年には楚の郢都江陵を陥落させる。また、前277年には江南を黔中郡となしている。ただし、翌年には楚が秦から「江旁十五邑」を取り返したとあり、秦将王翦が「荊江南地」を定めるのは秦始皇二十五（前222）年であるから、楚滅亡のその年まで江南の地は楚の領域であった可能性がある[(4)]。戦国後期の間、長江以南地域のどこが秦でどこが楚であったかを証明する史料はないが、前277年には秦の勢力が長江流域にまで迫っていたことは確かである。

なお、中原地域においては、細地紋鏡D-1群・E群・F-1群がつくられるようになったのは前3世紀半ば以降であった。その頃にはすでに漢水流域もほとんど秦の領域に入っていたことになるから、細地紋鏡は戦国後期後半になって秦の支配下で再生産が始まったあと、中原だけでなく当時の秦の領域内に流通範囲を広げたと考えられる。細地紋鏡A-2群・B-1群・B-2群・F-2群がつくられたのも、前3世紀後半以降になる。

以上のように、たしかに細地紋鏡は本来戦国後期の中原地域でつくられた鏡であったが、戦国後期後半以降には秦の領域でつくられるようになり、秦漢墓に副葬される。戦国鏡から秦鏡へと変化したというのが細地紋鏡の実体である。

### （3）中原の鏡と秦の鏡

ところで、細地紋鏡が本来中原地域の鏡であると考えるのには、ここまでに指摘した流通範囲の違いや墓から見た製作年代の違い以外にも理由がある。

まず、細地紋のモチーフとなった紋様は、春秋時代後期以来、中原地域で鼎や車馬具に用いられていた鈎連雷紋（Interlocked T's）である［Karlgren 1941］。たとえば、洛陽凱旋路南から出土した鼎と車軎［中国社会科学院考古研究所洛陽唐城工作隊2000］、洛陽中州路2729号墓（東周第三期：春秋後期）や2717号墓（東周第四期：戦国前期）から出土した車軎［中国科学院考古研究所1959］、洛陽

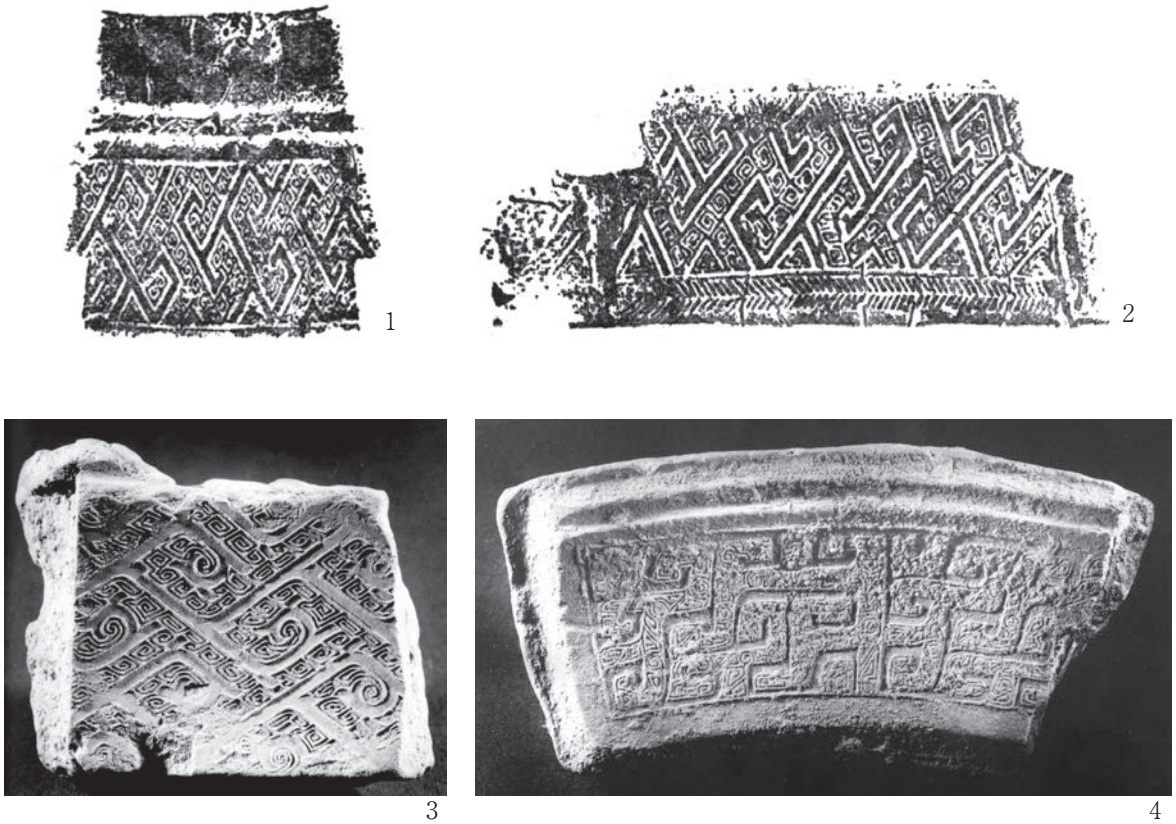


**図10**　洛陽出土の鈎連雷紋車軎（紋様拓本）と侯馬出土の鈎連雷紋鋳型
（1. 中州路 M2717：202、2. 中州路 M2729：32、3.ⅡT47③：4、4.ⅡT81H126）

東周王城西区102号墓（戦国前期）から出土した車軎などに見られる（**図10-1・2**）［洛陽市文物工作隊2009］。また、細地紋C類などの菱形紋（Zigzag lozenge）についても、鈎連雷紋から発展した紋様であると指摘されている。

次に、細地紋のスタンプを利用した製作方法は、もとは青銅器紋様の製作に用いられた方法である。山西省の侯馬鋳銅遺跡からは青銅器紋様を製作するための原型が出土しており、そこには羽状地紋鏡の地紋とよく似た紋様がスタンプを用いて施されている［石谷2016］。それに限らず、同遺跡からは鈎連雷紋の施された鋳型（ⅡT47③：4・ⅡT81H126：**図10-3・4**）や、戦国前期頃の螭紋鏡の原型（白店H15：12）も出土している［山西省考古研究所1996・2012］。残念ながら、スタンプを利用して施された細地紋こそ今のところ確認できないものの、スタンプを用いた紋様製作という方法自体が侯馬で盛んに行われ、そこでは鏡製作も行われていたのであるから、細地紋鏡をつくる伝統は中原地域にあったと考えてよいだろう。

では、秦では細地紋鏡の導入以前にどのような鏡を製作していたかというと、地紋をもたない無紋鏡や弦紋鏡であった。それらの鏡は、平縁で鈕座をもたないことを特徴とし、河南省の南陽や湖北省の江陵、湖南省の長沙周辺からも出土してはいるが、細地紋鏡とは違い陝西省内からも出土する。とくに、弦紋鏡は陝西省内からの出土が圧倒的に多い（**表2**）。

これについて、馬利清・宋遠茹の両氏は、西安尤家荘秦墓地から出土した16点の銅鏡のうち、弦紋

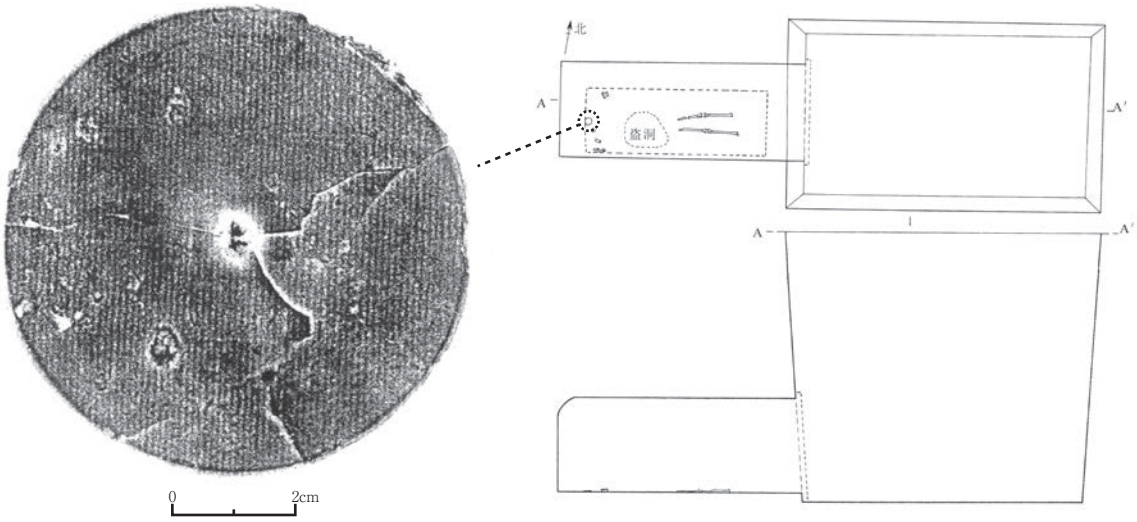


1. 尤家荘一号公寓 22 号墓と M22：２無紋鏡

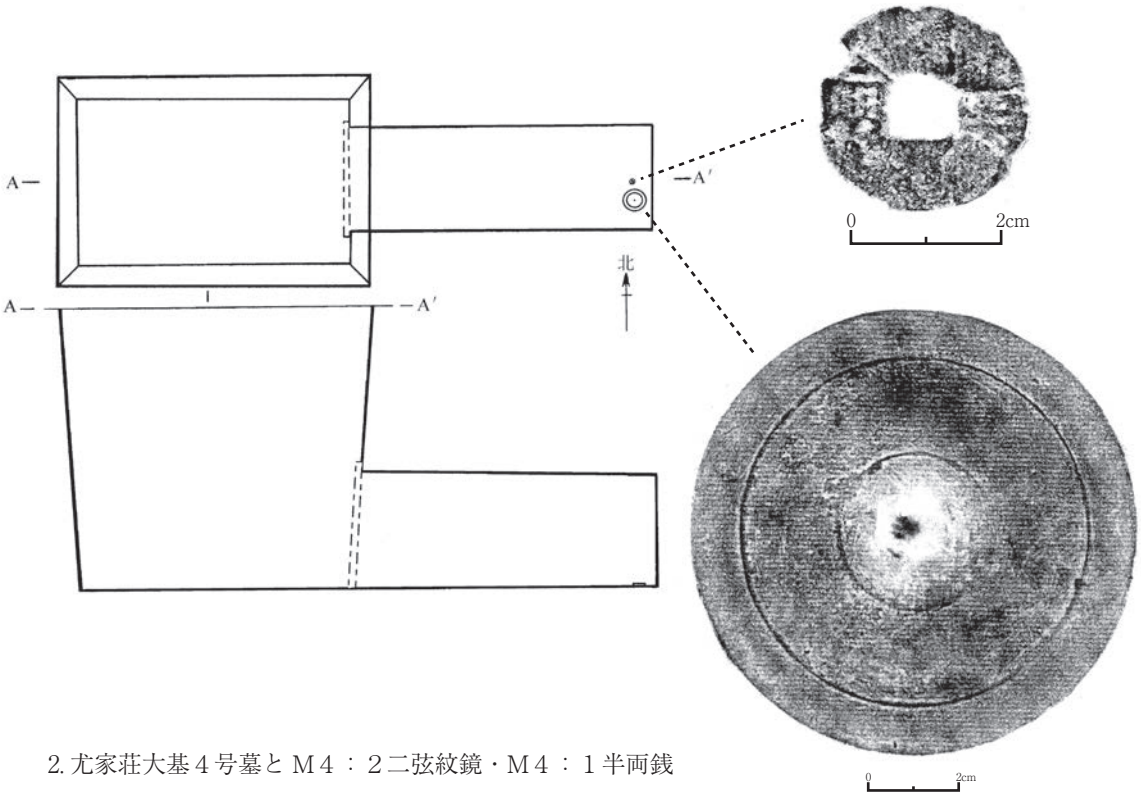


2. 尤家荘大基４号墓とＭ４：２二弦紋鏡・Ｍ４：１半両銭

**図11**　西安尤家荘秦墓地出土の無紋鏡と弦紋鏡

**表 2**　出土無地紋鏡一覧

| 出土地 | 直径(cm) | 鈕座 | 縁 | 主紋 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|
| 陝西省鳳翔南指揮村秦公一号大墓 | 9.2 | — | 平縁 | — | 『千秋』 |
| 河南省南陽八一路汽車城7号墓 | 17.0 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 河南省南陽拆遷弁95号墓 | 16.5 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 陝西省西安南郊茅坡郵電学院34号墓 | 15.7 | — | 平縁 | — | 『南郊』 |
| 湖南省長沙烈士公園18号墓(M333) | 15.4 | — | 平縁 | — | 『長沙』 |
| 河南省南陽汽運公司42号墓 | 15.3 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 河南省南陽拆建公司30号墓 | 14.4 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 河南省南陽防爆廠103号墓 | 14.2 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 河南省南陽防爆廠86号墓 | 13.8 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 湖北省襄陽王坡99号墓 | 13.8 | — | 平縁 | — | 『王坡』 |
| 湖南省長沙子弾庫16号墓(M1379) | 13.2 | — | 平縁 | — | 『長沙』 |
| 河南省南陽拆遷弁25号墓 | 11.0 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 河南省南陽八一路汽車城7号墓 | 10.3 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 河南省南陽防爆廠182号墓 | 9.7 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 湖北省江陵九店263号墓 | 9.7 | — | 平縁 | — | 『九店』 |
| 湖北省江陵九店702号墓 | 9.6 | — | 平縁 | — | 『九店』 |
| 湖北省江陵九店83号墓 | 9.5 | — | 平縁 | — | 『九店』 |
| 河南省南陽拆建公司60号墓 | 9.4 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 湖北省江陵九店271号墓(：1) | 9.2 | — | 平縁 | — | 『九店』 |
| 湖南省長沙子弾庫36号墓(M54) | 9.2 | — | 平縁 | — | 『長沙』 |
| 湖北省江陵九店701号墓 | 9.2 | — | 平縁 | — | 『九店』 |
| 湖北省江陵九店271号墓(：4) | 9.0 | — | 平縁 | — | 『九店』 |
| 陝西省咸陽塔児坡17397号墓 | 8.9 | — | 平縁 | — | 『塔児坡』 |
| 陝西省咸陽黄家溝Ⅰ区41号墓 | 8.8 | — | 平縁 | — | 『秦都』 |
| 河南省南陽拆遷弁9号墓 | 8.7 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 湖北省江陵九店16号墓 | 8.7 | — | 平縁 | — | 『九店』 |
| 陝西省咸陽塔児坡46277号墓 | 8.3 | — | 平縁 | — | 『塔児坡』 |
| 湖南省常徳鼎城区樟樹山69号墓(M854) | 8.1 | — | 平縁 | — | 『沅水』 |
| 河南省南陽防爆廠220号墓 | 7.9 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 陝西省西安尤家荘一号公寓22号墓 | 7.6 | — | 平縁 | — | 『尤家荘』 |
| 湖北省江陵九店405号墓 | 7.6 | — | 平縁 | — | 『九店』 |
| 河南省新郷老道井5号墓 | 7.4 | — | 平縁 | — | 『華夏』2008-4 |
| 河南省南陽体育館74号墓 | 7.3 | — | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 河南省新鄭双楼139号墓 | 7.3 | — | 平縁 | — | 『双楼』 |
| 河南省洛陽邙山Ⅰ1062号墓 | 7.0 | — | 平縁 | — | 『中原』1999-1 |
| 湖南省益陽羅家嘴59号墓 | 12.3 | — | 平縁 | 一弦 | 『羅家嘴』 |
| 湖南省長沙仰天湖28号墓(M452) | 12.3 | — | 平縁 | 一弦 | 『長沙』 |
| 湖北省江陵九店434号墓 | 10.2 | — | 平縁 | 一弦 | 『九店』 |
| 湖南省常徳桃源県春雷山12号墓(M1362) | 9.8 | — | 平縁 | 一弦 | 『沅水』 |
| 陝西省西安北郊交校Ⅰ区20号墓 | 9.2 | — | 平縁 | 一弦 | 『北郊』 |
| 陝西省西安北郊交校Ⅱ区24号墓 | 8.8 | — | 平縁 | 一弦 | 『北郊』 |
| 陝西省西安北郊交校Ⅲ区44号墓 | 6.2 | — | 平縁 | 一弦 | 『北郊』 |
| 四川省青川郝家坪39号墓 | ? | — | 平縁 | 一弦 | 『文物』1982-1 |
| 陝西省高陵張卜Ⅲ33号墓 | 13.7 | — | 平縁 | 二弦 | 『高陵』 |
| 湖北省江陵岳山36号墓 | 13.6 | — | 平縁 | 二弦 | 『学報』2000-4 |
| 河南省南陽一中351号墓 | 13.5 | — | 平縁 | 二弦 | 『南陽』 |
| 陝西省西安大白楊村39号墓 | 12.0 | — | 平縁 | 二弦 | 『千秋』 |
| 河南省南陽宛計生委1号墓 | 11.6 | — | 平縁 | 二弦 | 『南陽』 |
| 湖南省長沙乾塘坡地質局2号墓(M1136) | 11.6 | — | 平縁 | 二弦 | 『長沙』 |
| 陝西省西安南郊茅坡郵電学院124号墓 | 11.5 | — | 平縁 | 二弦 | 『南郊』 |
| 河南省南陽防爆廠197号墓 | 10.4 | — | 平縁 | 二弦 | 『南陽』 |
| 河南省南陽拆遷弁73号墓 | 10.2 | — | 平縁 | 二弦 | 『南陽』 |
| 河南省南陽拆遷弁208号墓 | 10.2 | — | 平縁 | 二弦 | 『南陽』 |
| 陝西省西安北郊明珠21号墓 | 10.0 | — | 平縁 | 二弦 | 『北郊』 |
| 陝西省咸陽黄家溝Ⅱ区64号墓 | 10.0 | — | 平縁 | 二弦 | 『秦都』 |
| 陝西省西安尤家荘大基4号墓 | 9.8 | — | 平縁 | 二弦 | 『尤家荘』 |
| 陝西省西安尤家荘交通学校212号墓 | 9.6 | — | 平縁 | 二弦 | 『長安』 |
| 陝西省高陵張卜Ⅲ43号墓 | 9.6 | — | 平縁 | 二弦 | 『高陵』 |
| 陝西省戸県 | 9.5 | — | 平縁 | 二弦 | 『千秋』 |
| 湖北省襄陽王坡111号墓 | 9.5 | — | 平縁 | 二弦 | 『王坡』 |

| 出土地 | 直径(cm) | 鈕座 | 縁 | 主紋 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|
| 河南省南陽拆遷弁76号墓 | 9.3 | — | 平縁 | 二弦 | 『南陽』 |
| 陝西省西安南郊茅坡郵電学院100号墓 | 9.2 | — | 平縁 | 二弦 | 『南郊』 |
| 陝西省咸陽黄家溝Ⅱ区29号墓 | 9.0 | — | 平縁 | 二弦 | 『秦都』 |
| 陝西省西安北郊交校Ⅰ区28号墓 | 9.0 | — | 平縁 | 二弦 | 『北郊』 |
| 陝西省咸陽任家咀90号墓 | 8.5 | — | 平縁 | 二弦 | 『任家咀』 |
| 陝西省西安尤家荘緯四8号墓 | 8.5 | — | 平縁 | 二弦 | 『尤家荘』 |
| 陝西省隴県店子93号墓 | 8.5 | — | 平縁 | 二弦 | 『隴県』 |
| 陝西省西安北郊楽百氏30号墓 | 8.4 | — | 平縁 | 二弦 | 『北郊』 |
| 陝西省西安北郊楽百氏39号墓 | 8.4 | — | 平縁 | 二弦 | 『北郊』 |
| 河南省陝県後川村3410号墓 | 8.4 | — | 平縁 | 二弦 | 『陝県』 |
| 陝西省西安北郊楽百氏57号墓 | 8.3 | — | 平縁 | 二弦 | 『北郊』 |
| 陝西省西安尤家荘61号墓 | 8.1 | — | 平縁 | 二弦 | 『長安』 |
| 陝西省咸陽塔児坡17395号墓 | 7.5 | — | 平縁 | 二弦 | 『塔児坡』 |
| 湖北省江陵岳山15号墓 | 7.5 | — | 平縁 | 二弦 | 『学報』2000-4 |
| 湖北省襄陽王坡57号墓 | 7.3 | — | 平縁 | 二弦 | 『王坡』 |
| 陝西省咸陽塔児坡28029号墓 | 7.2 | — | 平縁 | 二弦 | 『塔児坡』 |
| 陝西省咸陽塔児坡35242号墓 | 7.2 | — | 平縁 | 二弦 | 『塔児坡』 |
| 陝西省西安北郊交校Ⅱ区15号墓 | 7.2 | — | 平縁 | 二弦 | 『北郊』 |
| 湖北省襄陽王坡79号墓 | 7.0 | — | 平縁 | 二弦 | 『王坡』 |
| 陝西省西安南郊潘家荘世家星城165号墓 | ? | — | 平縁 | 二弦 | 『南郊』 |
| 陝西省西安南郊潘家荘世家星城109号墓 | ? | — | 平縁 | 二弦 | 『南郊』 |
| 陝西省西安南郊潘家荘世家星城163号墓 | ? | — | 平縁 | 二弦 | 『南郊』 |
| 陝西省咸陽塔児坡25099号墓 | ? | — | 平縁 | 二弦 | 『塔児坡』 |
| 陝西省咸陽塔児坡35263号墓 | ? | — | 平縁 | 二弦 | 『塔児坡』 |
| 河南省南陽日報社30号墓 | 10.8 | 方格 | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 河南省南陽理工大学264号墓 | 8.6 | 方格 | 平縁 | — | 『南陽』 |
| 陝西省咸陽黄家溝Ⅱ区76号墓 | 14.1 | — | 匕縁？ | 連弧 | 『秦都』 |
| 河南省南陽一中110号墓 | 17.8 | 円圏 | 平縁 | 連弧紋帯 | 『南陽』 |
| 湖南省長沙九尾冲12号墓(M1138) | 16.4 | 円圏 | 匕縁 | — | 『長沙』 |
| 河南省南陽防爆廠56号墓 | 12.7 | 円圏 | 匕縁 | — | 『南陽』 |
| 湖南省長沙楊家山12号墓(M1065) | 21.1 | 円圏 | 匕縁 | 連弧 | 『長沙』 |
| 湖北省襄陽王坡31号墓 | 18.4 | 円圏 | 匕縁 | 連弧 | 『王坡』 |
| 河南省南陽防爆廠246号墓 | 16.1 | 円圏 | 匕縁 | 連弧 | 『南陽』 |
| 湖南省益陽縫8号墓(M19) | 15.6 | 円圏 | 匕縁 | 連弧 | 『益陽』 |
| 湖南省長沙絲茅冲H2号墓(M838) | 14.2 | 円圏 | 匕縁 | 連弧 | 『長沙』 |
| 湖南省常徳桃源漳江鎮12号墓 | 9.8 | 円圏 | 匕縁 | 連弧 | 『常徳』 |
| 広東省広州西漢南越王墓東側室(E94) | 17.8 | 円圏 | 匕縁 | 連弧＋一弦 | 『南越』 |
| 河南省南陽高管局17号墓 | 15.8 | 円圏 | 匕縁 | 連弧＋四葉 | 『南陽』 |
| 河南省南陽体育館46号墓 | 10.8 | 円圏 | 匕縁 | 連弧＋四葉 | 『南陽』 |
| 河南省陝県後川村3025号墓 | 19.2 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『陝県』 |
| 広東省広州西漢南越王墓西側室(F71) | 17.2 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『南越』 |
| 広東省広州西漢南越王墓西側室(F68) | 17.1 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『南越』 |
| 河南省南陽防爆廠27号墓 | 16.0 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『南陽』 |
| 河南省南陽広電公司31号墓 | 15.1 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『南陽』 |
| 湖北省襄陽王坡109号墓 | 14.2 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『王坡』 |
| 河南省南陽一中1号墓 | 14.1 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『南陽』 |
| 安徽省淮南謝家集区紅衛輪窯廠4号墓 | 14.0 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『淮南』 |
| 陝西省西安西北医療設備廠164号墓 | 11.3 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『長安』 |
| 陝西省鳳翔高荘33号墓 | 7.0 | 円圏 | 匕縁 | 連弧紋帯 | 『考文』1981-1 |
| 湖南省長沙楊家湾1号墓(M1033) | 22.3 | 円圏 | 匕縁 | 圏帯 | 『長沙』 |
| 陝西省臨潼上焦村11号墓 | 18.6 | 円圏 | 匕縁 | 圏帯 | 『考文』1980-2 |
| 河南省南陽拆遷弁140号墓 | 18.4 | 円圏 | 匕縁 | 圏帯 | 『南陽』 |
| 湖北省宜城楚皇城雷家坡3号墓 | 14.0 | 円圏 | 匕縁 | 圏帯 | 『考古』1980-2 |
| 湖南省長沙桐梓坡26号墓 | 11.6 | 円圏 | 匕縁 | 圏帯 | 『学報』1986-1 |
| 陝西省西安尤家荘交通学校40号墓 | 10.0 | 円圏 | 匕縁？ | 圏帯 | 『長安』 |
| 湖南省汨羅県永青村36号墓 | 8.7 | 円圏 | 匕縁 | 圏帯 | 『輯刊』3 |
| 広東省広州西漢南越王墓東側室(E58) | 18.6 | 円圏 | 匕縁 | 圏帯＋一弦 | 『南越』 |
| 河南省南陽市税局73号墓 | 16.1 | 円圏 | 連弧 | 圏帯 | 『南陽』 |
| 河南省南陽盛唐商務苑13号墓 | 16.0 | 円圏 | 連弧 | 圏帯 | 『南陽』 |

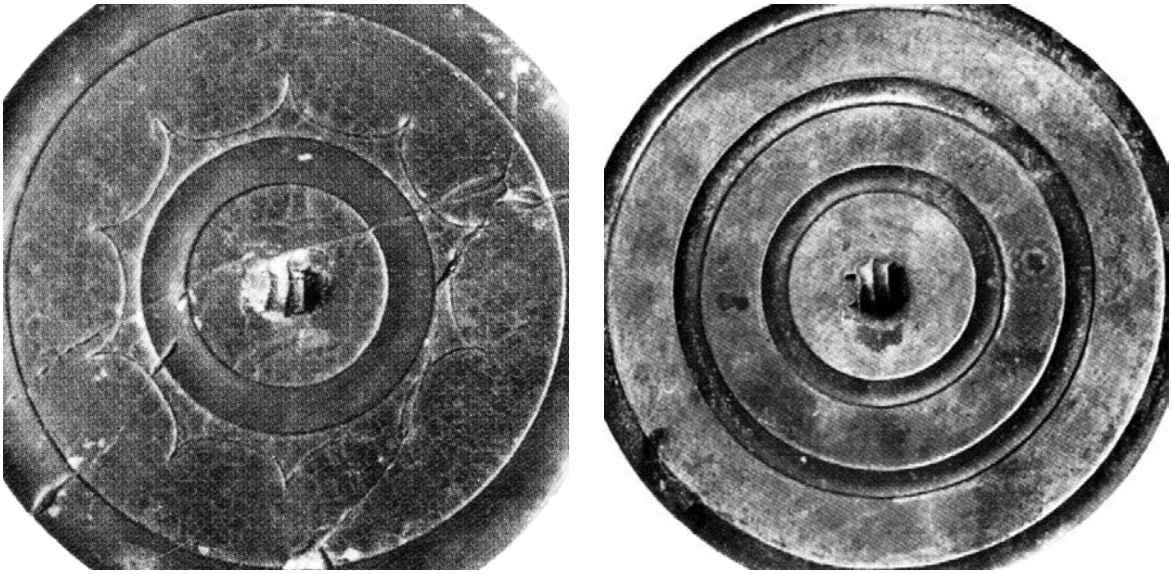

**図12**　無地連弧紋鏡と圏帯紋鏡（左：長沙絲茅冲H２号墓、右：長沙楊家湾１号墓）

鏡が81％を占めることを指摘し、これが秦文化の伝統的な鏡式であると考えた［馬・宋2010］。たしかに、春秋中期とされる鳳翔秦公一号大墓から出土した大ぶりな鈕をもつ無紋鏡を除き、それ以外の陝西省内から出土した無紋鏡や弦紋鏡は、すべて戦国中期以降と報告されている。実際、尤家荘秦墓地や塔児坡秦墓地では無紋鏡や二弦紋鏡がⅢ式洞室墓から出土しており、尤家荘大基４号墓では半両銭も共伴しているから、それらの鏡がつくられたのは戦国中期後半以降であると考えられる[(5)]（**図11**）。これに加えて、江陵や長沙などの旧楚領からも無紋鏡や弦紋鏡が出土していることを考慮すると、製作年代は前３世紀第二四半期に秦が長江流域に進出した頃まで下るかもしれない。

一方、匕面縁と円圏鈕座を特徴とする連弧紋鏡や圏帯紋鏡は、長沙を中心に湖南省や広東省の一帯から出土しており、陝西省内からの出土は無紋鏡や弦紋鏡と比べて明らかに少ない（**図12**）。円圏鈕座と匕面縁はやはり長沙周辺から大量に出土している羽状地紋鏡群と共通する特徴であるため、無紋鏡・弦紋鏡が羽状地紋鏡群と接触したことで、連弧紋鏡や圏帯紋鏡が生まれたと考えられる。

以上より、もともと戦国時代の秦でつくられていたのは無紋鏡や弦紋鏡などの地紋のない鏡であり、戦国後期後半になって細地紋鏡が秦の領域内でつくられるようになっても、その伝統はつづいていたと見られる。したがって、細地紋鏡の系譜は、そうした伝統的な秦鏡とはまったく別のところに求めなければならず、それはすなわち中原の青銅器製作の伝統ということになる。

### （４）蟠螭紋鏡の創出

ここまでの分析によって、細地紋鏡が実は戦国後期の中原地域でつくられ始めた鏡であり、同時期の秦では無紋鏡や弦紋鏡を用いていたこと、そして秦の中原進出にともない、細地紋鏡が秦の鏡としてつくられるようになり、同じく秦の領域となっていた南方地域へと広がったことが明らかとなった。

ここで問題となるのが、戦国末期に出現する蟠螭紋鏡との関係である。蟠螭紋鏡とは、体躯が渦巻き状に表現されて複雑に絡み合った螭を主紋とする鏡群で、多くが細地紋鏡と同様の地紋をもつ一方

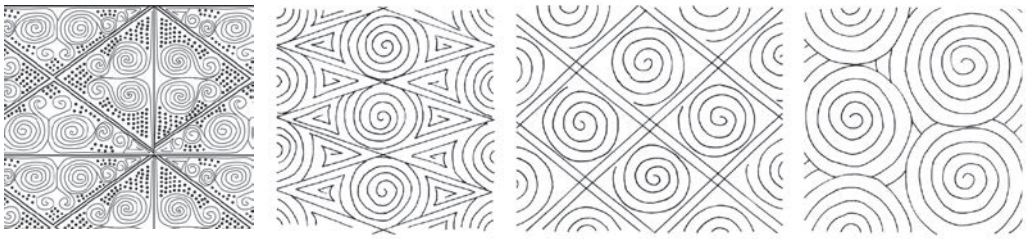

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 廣川 2007 | 地文Ａ類 | 地文Ｂ類 | 地文Ｃ類 | 地文Ｄ類 |
| 岡村 1984 | ― | 雷紋ａ | ― | 雷紋ｂ |
| 本稿の分類 | （細地紋Ｆ類） | 雷地紋Ⅰ類 | 雷地紋Ⅱ類 | ― |

**図 13**　蟠螭紋鏡の地紋分類

で、羽状地紋鏡と同様に三弦鈕や高く鋭い縁端と広い平坦面からなる匕面縁を特徴とする。ゆえに、従来の蟠螭紋鏡についての評価は、「華北系の細地紋（文）鏡群に直接の系譜をもちながら、華南の連弧紋（文）鏡群の系譜と合体して出現した」鏡である［宮本1990］とか、「戦国鏡の地域性の枠組みを完全に取り払い、新たに創出された鏡」［岡村1991］というものであった。

しかし、細地紋鏡の多くが秦漢墓から出土することから、戦国末期に蟠螭紋鏡が出現してからも細地紋鏡の製作が続いていた、あるいは少なくとも淘汰されずに存在していたとなると、細地紋鏡と蟠螭紋鏡は一定期間地上に共存していたことになる。蟠螭紋鏡についても、細地紋鏡の地紋との比較、さらには出土墓の検証という方法を通して、製作地や製作年代を再考する必要がある。

**細地紋鏡と蟠螭紋鏡**

かつて、岡村秀典氏は前漢鏡の編年において、蟠螭紋鏡の地紋である雷紋aと、渦状虺紋鏡の地紋である雷紋b・cとに分類した［岡村1984］。しかし、後に蟠螭紋鏡の地紋には、細地紋F類、岡村氏が雷紋aとした雷紋、その退化形式と考えられる雷紋、岡村氏が雷紋bとした渦巻のみの雷紋、の４種類が採用されていると指摘された（**図13**）［廣川2007］。しかし、次のような見地に立つと、その分類は適切ではない。

まず、上記のように蟠螭紋鏡の初期のものは細地紋F類を地紋に採用しており、細地紋鏡との厳密な区別が困難である。それを無理に区別しようとするよりも、むしろ細地紋F類という共通性に注目するならば、蟠螭紋鏡を創出したのは一部の細地紋鏡製作工人であったと考えるべきである。よって、蟠螭紋鏡の細地紋にあえて別の分類名称を設ける必要はない。これが第一の問題である。

次に、蟠螭紋鏡の地紋を分類する場合にも、細地紋鏡の地紋と同じように、地紋を製作した方法や、その痕跡である地紋単位に注目しなければならない。蟠螭紋鏡に用いられた地紋のうち、細地紋F類以外には廣川氏のいう地文B～D類があるが、紋様の特徴だけでなく製作方法に注目すると、細地紋F類と同じようにスタンプ（印型）を用いてつくられたもの（地文B・C類）と、そうではないもの（地文D類）とに分かれる。両者の違いは主紋との関係を見れば明らかで、前者は主紋が地紋を切るように施されているが、後者では先に主紋を施してからその隙間を渦紋で充填している。前者は細地紋の延長として捉えられるが、後者は似て非なるもので、製作方法から見れば地紋の定義からはずれる。

**表3**　出土蟠螭紋鏡（細F）一覧

| 出土地 | 直径(cm) | 鈕座 | 縁 | 地紋 | 主紋 | | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 形式 | 表現 | |
| 湖南省長沙掃把塘26号墓(M535) | 14.2 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭(龍F) | 『長沙』 |
| 湖南省長沙窯嶺設3号墓(M1071) | 14.3 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭2 | 『長沙』 |
| 湖南省長沙左家塘2号墓 | 19.2 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭3 | 『楚風』 |
| 湖南省長沙近郊火星大隊4号墓 | 17.0 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭3 | 『楚風』 |
| 湖南省長沙五里牌1号墓 | 15.6 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭3 | 『楚風』 |
| 湖南省長沙解放路向韶村5号墓 | 14.7 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭3 | 『楚風』 |
| 湖南省長沙柳家大山43号墓(M1062) | 14.5 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭3 | 『長沙』 |
| 湖北省江陵岳山8号墓 | 14.5 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭3 | 『学報』2000-4 |
| 湖南省長沙王公塘東風鋼廠1号墓 | 11.5 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭4 | 『楚風』 |
| 湖南省長沙燕山嶺17号墓(M697) | 14.3 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭4 | 『長沙』 |
| 湖南省常徳(標014) | 14.3 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭4 | 『沅水』 |
| 湖南省長沙侯家塘13号墓 | 14.2 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭4 | 『湖南』 |
| 湖南省常徳武陵区蓮花池1号墓(M705) | 11.7 | 円圏 | 匕縁 | 細F ？ | Ⅰ | 蟠螭4 | 『沅水』 |
| 湖南省長沙南冲塘5号墓(M1064) | 11.6 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭4 | 『長沙』 |
| 安徽省潜山公山崗63号墓 | 14.0 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭4 | 『学報』2002-1 |
| 湖南省長沙顔家嘴17号墓(M464) | 14.5 | 円圏 | 匕縁 | 細F ？ | Ⅰ | 蟠螭5 | 『長沙』 |
| 湖南省長沙月亮山8号墓 | 17.8 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭8 | 『湖南』 |
| 湖南省長沙子弾庫15号墓(M502) | 16.6 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭8 | 『湖南』、『長沙』、『全集』16 |
| 湖南省益陽羊粮16号墓(M450) | 14.8 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭14' | 『益陽』 |
| 河南省南陽一中27号墓 | 12.6 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭18＋草葉 | 『一中』 |
| 湖北省宜昌前坪36号墓 | 12.3 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭18＋草葉 | 『学報』1976-2 |
| 湖南省長沙掃把塘728号墓(M406) | 14.8 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭28 | 『長沙』 |
| 湖北省雲夢睡虎地35号墓 | 14.1 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭28 | 『孝感』 |
| 広東省広州西漢南越王墓東側室(E98) | 14.2 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭34 | 『南越』 |
| 湖南省長沙左家塘15号墓(M980) | 11.6 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭34' | 『長沙』 |
| 湖南省長沙近郊 | 19.4 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭34'＋圏帯＋連弧 | 『湖南』 |
| 湖南省長沙麻園湾小学1号墓 | 11.6 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭 | 『楚風』 |
| 湖南省長沙裕湘紗廠12号墓(M448) | 11.6 | 円圏 | 匕縁 | 細F | Ⅰ | 蟠螭＋草葉 | 『長沙』 |
| 湖南省常徳(標015) | 11.5 | 円圏 | 匕縁 | 細F ？ | Ⅰ | 蟠螭＋草葉 | 『沅水』 |
| 湖南省長沙人民路曙光電子廠7号墓 | 10.4 | 円圏 | 匕縁 | 細F | — | 蟠螭 | 『楚風』 |
| 湖南省長沙大冬瓜山8号墓(M552) | 10.2 | 円圏 | 匕縁 | 細F | — | 蟠螭 | 『湖南』、『長沙』 |
| 湖南省長沙新河46号墓(M626) | 12.2 | 円圏 | 匕縁 | 細F | — | 蟠螭＋連弧 | 『長沙』 |
| 湖南省長沙甘家冲岳家墳山10号墓(M867) | 14.4 | 円圏 | 匕縁 | 細F | — | 蟠螭＋連弧 | 『長沙』 |
| 湖南省益陽赫浜18号墓(M92) | 14.3 | 円圏 | 匕縁 | 細F | — | 蟠螭＋連弧 | 『益陽』 |

※主紋の形式は、岡村1984・廣川2007を、表現は廣川2007を参考。

よって、これらの紋様を一様に地紋として分類するのは適切でない。これが第二の問題である。

以上の問題点を解決し、蟠螭紋鏡出現の背景を探るためには、細地紋F類という共通する地紋をもつ細地紋鏡と蟠螭紋鏡の関係を明らかにするとともに、それとは異なる地紋をもつ蟠螭紋鏡がいつどこでつくられ始めたのかを考えなければならない。そこで、本稿では細地紋F類はそのまま細地紋F類、廣川氏のいう地紋B類・C類は雷地紋Ⅰ類・Ⅱ類としたうえで、それぞれの地紋を採用する蟠螭紋鏡について分析する。なお、主紋の隙間を充填する渦紋は、地紋ではなく主紋に従属する紋様として扱うべきであるが、そのような蟠螭紋鏡の出現は前漢時代中頃まで後れるため、本稿の対象には含めない。前漢時代に入ってからの蟠螭紋鏡の変遷や、蟠螭紋鏡と草葉紋鏡・渦状虺紋鏡との関係については今後の課題とする。

**初現期の蟠螭紋鏡**

まずは、細地紋鏡との比較という観点から、細地紋F類を地紋とする蟠螭紋鏡（以下、蟠螭紋鏡（細F）と表記）について分析する。便宜上、蟠螭紋鏡の定義を、主紋の龍（螭）の翼や尾が渦を巻くように表現され、隣りあう龍（螭）がつながったり重なりあったりすることと、縁端が鋭い匕面縁をもつこ

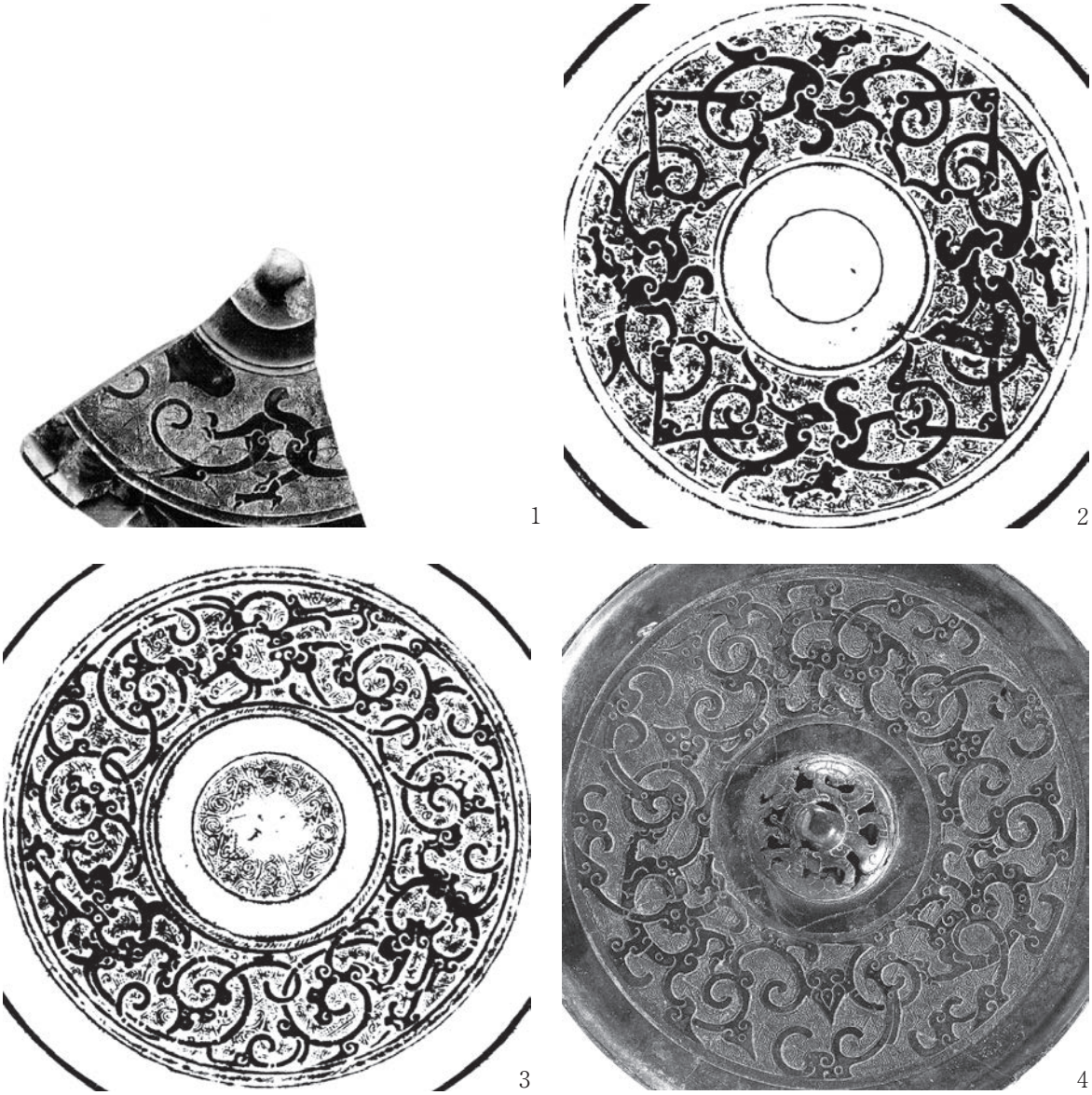


**図14**　細地紋鏡と細地紋F類を地紋とする蟠螭紋鏡
（1. 長沙楊家湾 33 号墓、2. 長沙掃把塘 26 号墓、3. 長沙柳家大山 43 号墓、4. 長沙子弾庫 15 号墓）

ととしたうえで、蟠螭紋鏡（細F）を集成した（**表 3**）。見ての通り、蟠螭紋鏡（細F）はほとんどが湖南省の長沙や常徳・益陽から出土している。

とくに、長沙掃把塘26号墓から出土した蟠螭紋鏡は、細地紋鏡F-２群の長沙楊家湾33号墓出土鏡に見られる４頭の龍を羽や尾の先端で接続した格好になっている点が注目される（**図14-1・2**）。この２面は、ともに長沙から出土しただけでなく、縁端の鋭い匕面縁をもつ点でも共通している。両者の違いが細地紋鏡から蟠螭紋鏡への変化を示していると見ることもできるが、鏡式をあえて区別する必要がないことも明らかである。

また、第一節において、細地紋F類を地紋とする鏡群のなかでも、F-２群の分布が長沙に偏ることを確認したが、長沙掃把塘26号墓出土鏡の地紋はまさにその細地紋鏡F-２群の地紋と同印である。つ

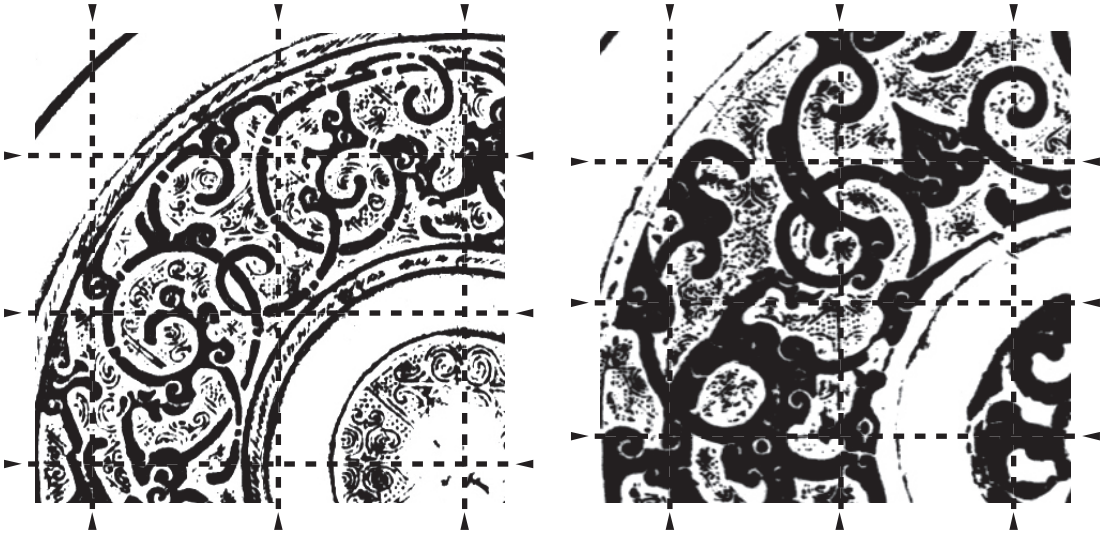

**図15**　蟠螭紋鏡の細地紋F類比較(左：長沙柳家大山43号墓、右：長沙子弾庫15号墓)

まり、細地紋鏡と蟠螭紋鏡とを無理に線引きしなければ、掃把塘26号墓出土鏡は細地紋鏡F-２群に含まれる。

ただし、蟠螭紋鏡（細F）がみな細地紋鏡F-２群に属するわけではない。細地紋F類をもつ蟠螭紋鏡には、廣川氏のいう文様２・３・４・８・14・18・24・34などの蟠螭紋表現があるが、このうち文様２・３・４表現の蟠螭紋鏡は細地紋鏡F-１群の系統に、文様８表現の蟠螭紋鏡は細地紋鏡F-２群の系統に属する（**図14-3・4**）。文様14・18・24・34表現の蟠螭紋鏡では、主紋が複雑すぎて地紋の判別ができないが、蟠螭紋鏡（細F）が細地紋鏡（細F）と同様に少なくとも２群に分かれることは確かである（**図15**）。

以上より、蟠螭紋鏡（細F）は、基本的には細地紋鏡F-１群およびF-２群を製作した集団によって製作されたと考える。その製作開始年代は、細地紋鏡F-１群・F-２群と同じく、秦の支配領域が長沙周辺にまで広がった戦国時代末年であろう。蟠螭紋鏡は、一部の細地紋鏡製作集団が羽状地紋鏡群の製作集団と接触したことで生み出されたのである。

こうした見解については、中原の細地紋鏡の影響のもとに中国南部で製作されたのが蟠螭紋鏡であるとの指摘が早くからあり［Karlgren 1941］、また分布の中心が製作地を示すとは限らないという理由から、蟠螭紋鏡の出現地が細地紋鏡の故地である中原であった可能性も指摘されている［岡村1991］。細地紋鏡の発掘事例が限られていた時代に、すでにそのような見解がもたれていたことは驚きであるが、蟠螭紋鏡は細地紋鏡の影響を受けたどころか、細地紋鏡と同じ集団によってつくり出されたと考えた方がよい。

しかし、ここで問題となるのが、たとえば湖北省の雲夢睡虎地11号墓から出土したような、雷地紋Ⅰ類を採用する蟠螭紋鏡（以下、蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）と表記）の位置づけについてである。雲夢睡虎地11号墓は、墓に納められた竹簡によって紀元前217年かその直後に年代を比定されており［『雲夢睡虎地秦墓』編写組1981］、それはそのまま出土した蟠螭紋鏡が製作された下限年代となるから、蟠螭紋鏡（細F）とそれほど変わらない時期に、すでに蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）もつくられていたことになる。

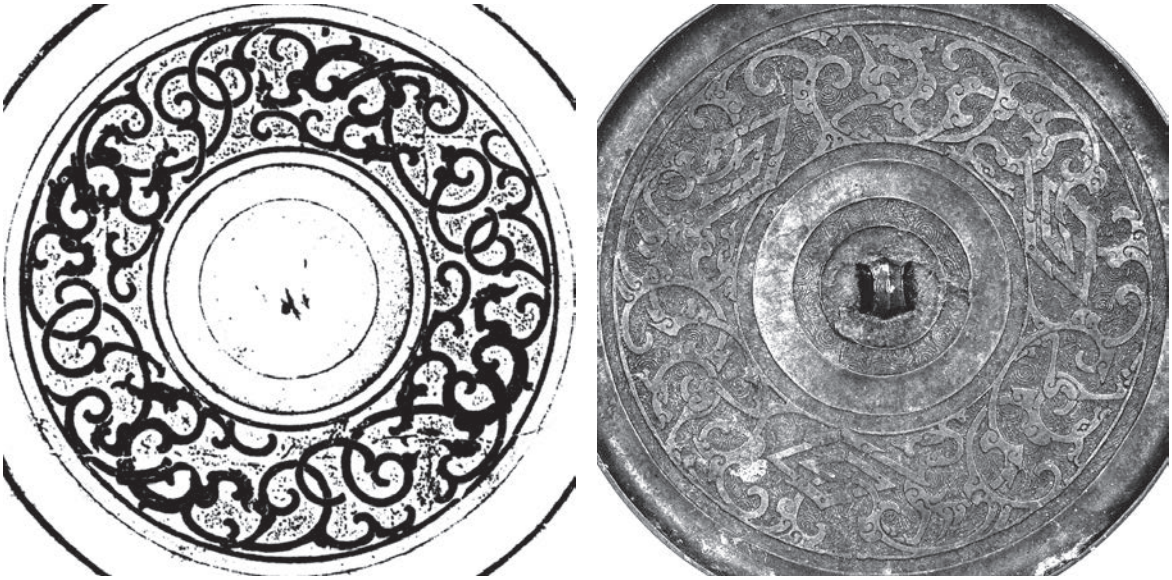

**図16**　雷紋Ⅰ類を地紋とする蟠螭紋鏡
（左．装飾ａ類：長沙窯嶺３号墓、右．装飾ｂ類：雲夢睡虎地 11 号墓）

その雲夢睡虎地11号墓出土の蟠螭紋鏡は、廣川氏が装飾b類とした、身に雲気をまとい、菱雲紋を従えた蟠螭を主紋とする。そのような装飾b類の蟠螭紋は、長沙子弾庫15号墓出土鏡のような蟠螭紋鏡（細F）にも見られるが、長沙柳家大山43号墓出土の蟠螭紋鏡（細F）や、同じ雷地紋Ⅰ類を採用する長沙窯嶺３号墓出土鏡に見られるような装飾a類の蟠螭紋と比べて、一歩進んだ表現である（**図16**）。蟠螭紋鏡全体のなかではもちろんのこと、蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）に限っても、雲夢睡虎地11号墓出土鏡は初期の例とは言い難い。蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）は、前217年にはすでにある程度製作が進んだ段階であったとみなさなければならない。

ここで、蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）の成立年代について考えるうえで無視することのできない鏡がある。それは、同じく雷地紋Ⅰ類が施された純地紋鏡と連弧紋鏡である（**図17-1・2**）。細地紋や羽状地紋が施された鏡群を細地紋鏡群や羽状地紋鏡群と呼ぶ慣習にしたがえば、雷地紋が施された鏡群の総称は雷地紋鏡群とするのがよいだろう。

地紋分類のところで確認したように、雷地紋は紋様の特徴から見て細地紋に系譜があるが、雷地紋鏡群のほとんどが長沙から出土している（**表４**）。円圏鈕座や匕縁の特徴、さらには共通する葉紋が主紋として施されている点から見ても（**図17-3**）、雷地紋鏡は細地紋鏡よりも羽状地紋鏡に近い。雷地紋鏡群は、羽状地紋鏡を製作していた集団が、細地紋鏡との接触後に製作した一群であろう。雷地紋鏡群のなかには方格鈕座や周縁端部平坦面などの細地紋鏡に類する特徴をもつものもあるが、雷紋が不整形であるうえに、西安からの出土である（**図17-4**）。また、主紋として施されている葉紋も、細地紋鏡C群に見られたものと変わりない。この鏡が雷地紋鏡群の影響を受けて関中地区でつくられたとすると、雷地紋鏡群の本来の製作地はそこから遠く離れた長沙周辺であったと考えて問題ない。

では、雷地紋鏡群の製作年代はいつかというと、少なくとも戦国後期後半以降であったと考える。その根拠は、紀元前278年に秦に占領される楚の旧都江陵からは、この手の鏡が出土していないこと

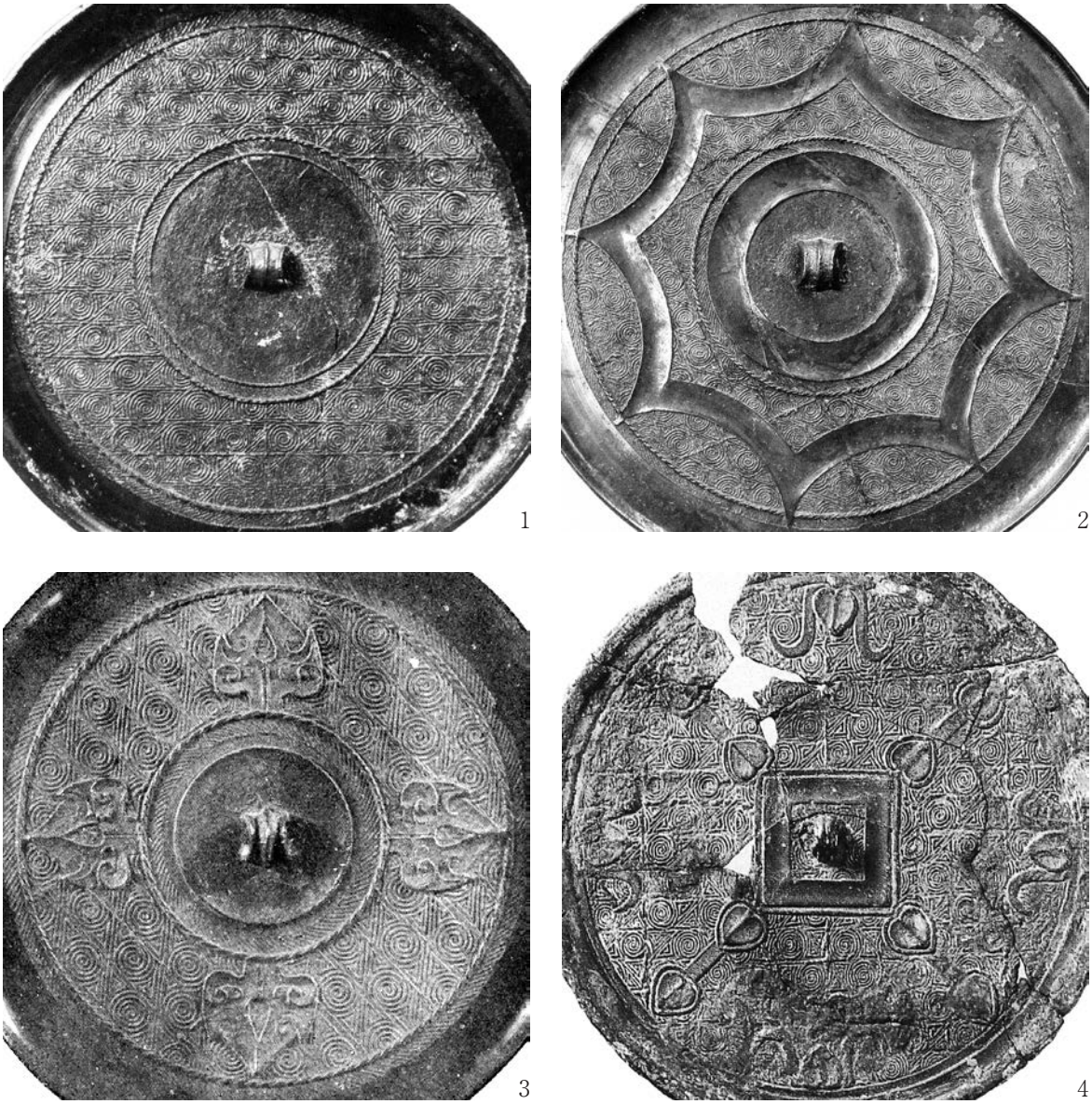


**図17**　雷地紋鏡群（1. 長沙韶山路友誼商店工地18号墓、2. 長沙火車新站郵電局３号墓
3 .長沙月亮山18号墓、4. 西安交校Ⅰ区67号墓）

である。江陵九店楚墓からは、羽状地紋をもつ純地紋鏡や葉紋鏡・山字紋鏡のなかでも古手の一群が出土しており［湖北省文物考古研究所1995、石谷2013］、仮に雷地紋鏡群が前278年以前に楚でつくられていたならば、九店楚墓から出土した計39点の鏡のなかに１面も含まれていないのはおかしい。

一方で、先に述べたように江陵九店楚墓からは秦の無紋鏡や弦紋鏡が出土している。たとえば、九店701号墓からは直径9.2cmの無紋鏡が出土しているが、この701号墓は戦国中期後半から後期にかけて秦の領域でつくられたⅠ式洞室墓である。雷地紋鏡群は、前278年の跋郢の頃には楚でも秦でもつくられていなかったということになる。

また、長沙周辺から出土した無地紋の連弧紋鏡や圏帯紋鏡も、雷地紋鏡群の年代を考える手がかりとなる。これらの鏡は、鈕座の周りに凸線の連弧紋や圏帯を追加しただけの単純な紋様構成であるが

**表 4**　出土雷地紋鏡一覧

| 出土地 | 直径(cm) | 鈕座 | 縁 | 地紋 | 主紋 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 湖南省長沙棺材塘11号墓(M458) | 14.2 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | — | 『長沙』 |
| 湖南省長沙桂花園2号墓 | 13.0 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | — | 『湖南』 |
| 湖南省長沙韶山路友誼商店工地18号墓 | 11.9 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | — | 『楚風』 |
| 湖南省長沙下大壠19号墓(M1458) | 11.4 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | — | 『長沙』 |
| 湖南省長沙肖家坡3号墓(M1081) | 11.3 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | — | 『長沙』 |
| 湖南省長沙年佳湖896号墓(M423) | 11.2 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | — | 『湖南』、『長沙』 |
| 安徽省淮南謝家集区唐山郷双古堆 | 9.5 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | — | 『淮南』 |
| 湖南省長沙紅旗区標準件廠3号墓 | 21.0 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 連弧 | 『楚風』 |
| 湖南省長沙茶子山2号墓 | 17.5 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 連弧＋内区に渦紋 | 『学報』1986-1 |
| 湖南省長沙五里牌8号墓(M1073) | 17.1 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 連弧 | 『長沙』 |
| 湖南省長沙陳家大山2号墓(M694) | 16.2 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 連弧 | 『長沙』 |
| 湖南省長沙南門広場9号墓 | 14.9 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 連弧 | 『湖南』 |
| 湖南省長沙桂花園32号墓(M646) | 14.5 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 連弧 | 『長沙』 |
| 湖南省長沙火車新站郵電局3号墓 | 14.5 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 連弧 | 『楚風』 |
| 広東省広州西漢南越王墓東側室(E18) | 14.3 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 連弧 | 『南越』 |
| 湖南省長沙月亮山18号墓 | 11.5 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 草葉 | 『湖南』 |
| 湖南省龍山里耶麦茶330号墓 | 11.4 | 円圏 | 匕縁 | 雷Ⅰ | 草葉 | 『里耶』 |
| 陝西省西安交校Ⅰ区67号墓 | 10.4 | 方格 | 有面 | 雷Ⅰ | 二連弁×4＋四弁 | 『北郊』 |

(**図12参照**)、無紋鏡や弦紋鏡とは異なり陝西省内からはほとんど出土せず、円圏鈕座・縁端の鋭い匕面縁という特徴をもつ点から、戦国後期後半になって長沙周辺で製作された一群であると考えた。

ここで、雷地紋Ⅰ類を採用する連弧紋帯鏡が、匕面状の連弧紋帯を特徴とすることに注目したい。この特徴は、やや時代を下った蟠螭紋鏡にも見られるもので、圏帯紋鏡の圏帯とも共通する。また、連弧紋鏡と圏帯紋鏡が融合したような無地紋の連弧紋帯鏡も、南陽や広州・西安などからも出土している。

以上より、戦国後期後半の長沙において、まず雷地紋Ⅰ類を採用する純地紋鏡と無地紋の連弧紋鏡・圏帯紋鏡の３種がつくられ、やがて連弧紋鏡と圏帯紋鏡が融合して連弧紋帯鏡、さらには雷紋Ⅰ類をもつ連弧紋帯鏡が生み出されたと考える。雷地紋鏡群はたしかに楚の鏡としての特徴をもつが、その成立には羽状地紋鏡群のみならず、無地紋の連弧紋鏡や圏帯紋鏡などの影響もあった。よって、雷地紋鏡群の成立は秦が長沙を占領してから、あるいは秦が長沙付近にまで迫っていた頃であったと考えた方がよい。その年代は正確にはわからないが、黔中郡設置の前277年から「荊江南地」を定めた前222年の約50年の間であったことは確かである。その頃になると、細地紋鏡も長沙に流通していたと考えられるから、雷地紋鏡群がつくられる条件はすべて整っていたといえる。

では、肝心の蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）がいつ成立したかというと、さらに後れて蟠螭紋鏡（細F）の成立を待たねばならない。蟠螭紋鏡（細F）と雷地紋鏡との接触の結果、蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）が誕生する。蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）は、蟠螭紋鏡（細F）と比べて流通範囲が広く、とくに長江下流域に広がりを見せる。その成立時期は、秦がまさに楚を滅ぼそうとしていた戦国末年であっただろう。

### （5）鏡からみた秦の中国統一

前節の冒頭にも掲げたように、蟠螭紋鏡に対するこれまでの評価は、「華北系の細地紋鏡群に直接の系譜をもちながら、華南の連弧紋鏡群の系譜と合体して出現した」鏡であるとか、「戦国鏡の地域性の枠組みを完全に取り払い、新たに創出された鏡」というものであったが、それは蟠螭紋鏡のもつ一側面でしかない。たしかに、細地紋鏡群の一部が羽状地紋鏡群と接触したことで蟠螭紋鏡や雷地紋の連弧紋鏡が生まれ、それが秦から前漢時代にかけて中国鏡の主役となっていくのは事実であるが、その一方で、細地紋鏡や羽状地紋鏡が秦代以降も根強くつくり続けられたこともまた事実である。

たとえば羽状地紋鏡群の場合、江陵や長沙など長江中流域の都市が秦に占領されたとき、一部の工人は長沙にとどまり、秦の支配下で蟠螭紋鏡や連弧紋鏡の製作に携わったと考えられるが、残りの工人は製作地を淮陽や寿県（淮南）などそれ以降の楚の都の周辺に移し、羽状地紋鏡の製作を続けた[(6)]。江蘇省の儀徴張集団山１号墓や、広東省広州の南越王墓など、一部の羽状地紋鏡が前漢墓から出土している事実は［南京博物院ほか1992、広州市文物管理委員会ほか1991］、それが前漢時代まで地上に存在していたことを証明する。

また細地紋鏡は、第二節において秦代から前漢中期前半の墓から出土していることを確認した。なかでも、B-１群・B-２群・D-１群・E群・F-１群・F-２群には、周縁や鈕座の外周が連弧形を呈したり、鈕座の周りに四葉紋が施されたりするものがあり、鈕もしだいに三弦鈕から丸みのある鈕へと変化している。

これについて、前漢中期の草葉紋鏡の出現を、「戦国鏡の主要な要素で第一期（前漢前期）にも受け継がれた地文を取りいれず、三弦鈕や匕面縁にかわる獣鈕や半球鈕、連弧文縁を多用するなど、所与の鏡とは別の、全く新しい意匠をもって創出された」とする評価があるが［岡村1984］、連弧縁や四葉鈕座など草葉紋鏡には細地紋鏡の影響が少なからず認められる。むしろ、細地紋鏡B-２群・D-１群・E群・F-１群・F-２群が河南省の三門峡や南陽、湖北省の荊州などの秦漢墓から出土している点を考慮すると、初現期の蟠螭紋鏡の空白地帯において、草葉紋鏡・螭龍紋鏡が出現するまでの時間的空白を埋めていたのは、細地紋鏡だったのではないか。

つまり、細地紋鏡を製作した工人の一部は戦国末年になって蟠螭紋鏡の製作を始めたが、必ずしもすべての工人が蟠螭紋鏡の製作に転じたわけではなく、細地紋鏡は細地紋鏡で秦代、さらには前漢時代になっても製作が続けられていた。秦の鏡として、細地紋鏡と蟠螭紋鏡は前漢中頃まで併存していたのである。

蟠螭紋鏡が細地紋鏡群と羽状地紋鏡群の接触によって生まれたことは確かだが、秦代になっても戦国鏡の枠組みは完全には取り払われなかった。これは、秦が戦国時代の中原地域の文化である細地紋鏡を取り込んで自国の文化としたためであり、統一後には戦国鏡の伝統を受け継いだ細地紋鏡が、そこから生み出された蟠螭紋鏡とともに漢鏡繁栄の礎を築いたのである。

注

（1）広東省広州の前漢南越王墓から出土した鏡は、墓の年代が確実に紀元前2世紀前半まで下るうえに、圏帯紋鏡・連弧紋帯鏡・蟠螭紋鏡などの多数の鏡と共伴していることから、ここでは細地紋鏡が製作された当時の分布圏には含めない。

（2）『史記』魏世家に、「（恵王）三十一（前340）年、・・・秦用商君、東地至河、而斉・趙数破我。安邑近秦、於是徙治大梁」とある。

（3）『史記』には宛や鄧などの地名の他に「南陽」という地名も出てくるが、これがどこの南陽を指すかは非常に難しい。たとえば、昭襄王二十七年に司馬錯が楚を攻め、罪人を南陽に遷したときの「南陽」は『史記正義』に「今の鄧州なり」とある一方で、昭襄王三十三年に胡傷が魏の卷や芒卯・華陽などの地を破ったあと、魏に献上された「南陽」は、『史記集解』に「河内の修武」にあたるとあり、また『正義』に引く杜預注に「晋州の山南河北にあり」というように、今の晋城市や焦作市の一帯を指すとされる。しかし、秦が「初めて南陽郡を置く」のは昭襄王三十五年のことであるから、これ以前に出てくる「南陽」はすべて魏の「南陽」を指しているのではないか。今の南陽市のあたりが秦の境域に編入されたのは、やはり昭襄王十四年に宛を攻め取ったときであり、その後昭襄王三十五年に宛周辺が南陽郡とされたと考えておきたい。なお、南陽地区の各時代の情勢については、山本貴尚氏の研究を参照した［山本2008］。

（4）『史記』楚世家に、「（頃襄王）二十三年、襄王乃収東地兵、得十余萬、復西取秦所抜我江旁十五邑、以為郡、距秦」とあり、また『史記』秦始皇本紀に、「二十五年、・・・王翦遂定荊江南地、降越君、置会稽郡」とある。里耶秦簡には、江南の地を「洞庭郡」と呼ぶ記述があるが［湖南省文物考古研究所2007］、長沙郡の名は見られないことから、当時の長沙は「洞庭郡」に属していたと考えられる［徐・李2005］。近接する「蒼梧郡」が紀元前222年に設置されたことを示す記述も見られることから、「洞庭郡」の設置もそれと変わらない時期であったとする説もある［何介鈞2005］が、同年には「会稽郡」も置かれていることから、この時点で長江下流域までもが秦の領域に入ったとわかる。長江中流域の「洞庭郡」の設置は、「蒼梧郡」や「会稽郡」よりは早い段階でなされていたのではないだろうか。

（5）半両銭の製造時期については次章を参照。

（6）羽状地紋鏡群の代表である山字紋鏡の製作地が長沙から淮南に移ったことは、同型鏡の分布の変化から明らかである［石谷2017］。

## 二　秦の中国統一と半両銭

前章の細地紋鏡および蟠螭紋鏡の分析につづいて、本章では半両銭を中心に戦国貨幣についての分析を行う。半両銭は、それが秦の貨幣である点に疑いはなく、その鋳造開始年代も戦国時代に遡るため、細地紋鏡と同様に統一前後の秦文化の動態を解明するのに有益な資料である。また、貨幣については文献にも少なからず記載があり、それ自体にも銘文が鋳込まれるという特性があるため、鏡よりも史実に踏み込んだ研究を行うことができる。

しかし一方で、戦国貨幣はこれまで考古学的な研究の対象となる機会が少なく、文献史学者や銭幣学者の研究領域とされてきたために、製作年代についての理解は歴史文献の記載に引きずられ、同時代の他の遺物を無視して議論が進められるなど、秦文化全体における位置づけは不十分であった。また、貨幣を研究するうえで重要となるのが重量であり、先秦時代の重量制度については早くから研究されてきたけれども［関野1956a、林1968、松丸1992］、当時は貨幣の発掘事例が少なかったため、資料に即した議論が難しかった。近年では発掘資料がずいぶんと増えてきたにも係わらず、先秦時代の重量制度については再検証されていない。

そこで本稿では、文献の記録と出土墓の年代の対照によって半両銭の年代を再検証したうえで、戦国各国の貨幣と半両銭の基となった重量制度を比較することで、戦国貨幣の実体と秦の貨幣統一の実態を追究する。

### （1）半両銭の鋳行年代

半両銭の鋳行年代、すなわち「半両銭がはじめて鋳造されたのはいつか」については、古くは『漢書』食貨志（下）の記述を根拠に、秦始皇帝の統一事業の一環としてなされたという解釈が有力であった［王1990］。

> 「秦 天下を兼わせ、幣は二等となる。黄金は溢を以て名となし、上幣とす。銅銭の質は周の銭のごとく、文に半両と曰う。重さはその文のごとし」（「秦兼天下、幣為二等。黄金以溢為名、上幣。銅銭質如周銭、文曰半両。重如其文」）

しかし、この記述に基づいて半両銭が秦の統一後に鋳行されたとする考えは、今では次の理由から否定されている［稲葉1978、江村2011］。『史記』平準書末尾の司馬遷の記述に、

> 「秦中に至るに及び、一国の幣は三等となる。黄金は溢を以て名となし、上幣となる。銅銭に識して半両と曰う。重さはその文のごとし。下幣となる」（「及至秦中、一国之幣為三等。黄金以溢名、為上幣。銅銭識曰半両。重如其文。為下幣」）

とある。比較してみれば、さきの『漢書』の記述は司馬遷のこの記述に基づいており、「幣は二等となる」や「銅銭の質は周のごとく」という部分は、『漢書』の編者である班固によって書き替え、ないし書

き加えが行われたとわかる。なかでも、とくに問題となるのが、「秦天下を兼わせ」の部分である。

司馬遷は「秦中に至るに及び」としか記しておらず、「一国の幣という表現は戦国諸侯の国を呼ぶそれであって、天下を統一した秦帝国を称ぶ表現としては適当でな」く、「鎰（原文では「溢」）は戦国中原の諸国で主として用いられ、秦国も借用していた単位であるが、度量衡を統一した秦帝国では公認されていない単位」であるから［稲葉1978］、この「秦中」は秦代を指してはいない。

そして、『史記』秦始皇本紀巻末の「秦記」に、

「恵文王生まれて十九年にして立つ。立ちて二年、初めて銭を行う」（「恵文王生十九年而立。立二年、初行銭」）

とある。現在では、この記述によって、司馬遷のいう「秦中」は戦国秦の時代を指していると解釈し、半両銭は恵文王二（前336）年に行われたとするのが一般的である。

ただし、ここで行われた「銭」が本当に半両銭を指し示すかどうかは、『史記』と『漢書』をいくら見比べても答えが出ない。半両銭の鋳行年代を知るには、秦墓からの発見事例について検討するのが確実な方法である。幸い、1990年代以降には考古資料を利用した半両銭研究も進み、大筋がつくられている［黄2001、江村2011］。以下、先学を参考にしつつ、半両銭を考古学的に検討していく。

従来、秦の貨幣と考えられてきたものには、半両銭をはじめ、一両円銭や両甾銭・文信銭・長安銭などがある［黄2001］。このうち、戦国時代の秦ではじめに鋳行されたと考えられているのが一両円銭である。一両円銭は、銭文に「一銖重一両・十四」や「一銖重一両・十二」と鋳込まれており、一般に直径3.8～4.0cm、重さ9.4～15.6gほどとされる［黄2001］。

ただし、これまでに確認されている一両円銭はほとんどがコレクション資料や採集資料であり、確かな発掘資料は陝西省西安市の長慶油田1282号墓から出土した１点のみである（**図18-1**）。この円銭は直径3.9cm、重さ13.3gと報告されており［陝西省考古研究所北郊考古隊2001］、当時の「一両」＝約16gと比べてかなり軽量につくられている。

長慶油田1282号墓は図面等では詳細が明らかにされていないが、洞室墓であり、鼎・盒・壺などの戦国秦墓に典型的な遺物が副葬されていたという。前章に述べたように、秦で洞室墓の習俗が始まるのは戦国中期後半頃であったから、長慶油田1282号墓の年代はそれ以降になる。ここでいう戦国中期はだいたい紀元前４世紀初頭から前３世紀初頭を指しているから、その後半以降というと前４世紀後半以降になる。一両円銭が紀元前336年に鋳行されたとすると、年代として整合的である。

次に、戦国～秦代の秦墓から出土した半両銭について検討する。半両銭は多くの秦墓からの出土例が確認されており、なかでも戦国時代に遡ることが確かな四川省の青川県郝家廟50号墓出土資料は、早くから注目を集めてきた（**図18-4**）。出土した半両銭７点は、直径2.7～3.2cm、重さ2.0～9.8gである［蔣1994］。

郝家廟50号墓の年代は、墓に納められた木牘の記述が手がかりとなる［四川省博物館ほか1982］。

「二年十一月己酉朔朔日、王は丞相茂・内史匽に命じ、□□更脩して田律をつくらしむ」（「二年十一月己酉朔〻日、王命丞相戊・内史匽、□□更脩為田律」）

1. 西安長慶油田1282号墓　2. 首帕張堡窖蔵　3. 巴県冬笋壩

4. 青川郝家廟50号墓

5. 鳳翔高荘７号墓

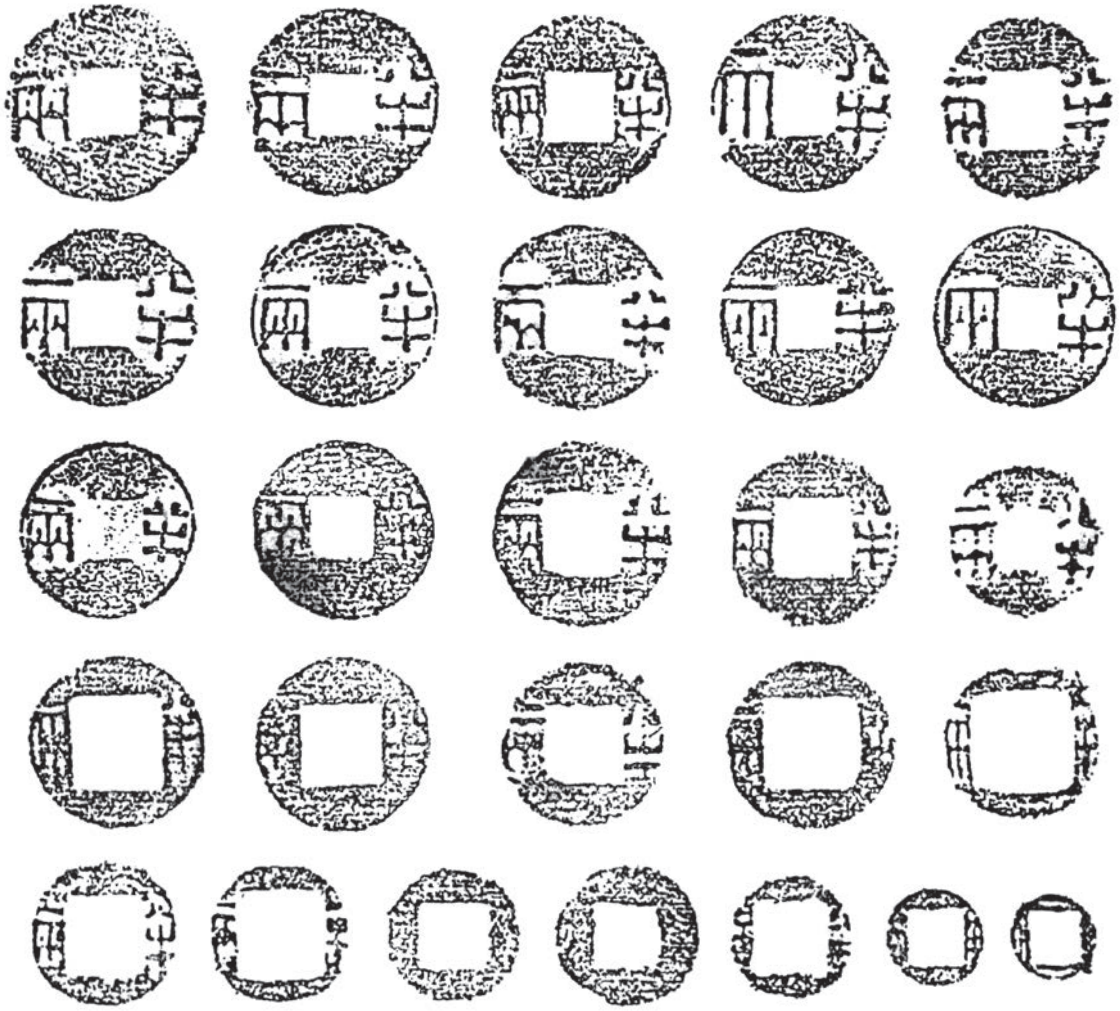

**図18**　戦国～秦・前漢初期の半両銭

簡報にも指摘された通り、『史記』秦本紀に、

「（武王）二（前309）年、初めて丞相を置く。樗里疾・甘茂 左右丞相となる」（「二年、初置丞相。樗里疾・甘茂為左右丞相」）

とあり、この簡牘は前309年の出来事を記録しているとわかる。簡報では、これによって墓の年代をその直後の前306年頃と考えている。図面等では詳細が明らかにされていないが、郝家廟墓群は鼎・豆・壺の組合せを副葬する戦国中期墓47基と、鼎・盒・壺の組合せを副葬する戦国後期墓24基に分かれ、50号墓は後者に該当するという。『史記』六国年表・秦恵文王九（前316）年の条にも「蜀を撃ち、これを滅ぼす」（「撃蜀、滅之」）とあるから、年代としては一見整合的である。しかし、郝家廟50号墓は埋葬習俗や副葬品の内容から見て、前278年の跋郢以降に徙民されてきた楚人の墓であるとする意見もあり［間瀬1984］、前４世紀代に位置づけるのは危険である。郝家廟50号墓は戦国後期前半につくられたと考えておくのがよいだろう。

また、陝西省の咸陽塔児坡18402号墓から出土した半両銭11点は、赫家廟50号墓出土の資料と同様の特徴をもつ（**図19**）。塔児坡18402号墓は竪穴墓であるが、同墓地にはⅠ式洞室墓やⅢ式洞室墓も見られ、どの型式の墓からも半両銭の出土が確認されている［咸陽市文物考古研究所1998］。洞室墓がつくられ始めたからといって竪穴墓が一掃されるわけではないようだが、18402号墓はⅢ式洞室墓の18049号墓と切り合い関係にあるため、埋葬年代の下限はⅢ式洞室墓がつくられ始める戦国後期中頃である。

郝家廟50号墓の半両銭も塔児坡18402号墓出土の半両銭も、戦国時代につくられたことは確かであるが、形態や重量のばらつきが大きく、重量が「半両」＝約８gに達していないものも多い。後述するように、戦国時代の貨幣の大部分は、素材である銅の価値と流通価値が等しい実体貨幣であったから、鋳行されたばかりの半両銭にこれだけの重量差があるとは考えにくい。そこで、戦国後期の間に半両銭がどの程度変化したかを検証してみよう。

陝西省鳳翔県の高庄秦墓地は、戦国時代の半ばまで秦の都であった雍城の南郊に位置し、そのうちの10基から計500点を超える半両銭が出土した［呉ほか1981］。最大のもの（Ｍ１・18）は直径3.2cm・重さ6.8gで、最小のもの（Ｍ７出土）はわずか直径1.2cm・重さ0.2g未満である。半両銭出土墓の年代については、簡報では墓地全体を５期に分けたうえでの第４期（戦国後期）と第５期（秦代）に当たるとされたが、その後の研究によって、戦国後期、秦から前漢初年、前漢文帝期から景帝年間、武帝元狩五年以前という４段階に再分期された［杜1991］。

たしかに、最終段階の高庄45号墓出土の半両銭は、文帝期の墓であることが確かな江陵鳳凰山168号墓[7]や、武帝建元六（前135）年に卒した竇大后の陪葬坑から出土した半両銭と形態・重量・銭文のすべてが類似しており［杜1991、王ほか1976］、前漢中期頃まで下る可能性が高い。また、その前段階（第三期）の高庄33号墓は、墓室の長さと幅が竪穴墓口部を上回るⅣ式洞室墓であり（前章**図8-5**参照）、前漢時代に下ることが確かめられる。高庄秦墓地は秦墓の代表としてよく引かれるが、各墓の年代には注意が必要である。

戦国～秦代の半両銭を検討するうえでは、第３期（秦代～前漢初年）とされる高庄７号墓出土資料

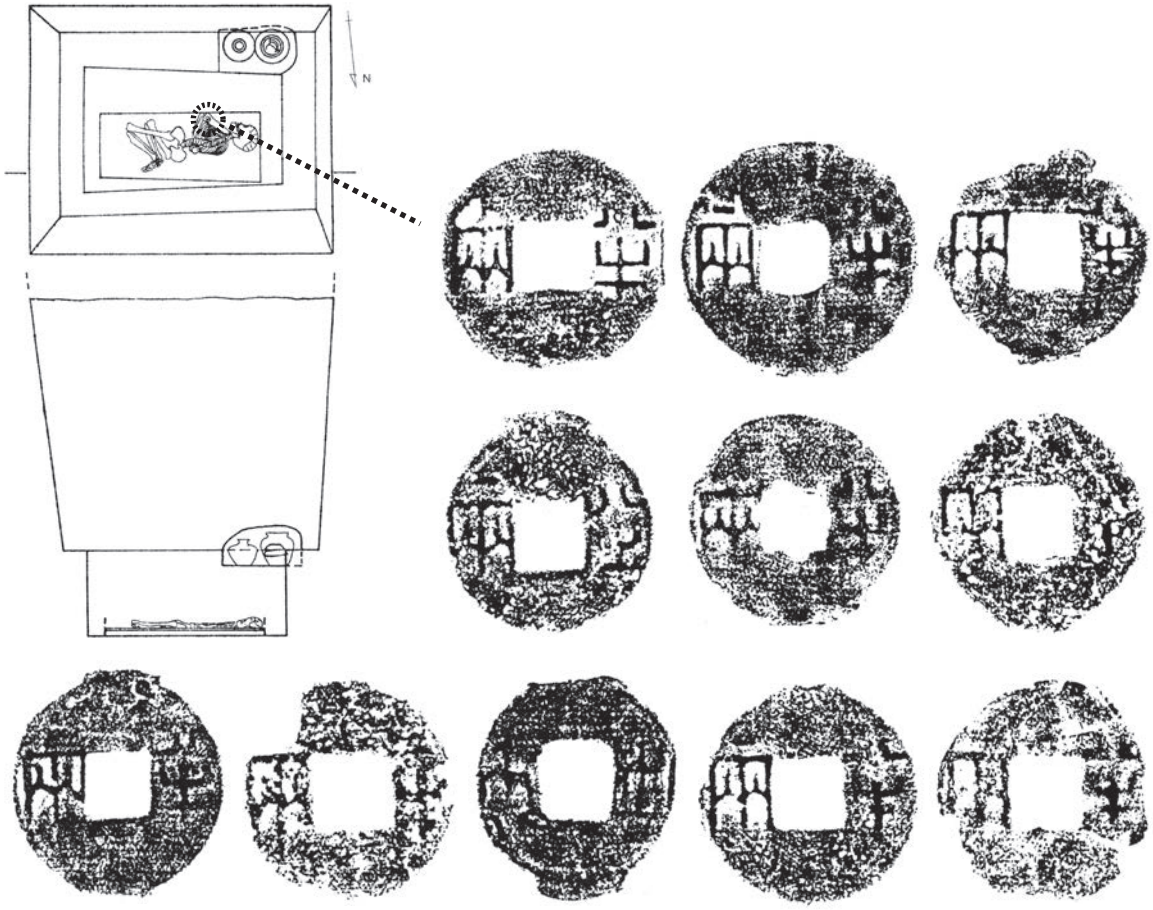


**図19**　咸陽塔児坡18402号墓出土の半両銭

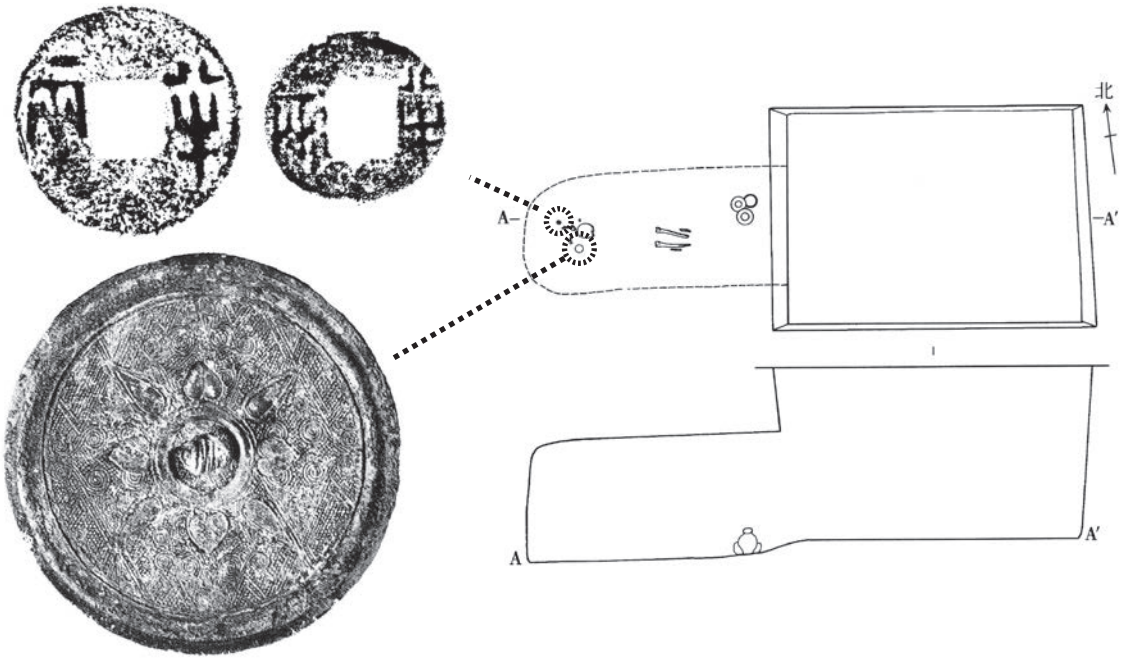


**図20**　鞏義站街２号墓出土の半両銭と細地紋鏡

が参考となる。７号墓からは、直径2.3～2.7cm・重さ1.4～3.8gの半両銭が出土し（**図18-5**）、直径1.2cm・重さ0.3gしかない楡莢銭も含まれていた。『漢書』食貨志（下）に、

「漢興り以為えらく、秦の銭重く用い難し、と。更に民に莢銭を鋳さしむ」（「漢興以為、秦銭重難用。更令民鋳莢銭」）

とあるように、楡莢銭がつくられたのは前漢初年であるから、７号墓にもその頃の年代を与えられる。そこから出土した半両銭が秦代につくられたものである可能性は高い。

また、河南省の鞏義站街墓地から発掘された２点の半両銭は、重さは不明であるが、直径3.0cmと2.3cmで0.7cmもの差があり、後者は鉛製か錫製であるという（**図20**）［鄭州市文物考古研究所2006］。とくに前者は、銭文の「半」「両」の両字が縦長で、「半」字が上から下にかけてすぼまる特徴をもち、青川郝家廟50号墓をはじめ、秦の巴蜀統一以降とされる四川省郫県の戦国後期墓や［李1976］、陝西省臨潼県油王村の秦代製作遺跡で発見された銅製原型（銭径2.7cm：**図23-2**）［張1987］、河南省湯陰県の窖蔵（銭径3.1cm）［焦ほか2000］などに見られる半両銭と類似する。

その鞏義站街２号墓は、前章において中原でつくられた細地紋鏡の出土を確認した墓のひとつであり、鞏県が秦に侵略された直後、だいたい紀元前３世紀後半頃に位置づけた。よって、戦国後期につくられた半両銭は、郝家廟50号墓や鞏義站街２号墓に見られるような直径３cm前後のものが一般的であったとすると、高庄７号墓に見られた秦代の半両銭の直径2.5cm前後という数値は理にかなっている。それは、銭文の「半」「両」字の定型化からも認められよう。

すると、郝家廟50号墓から出土した半両銭のうち最大のもの（銭径3.2cm）から高庄７号墓の半両銭まで、銭径は0.5cm～1.0cm近くも小さくなっており、半両銭が時代を下るにつれて小さく軽くなっていったことはまず間違いない。郝家廟50号墓出土の半両銭よりも径の大きい（3.7cm）長安首帕張堡窖蔵や四川省の巴県冬笋壩から出土したものが、最初期の半両銭であろう（**図18-2・3**）［陳ほか1987、四川省博物館1960］。半両銭の鋳行年代は、郝家廟50号墓の年代よりはいくらか遡りそうである。その年代を恵文王二（前336）年にまで遡らせる積極的な根拠はないが、前３世紀第一四半期頃には鋳行されていたのではないか。

ここで、余談になるが、資料となる半両銭の鑑別に係るため、「八銖銭」や「四銖銭」について触れておこう。『史記』漢興以来将相名臣年表（以下、「名臣表」と略す）に、

「（高后二年：前186年）八銖銭を行う」（「行八銖銭」）

とあり、また『漢書』高后紀に、

「（二年）秋七月、恆山王不疑薨る。八銖銭を行う」（「秋七月、恆山王不疑薨。行八銖銭」）

とある。これについて、後漢末期の応劭の注に、

「本は秦の銭なり。質は周の銭の如く、文に半両と曰う。重さはその文の如く、即ち八銖なり。漢、その太いに重きことを以て更に莢銭を鋳す。今民間に楡莢銭と名づくものが是なり。民 その太いに軽きを患う。此に至りて復た八銖銭を行う」(「本秦銭、質如周銭、文曰半両。重如其文、即八銖也。漢以其太重更鋳莢銭。今民間名楡莢銭是也。民患其太軽。至此復行八銖銭」)

とある。応劭が「重さはその文の如く、即ち八銖」であると書いたのは誤りであり、ここは本来「十二銖」とすべきであるが、この記述によれば、漢の世になって軽量な楡莢銭が発行され、その次段階として、楡莢銭よりは重い八銖銭が鋳行されたことになる。

さらに、『漢書』食貨志(下)に、

「孝文五(前175)年、銭の益々多く軽くなりしがために、乃ち更に四銖銭を鋳す。その文は半両となす。盗鋳銭令を除き、民をして鋳することを放さしむ」(「孝文五年、為銭益多而軽、乃更鋳四銖銭。其文為半両。除盗鋳銭令、使民放鋳」)

とある。莢銭が軽すぎたために八銖銭を鋳行したが、その八銖銭も次第に軽量な悪銭がつくられるようになったため、より軽量な四銖銭へと改鋳したという。なお、「盗鋳銭令」というのは、江陵張家山247号漢墓から出土した「二年律令」竹簡に見られるように、銭を盗鋳した者やそれを補佐した者、盗鋳銭であると知りながらそれを流通させた者に対する罰則規定である[8][張家山二四七号漢墓竹簡整理小組2001]。

以上の記述に基づき、5.3gほどの半両銭が呂后期の八銖銭、2.7gほどの半両銭が文帝期の四銖銭とみなされることがあるが、実状としては青川郝家廟50号墓に見られたように戦国後期にはすでに5.6g以下のものがつくられており、高庄7号墓に見られたように秦代には2.7g以下のものが一般的であった。『史記』平準書や『漢書』食貨志の記述が事実を記していたとしても、それはあくまで公的な規定としての「行銭」であり、現実にはずっと以前から軽量な半両銭がつくられていたのである。そもそも、八銖銭が定められる以前にはそれよりも軽い莢銭が用いられていたし、四銖銭を定めたきっかけは「銭が益々多く軽くなったため」である。半両銭ははじめこそ銭文通りの重量につくられたが、名目貨幣となってからは地金節約のための粗悪な銭づくりが横行していたと考えられる。年代判定に関しては、重量よりもむしろ銭径や銭文に着目した方がよい。

### (2)魏の「垣」銭と秦の円銭

秦の一両円銭や半両銭の年代推定をより確かなものとするために、隣国である魏の円銭にも注目したい。

魏の円銭とされるものには、「共」銭や「垣」銭がある。それぞれ、「共」や「共屯赤金」、「垣」や「黍垣一釿」などの銭文が鋳込まれた円銭を指す。「共」銭は山西省聞喜県にて陶罐の中に700枚以上が納められた状態で見つかったほか、河南省の洛陽でも発見されているが、いずれも科学的な発掘調査を経たものではない[朱1976、蔡ほか1981]。「共屯赤金」銭は山西省侯馬市の墓から見つかったとされるが、詳細が明らかでない[朱1994]。

「垣」銭は山西省侯馬市や翼城県で見つかったとされるほか［朱1994］、河南省の洛陽・三門峡・許昌・鶴壁［朱1981、蔡ほか1981、蔡ほか1998、趙1991、趙ほか2007、洛陽市第二文物工作隊2002、鶴壁市銭弊学会ほか2003、張ほか2006、秦ほか2005］、輝県の固囲村１号墓から出土している［中国科学院考古研究所1956］。「桒垣一釿」銭は陝西省陝北富県から２枚見つかっており、同時に「半釿」銭２枚も発見された［袁ほか1993］。

このように、魏の円銭の出土事例はそれなりにあるが、そのほとんどが出土した地点や遺構などの詳細が不明な資料である。考古学的検討に耐える資料は「垣」銭のみであるため、以下、魏の円銭の代表として「垣」銭について検討する。

各遺跡の報告によると、「垣」銭には直径3.8～4.3cm、重さ5.3～11.7gのものがあり、円形円孔、円孔の右側に「垣」一字の銭文という原則がいずれにおいても守られている（**図21**）。「垣」銭は円形円孔であるという点で、秦の一両円銭との形態的類似性が注目される。また、長慶油田1282号墓から出土した一両円銭が銭径3.9cm・重さ13.3gであるから、これと「垣」銭の最大級のものとは形態だけでなく法量的にも近い。このような類似した二つの円銭が、魏と秦という隣国で用いられていたとなれば、当然その先後関係が問題になる。まずは「垣」銭の鋳行年代について検討しよう。

**「垣」銭の鋳行年代**

戦国の三晋諸国の貨幣は、銭文に地名が鋳込まれていることが多く、魏の円銭についても、「桒」は陝西省銅川市西北部の漆県［秦1987］、「垣」は今の山西省垣曲県の東南に比定されている［黄2001］。また、「垣」は『漢書』地理志（上）では安邑・蒲坂・臨汾などとともに河東郡に属している。『史記』秦本紀・秦始皇本紀には次のような記述が見られる。

昭襄王十五（前292）年「大良造白起 魏を攻め垣を取り、復たこれに予える」（「十五年、大良造白起攻魏、取垣、復予之」）

昭襄王十七（前290）年「秦 垣を以て蒲坂・皮氏となす」（「十七年、・・・、秦以垣為蒲坂・皮氏」）

昭襄王十八（前289）年「錯 垣・河雍・決橋を攻め、これを取る」（「十八年、錯攻垣、河雍、決橋取之」）

これらの記述によれば、魏の邑であった「垣」は、前292年に秦の将軍白起に一度占領され、すぐに返されたが、前290年には秦によって「蒲坂・皮氏」という都市名に変えられており、再び秦の領地となっていたとわかる。翌年には秦の将軍司馬錯によって「垣」は再び攻め取られているから、前290～289年の間にいったん魏に返されていたようであるが、前289年にはとうとう秦の支配下に収まる[9]。以上より、「垣」で円銭が製造された時期は、前292年を下限とすると考えられる。

1984年～1988年の洛陽市内の発掘調査において、「垣」銭のなかでは唯一発掘されたときの状況が明らかな資料が見つかっている［趙1991］。天津路東で発見された88号墓は、２m×１mほどの小型墓で、その中には膝を折り曲げて両手を腹部にのせた人骨があり、膝元には一枚の「垣」銭が置かれていた（**図21-3**）。前章第２節に述べたように、洛陽周辺においては戦国後期以降に秦人の侵入にともなって洞室墓がつくられるようになる。88号墓と同じ天津路東の発掘区からもⅢ式洞室墓が発見さ

1. 三門峡宜陽県

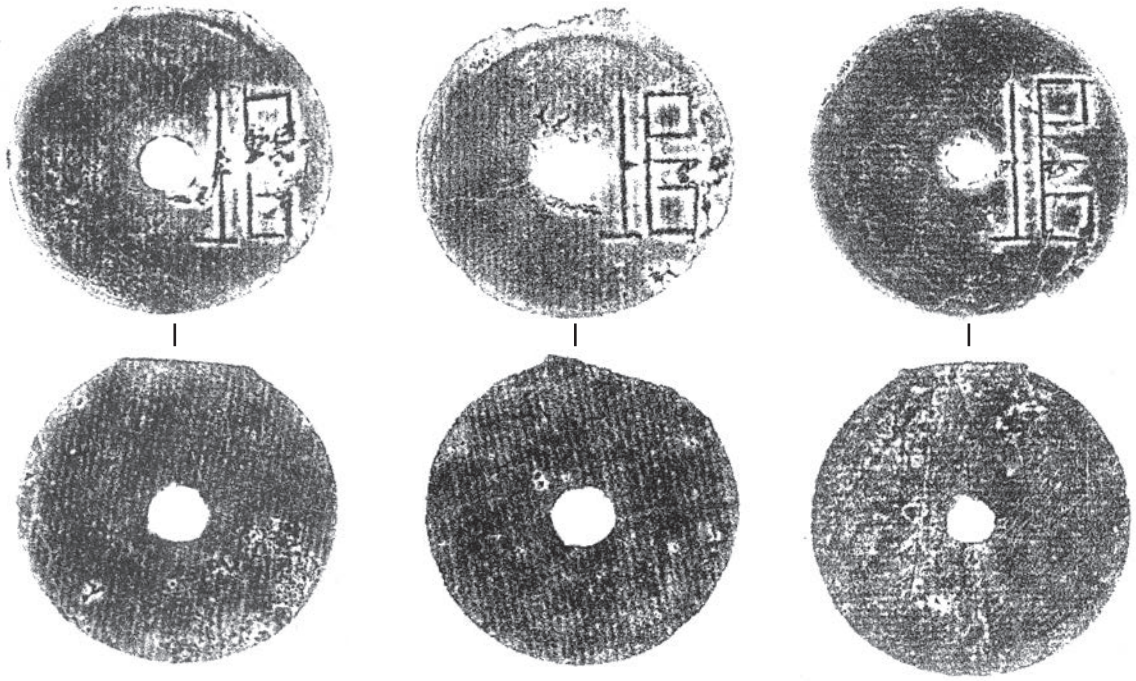

2. 洛陽安楽公社董村

4. 黒川C.C.405

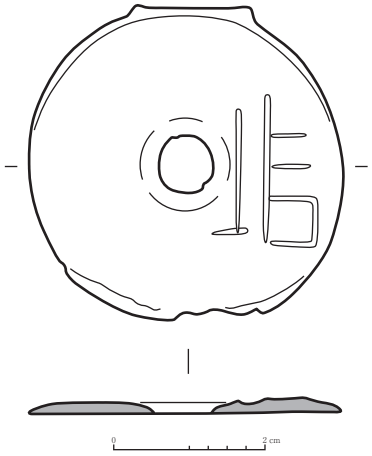

3. 洛陽天津路東88号墓

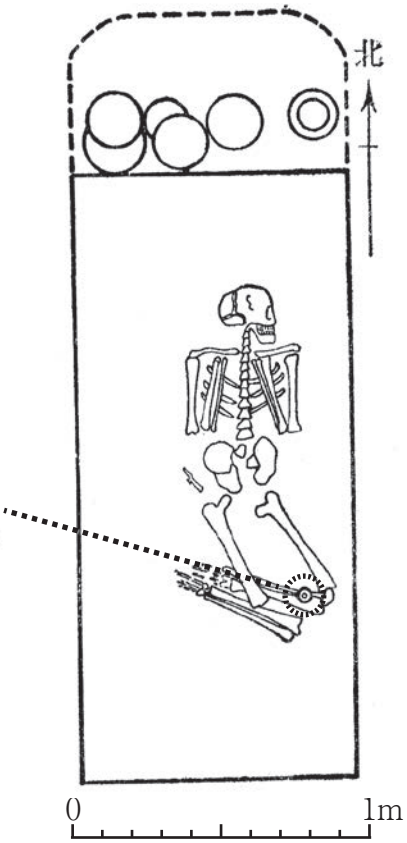


**図21** 「垣」銭

れているから、竪穴屈肢葬である88号墓は秦人の侵入以前につくられた墓であると考えられる。88号墓の年代は東周滅亡の前249年を下限とする。

天津路東88号墓から見つかった「垣」銭は、直径4.1cm・重さ5.3gで、これまでに発見された「垣」銭のなかでは最軽量である。次節に述べるように、魏の重量制度では「一釿」＝約12〜13gが基準であったから、これまでに発見された「垣」銭のなかで最重量の11.7gは「一釿」に相当する合理的な数値であり、これが「垣」銭のなかでも早くに製造されたものであろう。それに対し、88号墓出土の「垣」銭は相当軽量であるから、「垣」銭の製造開始から一定の時間を経てつくられたと考えられる。「垣」銭の鋳行年代は前292年以前であったと考えて矛盾はない。その場合、「垣」銭は恵文王二（前336）年に秦で一両円銭が鋳行されたのとほぼ同じ頃に製造が始まったことになる。やはり、どちらが先か後かは重要な問題であるが、現状では一両円銭・「垣」銭ともに発掘事例が少なく、遺構の年代からは判断しがたい。そこで、「垣」銭の製造背景をふまえつつ、形態面や技術面から一両円銭や半両銭との比較を行い、先後関係を明らかにしたい。

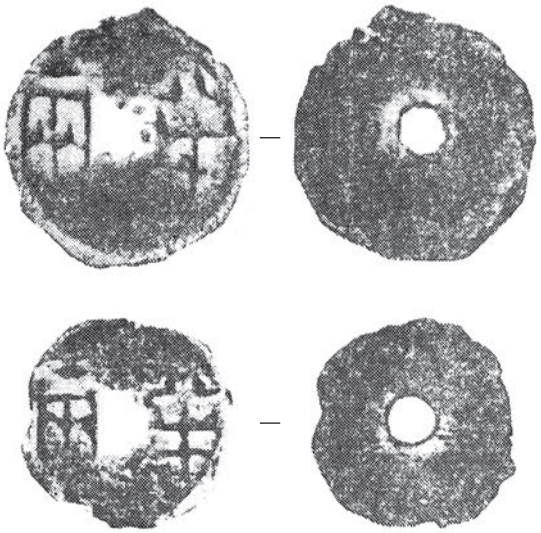

**図22**　面方背円孔の半両銭

まず、孔の形状に着目する。「垣」銭は径0.7〜0.8cmの円孔、一両円銭は1.0cm程の円孔で、半両銭の初期の例は0.9〜1.0cm四方の方孔である。銭径に対する孔の割合から見れば、「垣」銭よりも一両円銭や半両銭の方が孔は大きいということである。これは円孔から方孔への変化を考えるうえで重要である。半両銭の方孔円銭の形態について、始皇帝の宇宙観の反映であるという説や、鏟銭として周縁をヤスリがけするためとする説があるが、半両銭の鋳行は始皇帝よりもずっと前のことであるから宇宙観云々というのは年代的に合わず、また初期の半両銭は完全な円形を呈していないため、ヤスリがけを必要としたとは思えない。燕の円銭の方孔が燕明刀銭の刀身部を象徴したことから始まったとする説もあるが［稲葉1973］、過渡的な資料があるわけではない(10)。

筆者は、円孔から方孔への変化は、銭文との関係が大きな要因となったと考える。たとえば、円孔円銭のなかでも一両円銭や「共屯赤金」銭・「漆垣一釿」銭では文字が周回するが、「垣」銭や趙の「藺」銭は一字だけであるため、銭としての方向が定まる。それが半両銭や燕・斉の方孔円銭になると、孔の両側に文字を配するようになる。二文字の場合には、円孔よりも方孔の方が都合がよい。半両銭では、方孔と左右の文字の幅がほぼ均等にされており、形態のバランスがとれている。そう考えると、一両円銭に見られた孔の拡大も、銭文とのバランスを重視した結果であり、方孔化に向けた過渡的形態であったと評価できる。長安首帕張堡窖蔵から出土した表が方孔で裏が円孔の半両銭がそれを証明している（**図22**）［陳ほか1987］。

また、「垣」銭と一両円銭・戦国時代の半両銭は、裏面が平らで郭がない点が共通している。「垣」銭の断面形を見ると、表面から裏面にかけてゆるやかに傾斜しているが（**図21-4**）、これはただの形態的特徴ではなく、鋳型の構造を示唆している。「垣」銭や一両円銭の鋳型は未発見だが、半両銭の

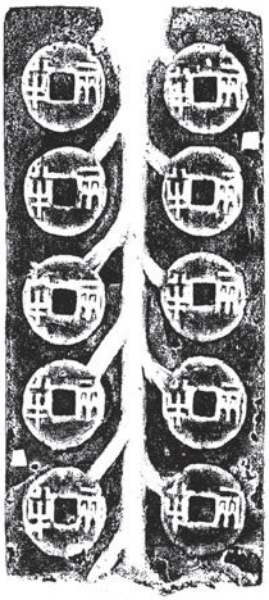

1

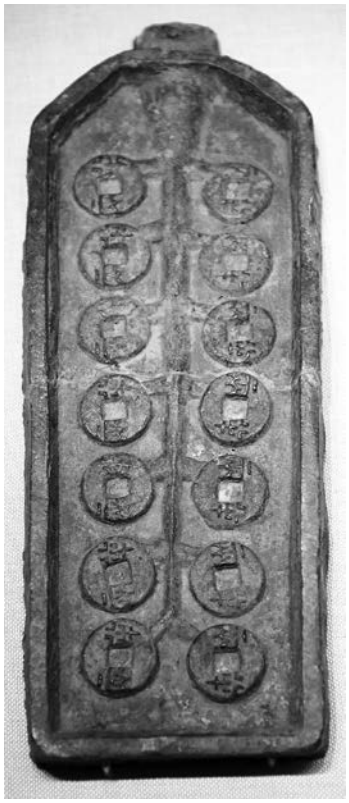

2

**図 23**　半両銭の鋳型（笵）と原型（模）
（1. 綏徳県発見、2. 臨潼油王村出土　縮尺不同）

**図24**　新鄭出土の鋭角布鋳型

鋳型を見ると、いわゆる枝銭の形態で、湯口から流し込まれた湯が中央の道を通り、さらに枝分かれして銭部へと流れ込む構造になっている（**図23-1**）［師2000］。陝西省の臨潼油王村の手工業作坊遺跡からは、そうした構造の鋳型を複製するための銅原型も出土している（**図23-2**）［張1987］。「垣」銭にも輪郭部分に湯道の痕跡と思われる鋳バリが残っていることから、おそらくは同様の構造の鋳型によってつくられたであろう。

そのような「垣」銭の鋳造方法は、布銭の鋳造方法を承けたものである。隣国韓の領域ではあるが、河南省の新鄭城関大呉楼鋳造遺跡から出土した鋭角布の鋳型では、首部の先端に湯道が設けられている（**図24**）［河南省文物考古研究所1994］。鋭角布では裏面にも郭を設けているが、「垣」銭と同じ魏の橋足布では表面から裏面にかけて勾配があるから、「垣」銭はやはり魏の布銭製作の延長でつくられたとわかる（**図25**）。

しかも、橋足布の「垣」銭への影響は、形態やつくり方だけではない。「垣」銭は魏の重量制度で

ある「一釿」＝約12〜13gを基準につくられているが、これは「梁新釿五十當守」橋足布や「安邑二釿」橋足布の「二釿」＝約25〜26g、「梁新釿百當守」布や「安邑一釿」布の「一釿」＝約12〜13gの基準を踏襲している[11]。

つまり、「垣」銭は伝統的な魏の貨幣製造技術と重量制度に基づいて、一枚が「一釿」に相当する実体貨幣としてつくられた合理的かつ実用的な銭であったといえる。一両円銭や初期の半両銭も同様に一枚が「一両」や「半両」に相当する実体貨幣であるが、青銅貨幣製作の伝統がなかった秦がいきなりそのような銭を製造できたとは考えがたい。やはり、魏の「垣」銭鋳行は秦の一両円銭鋳行よりも先行したに違いない。

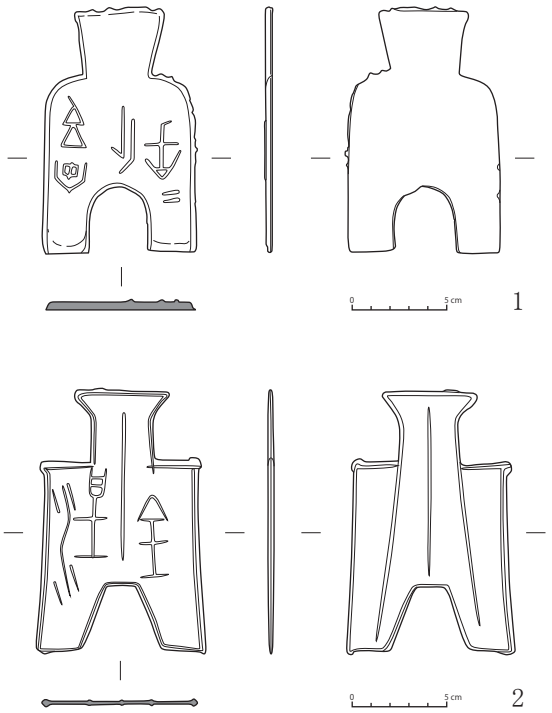


**図25**　橋足布と鋭角布の構造
（1. 黒川C.C.367、2. 黒川C.C.218）

**「垣」銭の製造停止と半両銭**

ここで、「垣」銭の鋳行が一両円銭や半両銭に先行するとなると、前者の整った輪郭と比べて、後者の不整形さが問題となる。雲墓睡虎地秦漢の「秦律・金布律」にも、

「銭の善・不善を雑えてこれに実たせ」（「銭善不善雑、実之」（131））
「百姓 市にて銭を用いるに、美悪これを雑え、敢えて異にするなかれ」（「百姓市用銭、美悪雑之、勿敢異」（132））

とあるように［『雲夢睡虎地秦墓』編者組1981］、秦では形や大きさに相当ばらつきのある銭が出回っていたらしい。粗悪な銭でも行銭として認めざるを得なかったという状況は[12]、以前から国や都市単位での青銅貨幣製造を行っていた他国とは異なり、秦では十分な貨幣生産体制が整っていなかったことを示唆している。高庄７号墓出土例に見られたように、秦代になるとさすがに半両銭の形態は整うが、はたして秦の技術力のみでこれを達成できただろうか。

上述したように、前292年から前289年にかけて、秦は再三魏の領地を侵略し、垣や蒲坂・皮氏・蒲陽などの河東の地を次々と落とす。さらに、昭襄王二十一（前286）年には、

「錯 魏の河内を攻める。魏 安邑を献ず。秦 その人を出し、河東に徙るを募いて爵を賜い、罪人を赦してこれに遷す」（「二十一年、錯攻魏河内。魏献安邑。秦出其人、募徙河東賜爵、赦罪人遷之」）

とあるように、安邑をはじめとする河東の地にいわゆる徙民政策が及ぶ。このとき、魏の商工業者のなかには都として健在であった大梁周辺に逃れた者もあったであろうが、秦に投降した者は、もとい

た地に留まることは赦されず、同じように占領された他の都市に徙されたと考えられる。あるいは、自ら秦に移ることを望んだ者もあったかもしれない。『史記』秦本紀・孝公元年に、「賓客群臣 能く奇計を出だして秦を彊くする者あらば、吾且に官を尊くし、これと土を分けんとす」(「賓客羣臣 有能出奇計彊秦者、吾且尊官、与之分土」) とあるように、秦は孝公期以来他国の人間でも有能の士であれば厚遇していたからである。そして、能力のある商工業者は、徙された先でもその力を発揮したであろう。宮崎市定氏が、「秦は七国の中で最も後進国であるが、魏の文明を輸入し、国政を整えて次第に強勢となってきた」と指摘したように [宮崎1993]、秦の東方進出は単なる領地の拡大ではなく、占領した都市の技術力・経済力をも強奪する目的があった。

河南省の三門峡市三里橋村墓地のうち、第二期に属する77号墓から出土した直径2.7〜3.3cm・重さ3.3〜7.8gの範囲に収まる45枚の半両銭が、それを証明している (**図26**)。出土した半両銭の銭径や重量の値は青川郝家廟50号墓や咸陽塔児坡18402号墓から出土したものと同様の傾向を示すが、比較的輪郭が整っている点が注目される。第二期は報告では前漢初期とされているが [三門峡市文物工作隊1993、張ほか2006]、77号墓は墓道の左右両側に墓室を設けるⅢ式洞室墓であり、戦国後期後半〜秦代の秦墓と考えられる。

このような事例は、もと魏の領地であった都市においても、秦による占領直後からすでに半両銭が流通しており、しかもこの時期に形態が整い始めたことを示している。戦国後期後半〜秦代にかけて見られる半両銭の形態変化と急激な流通範囲拡大の背景には、占領したもと魏の都市の商工業者たちの技術力・経済力の吸収があったのではないだろうか。

### (3) 秦と戦国各国の重量体系

以上に述べてきたように、筆者は秦が魏の貨幣制度の影響を受けて銭の製造を開始し、魏の国力を取りこむことで自国の貨幣制度を整えたと考えている。しかしその過程において、秦と魏の重量制度の違いは障害となったはずである。また魏に限らず、秦が貨幣を統一しようとするうえでは、各国の旧制をとり払わなければならず、困難が伴ったと思われる。そこで本節では、各国の重量制度には実際にどのような違いがあったのか、先学の研究内容を貨幣の実重から再検証するとともに、貨幣統一の実態について考察する。

#### 魏の重量体系

先学によって検討されてきたように、魏では「鎰釿制」という重量制度を用いていた [林1968、松丸1992]。魏の「鎰釿制」は、布銭の重量から推測される「一釿」＝12〜13gを基準としたもので、橋足布の銭文に「梁新釿百當寽」とあるように、「一寽」は1200〜1300gである。「一鎰」は「三十二釿」(13) に相当し、これは「一寽」の約1/3である。

一方、中原地域ではもうひとつ「寽朱制」という重量制度が存在した。これは、洛陽金村古墓群から出土したと伝えられる2点の鈁の銘文に、「四斗句客、四寽廿三朱、右内飲、廿一」(精華大学蔵)、「四斗句客、四寽十三、工■、右内飲、廿四」(京都大学人文科学研究所蔵) とあることから、「四寽廿三朱」と「四寽十三 (朱)」がそれぞれの鈁の重量である5450gと5220gに相当すると考え、「一寽」＝約1230g、「一朱」＝約23gという数値を求めたものである (14) [林1968]。また、「朱」が寽の1/50であっ

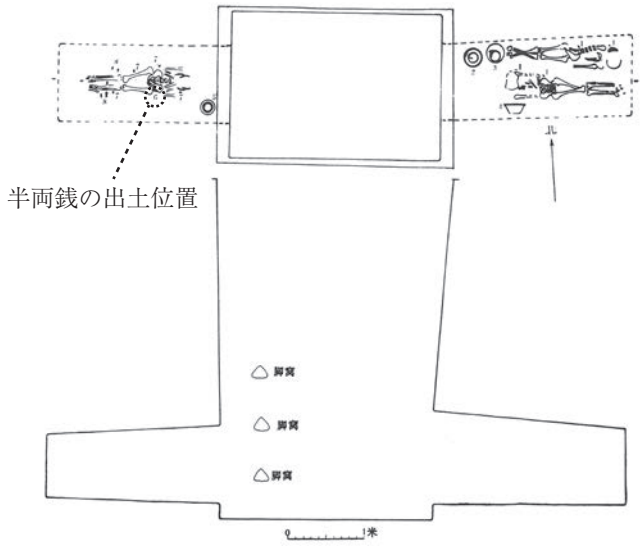


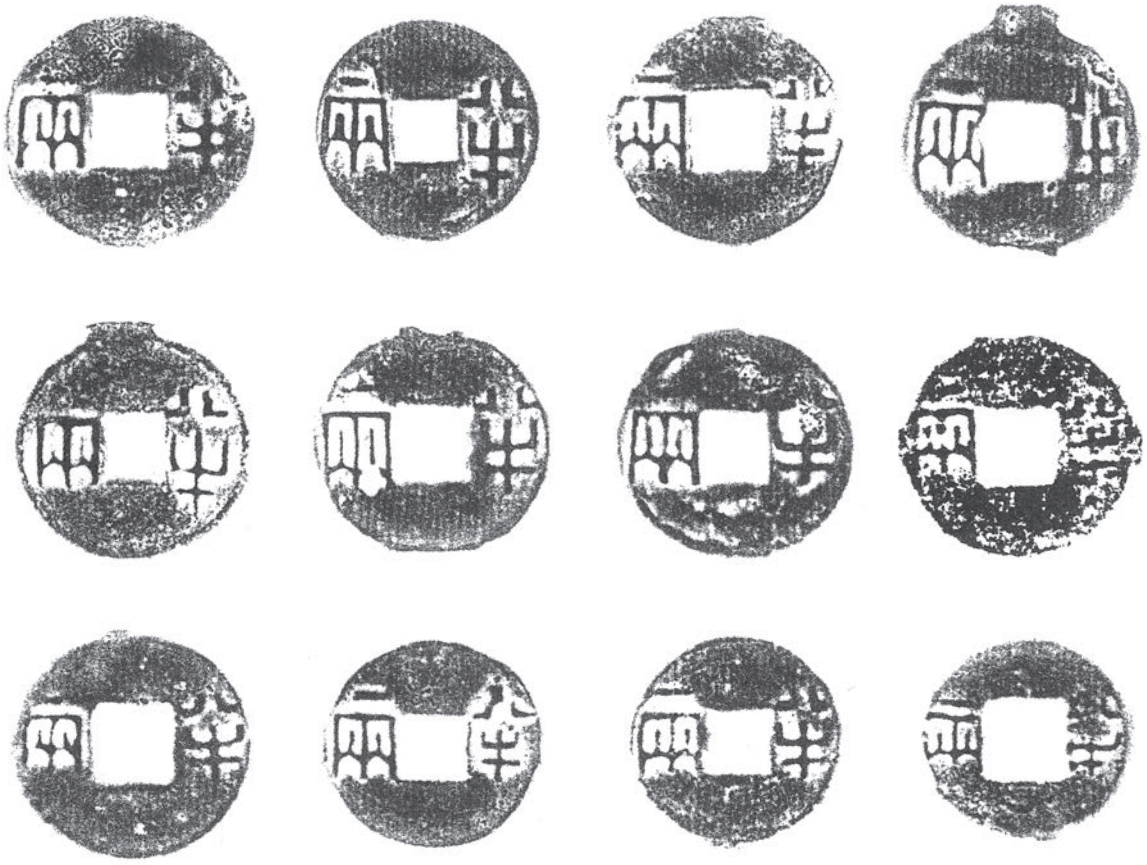

**図26**　三門峡三里橋77号墓と出土半両銭

たと推測して、「一寽」を約1223g、「一朻」を約24.5gとする説もある［松丸1992］。

本稿を執筆するにあたり、その２点の鈁のうち、京都大学人文科学研究所に所蔵される１点を実見する機会を得た（**図27**）。本器は、鋳造時の湯回り不良によって側面に大きな穴が空いたと思われ、その部分が補鋳されている。それにくわえて、器全体に錆がふいており、なかでも口縁内側の錆は塊状になっていることから、本器は製作者が目指した「四寽十三朻」よりいくらか重くなっているかもしれない。しかし、全重の5220gに対して、錆によって変動する重さは数gほどのわずかなもので、誤差の範囲と見てよいだろう。

むしろここで重要なのは、従来の研究において、鈁の重量から得られた「一朻」＝約23～25gという値が納得されたのは、橋足布の重量から得られる「一釿」＝12～13gの倍数であることによる。つまり、この想定は、「鎰釿制」と「寽朻制」とが共通する重量制度に属するという前提に基づいている。たとえば、「梁正尚百當寽」橋足布に着目し、「一尚」が「一朻」の１/２に相当するとして、洛陽を中心とした河南方面では「寽朻尚制」が用いられていたとする説もあるが［松丸1992］、その場合「朻」と「尚」の値は結局のところ「二釿」と「一釿」に相当する。そのうえ、「安邑」布や「梁」布には「二釿」布も存在しているから、「朻」や「尚」という重量単位が「釿」とは別に存在した意味を説明できない。

そこで、筆者はこの「朻」という重量単位が、魏の「鎰釿制」とは異なる重量制度に属するものであったと考える。その根拠となるのが、2000年代になってようやく発掘事例が確認された鋭角布である。たとえば、河南省の林県から出土した36枚の「垂」小鋭角布は、長さ5.0～5.3cm・重さ7.8～10.5g（**図29-1**）［孔ほか2003］、同じく河南省の鶴壁地区から出土した「垂」小鋭角布は長さ5.1～5.3cm・重さ8.1～8.8g、「公」小鋭角布は長さ4.2～5.2cm・重さ3.2～6.8gであった（**図29-2**）［鶴壁市銭幣学会ほか2003］。また、大鋭角布は重量のわかる発掘事例が確認されていないが、黒川古文化研究所の蔵品が19.4g（C.C.218）と19.0g（C.C.224）である（**図28-3**）。

これらの資料によれば、大鋭角布と「垂」小鋭角布はそれぞれ20g・10gを基準としてつくられている可能性がある。「公」小鋭角布については大きさや重さに幅があり一概に言えないが、首部に２本の縦線が入れられているなど、「垂」鋭角布とは形態的にも差別化が図られている。おそらくは「垂」小鋭角布の半分の重量としてつくられたであろう。

鋭角布については、それが魏の貨幣か韓の貨幣かで意見が分かれてきたが、前節で述べたように鋭角布は魏の橋足布や「垣」銭とは郭の有無という点で異なり、これは鋳型の構造の違いにつながるため、同じ国の貨幣とはみなしがたい。また、林県や鶴壁は魏の領域に位置するが、上述したように河南省の新鄭からは鋭角布の鋳型が出土しているから、韓の領域内で鋭角布の製造が行われていたことは確かである。そして、「寽朻制」の根拠である鈁が出土したと伝えられる洛陽金村墓地は、東周王幾の遺跡である[15]。よって、洛陽を中心とした東周王幾や韓では、魏とは異なり、「一朻」＝約20gを基準とする重量制度を用いていたと考える。なお、このとき「一寽」は約1240gとなり、「一朻」は「一寽」の１/62となる。

ただし、「梁新釿百當寽」橋足布に見られたように、魏でも「寽」という単位が用いられているから、本来その重量制度は周の制度に基づくものであったのだろう。魏の「釿」は、「寽」の１/100として魏独自に考案された単位であったと考える。

↑ 口縁内側の錆付着状況

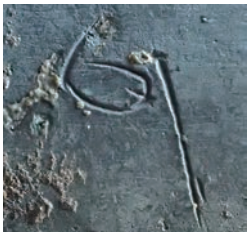

**図27** 「四斗句客 四守十三 工■ 右内飲 廿四」鈁
（京都大学人文科学研究所蔵）

1.「安邑」橋足布

「安邑二釿」(黒川C.C.367)

「安邑一釿」(黒川C.C.376)

「安邑半釿」(黒川C.C.378)

2.「安陰」橋足布

「安陰二」(黒川C.C.387)

「安陰(一)」(黒川C.C.386)

3. 鋭角布

「百涅」(黒川C.C.218)

「垂」(黒川C.C.221)

**図28**　黒川古文化研究所蔵 橋足布・鋭角布

1. 林県出土「垂」小鋭角布

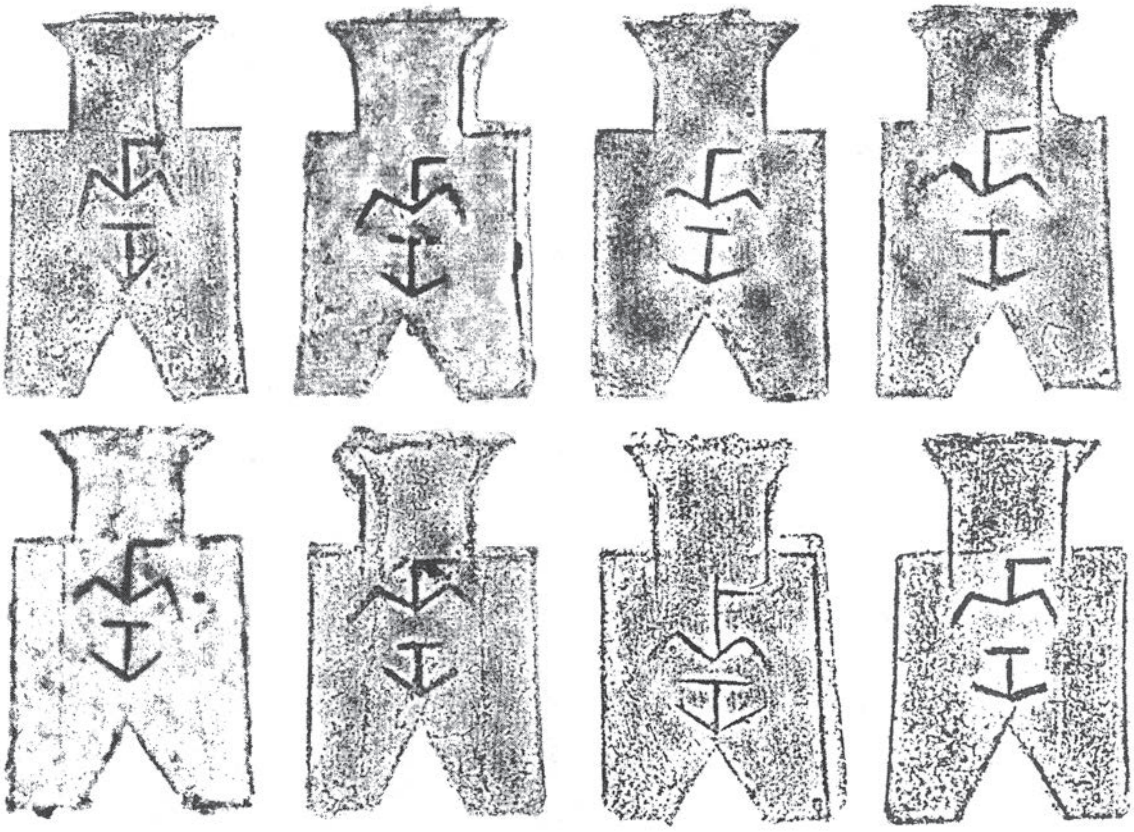

2. 鶴壁出土「垂」・「公」小鋭角布

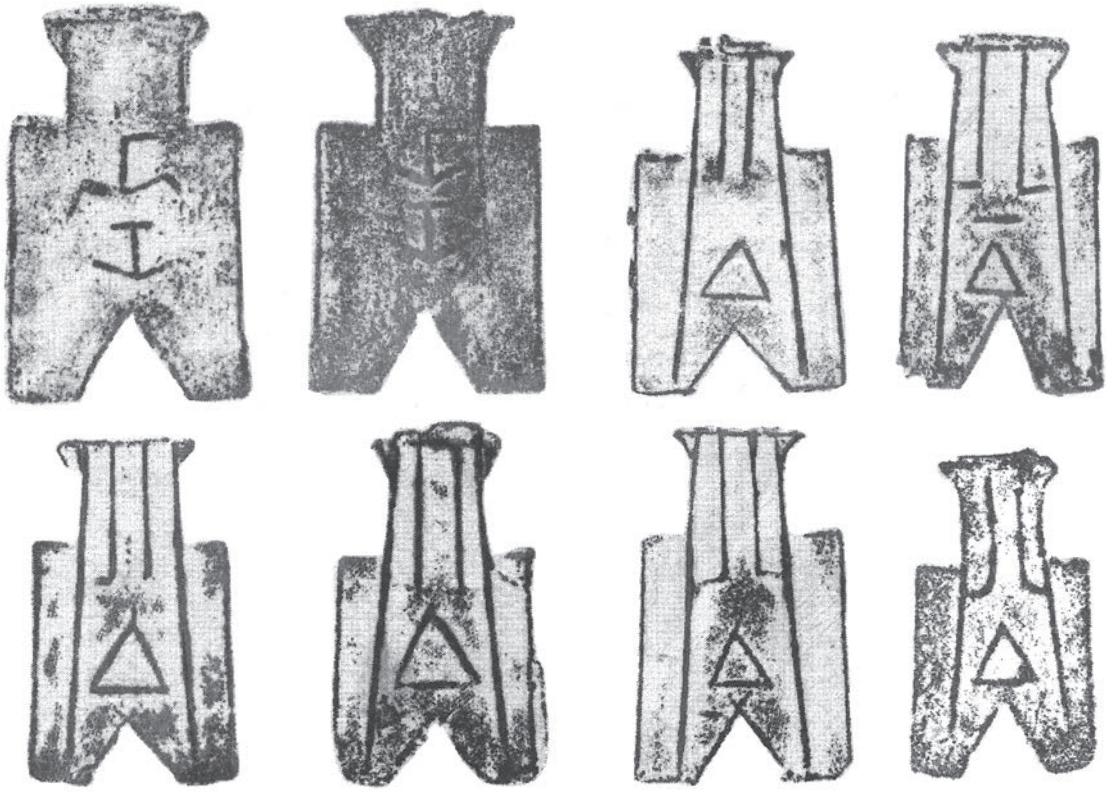

**図29**　林県・鶴壁出土の小鋭角布

**重量体系の統合**

以上のように、戦国時代の各国においては、ある一つの重量単位を基準とし、その倍数ないし約数によってより大きな、あるいはより小さな重量単位が決定されていた。本稿では、その枠組みを「重量制度」、さらにその重量制度に基づいて様々な物質の重量が規定されるシステムを「重量体系」と定義する。

ここで、魏では「一釿」＝約12g、秦では「一両」＝約16gを基準として貨幣をつくっていたから、二国間の交易においては「四釿」＝「三両」＝約48gというように重量の換算をしなければならず、非常に不便であったと思われる。

しかし、秦が勢いを増すにしたがい、各国の重量体系に変化が見られる。魏では、戦国後期になって新たに有郭で足部のえぐりが浅い「安邑半釿」橋足布をつくるようになる（**図28-1**）。残念ながら「安邑半釿」布は発掘事例が少ないうえに、唯一の事例である山西省夏県出土の資料は法量が公表されていない［山西省銭幣学会1989］。出土地不詳資料ではあるが、黒川古文化研究所に所蔵される１枚の7.6g、上海博物館に所蔵される４枚の6.0～8.1gから推測すると［汪1988］、「安邑半釿」布は半釿と言いながら、６gではなく７～８gを基準としてつくられた可能性がある。

同じ頃に魏で用いられた「安陰」橋足布では、河南省の襄城県で発見された「安陰二」布が10.2g、「安陰一」布が6.9gであり［秦ほか2005］、黒川古文化研究所に所蔵される「安陰二」布が11.5g、「安陰」布が6.4gであるように（**図28-2**）、「一釿」に相当する「安陰二」布と、その半分の「安陰一」布がつくられているから、「安邑半釿」布の７～８gという重量には特別な意味がある。「安邑」は昭襄王二十一（前286）年に秦に占領されており、「安邑半釿」布の製造が行われたのは戦国後期のなかでも前３世紀初頭の短期間に限られる。首部の方孔や弧を描く足部など、「安邑半釿」布が「安邑二釿」布や「安邑一釿」布とは形態が異なる点を考慮すると、あるいは秦の支配下でつくられたものかもしれない。

また、1983年に山西省朔県の漢墓から出土した三孔布は、背面に「十二朱」の銘が鋳込まれていた（**図30**）［朱1984］。同墓からは前漢時代の半両銭も出土しており、墓の年代として前漢時代に下ることは確かだが、三孔布の形態は趙の円首円肩円足布を踏襲している。その朔県出土の三孔布が重さ6.8g、1986年に同じく山西省の晋南で発見された三孔布が重さ7.3gであるから［朱1987］、これらの三孔布が銭文通り「十二銖」すなわち「半両」を目指してつくられた点に疑いはない。

これについて、銭文に見られる地名の比定から、三孔布の流通地域を現在の藁城県と深県を含む「燕南趙北」地域であったと仮定し、戦国末期に秦の侵攻によって列国の領土が分断された結果、利害を同じくする新興都市の協定によって、信用のある「両」や「銖」の重量に基づく三孔布が発行されたとする説がある［関野1968］。朔県の位置はここで仮定された地域からいくらか北西にはずれるが、出土した三孔布の銭文には今の河南省彰徳府に比定される「安陽」と石家庄市趙県に比定される「宋子」と鋳込まれていた。やはり、これらの三孔布は趙北の地において、秦の重量制度に基づいてつくられたようである。

その製造時期については、銭文に趙の地名が多く見られることを理由に、戦国前期や後期とする説もあるが［郭1994、朱1984］、現状では前漢墓において、しかも前漢時代に下る半両銭と共伴するという事実がある以上、秦の趙侵略以降につくられたと考えるべきである。

1. 朔県出土の三孔布と半両銭

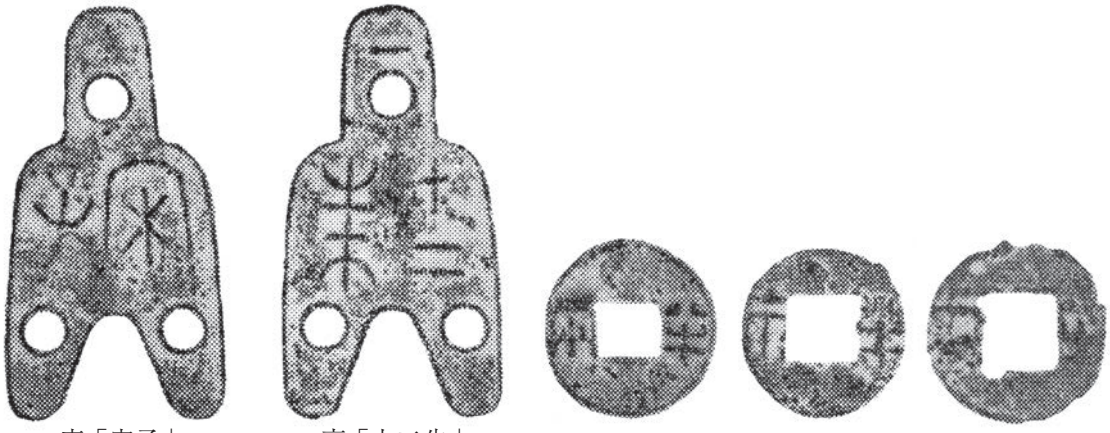

表「宋子」　　裏「十二朱」

2. 晋南出土の三孔布

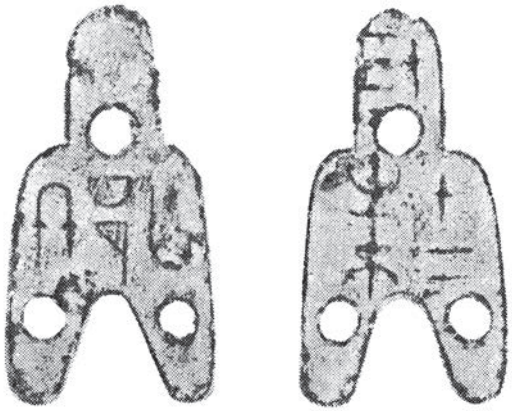

表「無終」　　裏「十二朱」

**図30**　朔県と晋南から出土した三孔布

つまり、「安邑半釿」布と三孔布は、それぞれ魏の橋足布・趙の円足布を承けてつくられた貨幣でありながら、ともに秦の重量体系に属していた。両者はともに秦の支配下ないし秦の脅威が目前まで迫った状況でつくられた点が共通している。これらの貨幣が本来の自国の制度ではなく、秦の重量制度に基づいてつくられたのは必然であった。

なお、「安邑」布や「梁」布では「一釿」＝12gを基準とするが、「安陰」布では「安陰二」布が12gであり、その単位は「釿」ではない。これは、同じ頃に用いられた方足布が５～６gと小型であることと関係していよう。山西省陽高県天橋村から出土した方足布のなかには、趙・魏・韓・燕の各国の地名をもつものが含まれており、いずれも重さは5.0～5.5gの範囲に収まっていたという［山西省文物管理委員会1965］。戦国後期には、安邑や趙北の地だけでなく、中原の各都市において重量体系に変革が起きていたようである。

1. 海陽県

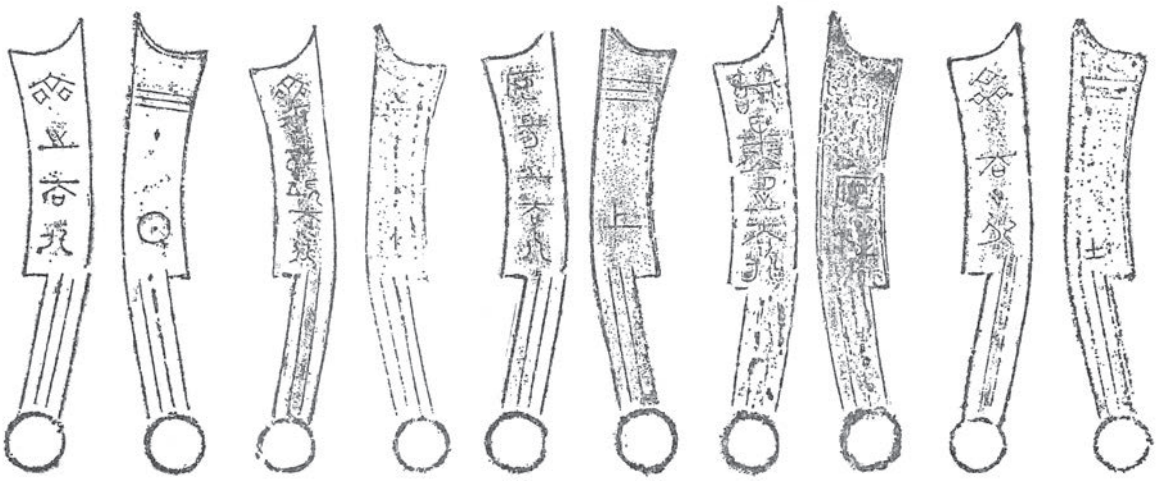

2. 栖霞県

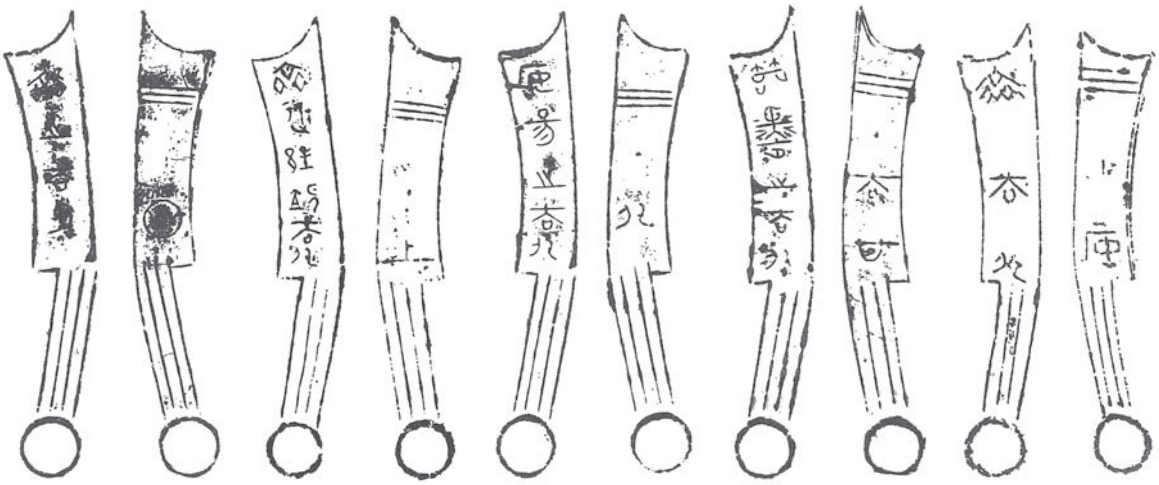

3. 海陽県汪格荘（左端・中央・右端）・寿光県延慶寺（左から２番目・４番目）

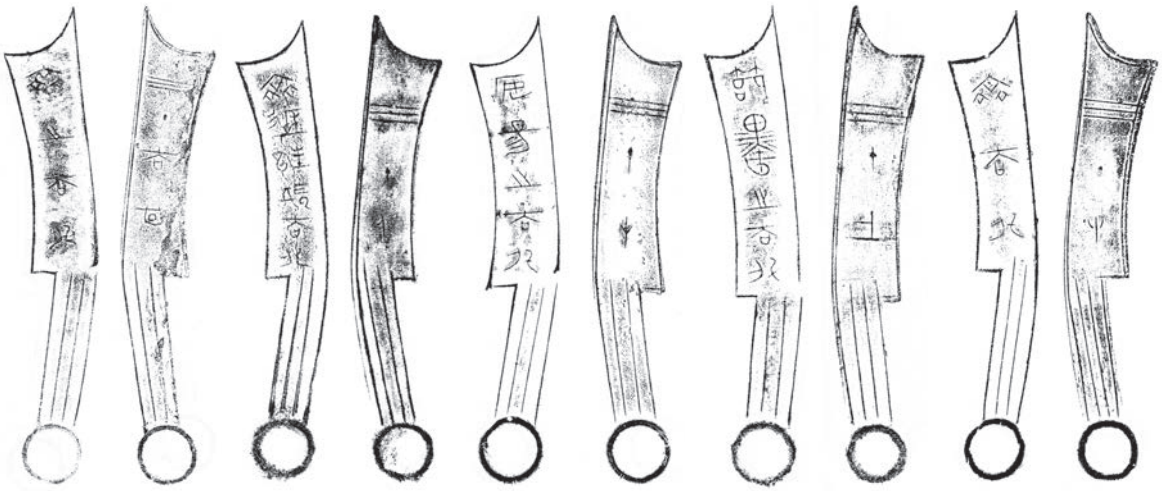

**図31**　出土斉大刀（S=１/３）
（左から「斉之大刀」、「斉返邦張大刀」、「安易之大刀」、「節墨之大刀」、「斉大刀」）

**表５**　出土斉大刀の重量（ｇ）

| 発見地 | 三字刀 | 四字刀 | 「安易」五字刀 | 「節墨」五字刀 | 六字刀 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 海陽県 | 40.8～50.1（10点） | 44.5～49.5（６点） | 44.0～53.5（４点） | 41.4～60.0（７点） | 47.0（１点） | 孫1980 |
| 栖霞県 | 40.7～53.0（123点） | 37.7（１点） | 46.3～53.2（４点） | 44.8～55.4（14点） | 41.8（１点） | 李1985 |
| 臨沂大城後村 | 30.8～55.0（1612点） | 36.4～52.1（66点） | 37.2～61.5（55点） | 42.8～64.0（60点） | 42.8～47.9（８点） | 馮1992 |
| 海陽県汪格荘 | 45.0～47.0（1469点） | 44.5～50.5（46点） | 44.5～47.0（40点） | 59.0～61.0（29点） | 42.3～47.0（３点） | 『斉幣』 |
| 青州東南河 | 45.4～51.5（470点） | 43.5～49.2（15点） | 47.4～52.7（10点） | 49.1～57.3（２点） | 43.0～45.6（３点） | 『斉幣』 |
| 寿光県延慶寺 | 46.7～51.1（315点） | 43.2～49.1（13点） | 49.6～53.9（16点） | 55.6～62.7（６点） | 44.2～45.1（４点） | 『斉幣』 |
| 平均値 | 46.7 | 45.4 | 49.1 | 55.2 | 44.5 | |

同じ頃、東方の斉でも重量体系に動きがあった。斉ではもともと「鋝」と「鍰」という96gと８gに相当する単位を用いていた。『説文解字』に「鋝 十一銖二十五分銖之十三也」[16]、「鍰 鋝也」とあるが、『小爾雅』広衡に「二十四銖を両と曰い、両有半を捷と曰う。捷を倍せるを挙と曰い、挙を倍せるを鋝と曰う」と見られ、「鋝」はかなり大きな重量単位で「十一銖二十五分銖之十三」ではありえず、当然「鋝」と「鍰」とは同じ単位ではない。正しくは、「鍰」が「十一銖二十五分銖之十三」であると考えられるが、これは100鋝が三斤（1152銖）に相当することから逆算したために複雑な数値となっているだけで、本当は「十二銖」＝８gであるという［林1968］。このとき、「鋝」は『小爾雅』にあるとおり両の６倍で、「十二鍰」＝96gに相当する。

この「鋝鍰制」が斉の重量制度であることは、山東省内から出土した斉大刀の重量が証明している。斉大刀には大きく分けて、三字刀（「斉大刀」）・四字刀（「斉之大刀」）・五字刀（「安易之大刀」・「節墨之大刀」）・六字刀（「斉返邦張大刀」）の５種類がある（**図31**）。**表５**には、この５種類が網羅的に出土し、かつ重量が明示された遺跡を掲げた[17]。このほか、筆者が実見した泉屋博古館所蔵の斉大刀では、三字刀47.6～49.0g（平均48.1g）、四字刀44.3～48.2g（平均46.7g）、「安易」五字刀48.4～48.6g（平均48.5g）、「節墨」五字刀53.7～59.4g（平均56.7g）、六字刀42.8～46.1g（平均44.5g）であった。

これらの資料に基づけば、斉大刀のうち三字刀は約47g、四字刀・六字刀は約45gという平均値を求められる。一方、「安易」五字刀は約49g、「節墨」五字刀は約55gであり、三字刀・四字刀・六字刀と比べると重い。なかには破損などの理由で極端に軽いものも含まれると思われ、正確さを欠くが、おそらく三字刀・四字刀・六字刀の三種は48gを基準としてつくられたであろう。その重さは「一鋝」＝96gのちょうど半分に当たる。つまり、斉大刀は本来「半鋝」＝48gとして、「鋝鍰制」に基づいてつくられていた。

「安陽」・「節墨」五字刀はその体系からはずれるが、これは製造時期の違いに理由があろう。『史記』燕召公世家および楽毅列伝に言うように、昭王二十八（前284）年に燕の上将軍楽毅が秦・楚・三晋諸国と連合して斉の七十余城を落とし、燕の支配下としたが、このとき「莒」と「即墨」のみが落ちなかった[18]。この「即墨」が五字刀の銭文に見られる「節墨」であり、「安易」は「莒」の地にある「安陽」のことである［張ほか1998］。つまり、「安陽」や「即墨」で五字刀がつくられた頃には、それ以外の領土の大半は燕の支配下に置かれていた。対外的に力をもち積極的に他国と交易した時期と、国力を維持ないし回復する必要に迫られた時期とでは、意図的に異なる重量の斉大刀が製造されたようである。五字刀は、刀身の長さや身幅も他とは区別してつくられている。

1. 博興県

2. 章丘県

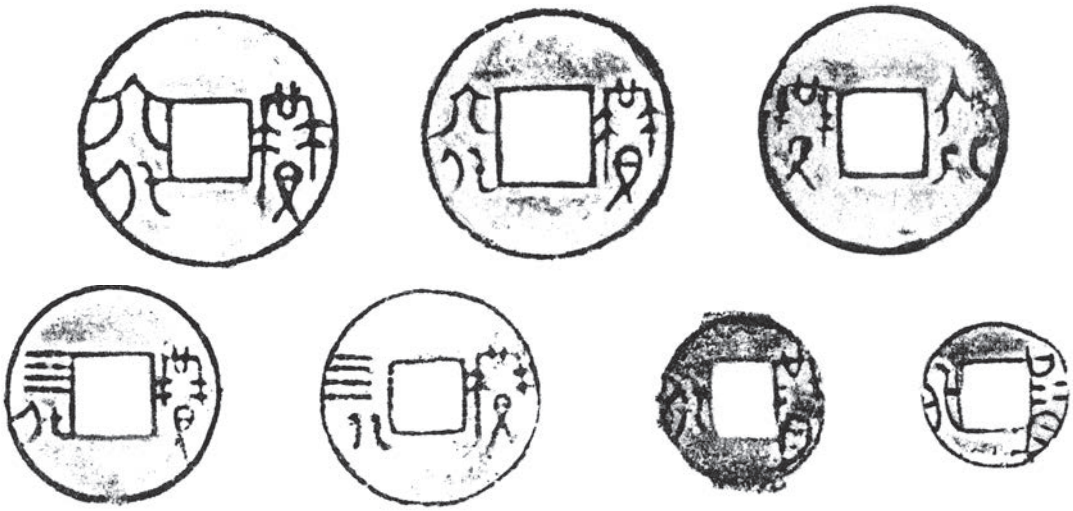

**図32**　出土「賹六刀」・「賹四刀」・「賹刀」銭

さらに、斉では戦国後期になると、新たに円銭をつくり始める。**表6**に掲げたのは、これまでに山東省内の遺跡から発見された「賹六刀」・「賹四刀」・「賹刀」円銭のうち、重量が明示された資料の一覧である（**図32**）。これ以外に、泉屋博古館に所蔵される「賹六刀」銭（収蔵番号1012）が7.5g、「賹四刀」銭（収蔵番号1013）が5.8g、「賹刀」銭（収蔵番号1014）が2.8gであり、黒川古文化研究所にある「賹刀」銭（C.C.435）が2.1gであった。

**表6**　出土「賹六刀」・「賹四刀」・「賹刀」銭の重量（g）

| 発見地 | 賹六刀 | 賹四刀 | 賹刀 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 掖県 | 8.0～11.0 | 5.7～6.4 | 1.6～1.9 | 『新典』 |
| 青島女姑口 | 9.6 | 6.5～6.6 | — | 『新典』 |
| 済南 | 7.4～8.1 | 5.1～5.4 | 1.3～1.4 | 『新典』 |
| 博興県 | 8.3 | 5.0～5.3 | — | 李1984 |
| 青島胶県 | 9.0～10.0 | 6.0～7.0 | — | 毛1987 |
| 章丘県 | 7.0～11.3 | 4.9～7.9 | 1.4～2.2 | 王1994 |
| 章丘県 | 7.7 | 5.6 | — | 『斉幣』 |
| 膠州 | 9.0～10.0 | 6.0～7.0 | — | 『斉幣』 |
| 沂源県 | 7.7 | 5.6 | — | 張ほか2003 |
| 平均値 | 8.8 | 6.0 | 1.7 | |

**表6**において得られた平均値は、「賹六刀」銭が8.8g、「賹四刀」銭が6.0g、「賹刀」銭が1.7gであった。銭文に従えば、「賹六刀」・「賹四刀」はそれぞれ「賹刀」の６倍・４倍の重さになる

はずだが、「賹刀」銭の平均値として得られた1.7gの６倍は10.2g、４倍は6.8gであるから、これでは実際の重量よりも重くなってしまう。

これについて、斉大刀の背面に「三十」と鋳込まれていることから、「賹刀」銭30枚が斉大刀１枚に相当するとの指摘がある［江村2011］。その場合、斉大刀の重量48gの１/30は1.6gであって、「賹六刀」銭は9.6g、「賹四刀」銭は6.4gであればよいから、なかなか理に適う数値である。しかし、これでは「賹刀」銭がどのような重量制度に基づいてつくられたかを説明できない。斉大刀が「半鋝」＝「六鍰」であり、円銭の最大のものが「賹六刀」銭であることからして、斉の貨幣は「鋝鍰制」に基づいて六進法に則ってつくられたはずであるから、「賹刀」銭１枚の重量を「半鋝」の１/30とするのは具合が悪い。「賹刀」銭１枚の価値は、斉大刀の実質を１/36に切り下げたものであったはずである［関野1965］。

そこで、「鋝鍰制」をふまえ、斉大刀が「六鍰」の48g、「賹六刀」銭が「一鍰」の８gであったとすると、「賹四刀」銭は「賹六刀」銭の４/６の5.3g、「賹刀」銭は１/６の1.3gになる。この1.3gは先に求めた平均値よりも軽いが、章丘県からは直径２cm前後と2.1～2.3cmの大小２種類の「賹刀」銭が出土している（**図32**中の右下２枚）［王1994］。おそらく、1.3gを基準とする「賹刀」銭と、2.7gを基準とし、実際には「賹二刀」に相当する円銭がつくられていたのであろう。その場合、「賹」は「鍰」の１/６に相当する重量単位であったことになる。

「賹」字の解釈については、これが吉祥文字であり、地名や重量単位ではないとの否定的意見もある［稲葉1973］。たしかに、臨淄斉故城から発見された瓦当に見られるように［関野1956b］、「賹」字は貨幣だけに用いられたわけではない。また、「賹」字が燕明刀の「明」字に代る意義づけをされた文字であるというのもその通りであろう。しかし、「賹」字は「もとは一束の糸のような、或る一定の価値を表す文字」であったと指摘されたように、それが貨幣に用いられた場合には、単位としての意味ももっていたと考えられる。「賹」は、戦国後期になって円銭の製造開始とともに貨幣の単位として用いられるようになったのである。

では、なぜ斉は「六鍰」に相当する斉大刀だけでなく、戦国後期になって「賹」を単位とする円銭を製造したのか。その背景として、燕占領下の経済的窮地から復旧するために貨幣の実質を大幅に切り下げ、魏に倣って円銭の制を採用したとする説があるが［関野1965］、理由はそれだけではないだろう。「一鍰」は約８gであり、「半両」に相当する。秦が国力を増し、中原諸国に侵撃をくり返すなか、この事実に気がついた斉では、秦との交易において他国よりも優位に立つために、半両銭と１対１で交換可能な「一鍰」銭＝「賹六刀」銭をつくったのではないか。

以上のように、戦国後期以降、秦の東方への侵出にともなって、魏の「安邑半釿」布や旧趙領域の三孔布、斉の「賹六刀」銭など、各地で半両銭と同じ８gを基準とする貨幣がつくられ始めた。また、それ以外では、「安陰」布や方足布に見られたように、各国の貨幣は数g程度の小型のものに統一されていった。こうした貨幣の小型化・軽量化は、半両銭の変化とも対応している。つまり、本来別々の重量制度に基づいて製造されていた各国の貨幣が、いつしか秦の重量体系下でつくられるようになり、単位が統合されていく。ひとたび統合されると、名目貨幣として、実際の重量は重要でなくなり、小型かつ軽量で便利な貨幣がつくられるようになる。このように、半両銭が統一貨幣となる前から、各国各都市の貨幣は統合への動きを見せていた。

### （4）貨幣から見た秦の中国統一

本章１節の分析において、秦では恵文王二（前336）年に一両円銭が鋳行され、前３世紀第一四半期頃には半両銭も鋳行されたと考えた。そして第２節の分析において、魏では秦に先行して円銭（「垣」銭）がつくられ、秦の一両円銭に影響を与えたと指摘した。前292年以降には、秦の度重なる中原への侵攻によって、垣が落ち、半両銭が河東にも流通するようになる。それと時を同じくして、半両銭の形態が整い始めることから、秦が魏の技術力と経済力を吸収して半両銭の生産を拡大したと考えた。

魏や秦で円銭がつくられ始めた紀元前４世紀後半という時代、秦の中心にいたのは商鞅である。『史記』商君列伝によると、衛の生まれであった商鞅は、魏の相であった公叔座の中庶子として仕えたが、恵王に重用されなかったため、秦の孝公が国中に賢者を求めていると聞きつけ、秦に向かう。これが孝公元（前361）年のことである。そして、孝公に登用された商鞅はいわゆる「変法」を行い、賦税を定め、度量衡の統一を図った[19]。また、商鞅は大良造となり、孝公八（前354）年と十（前352）年には自ら兵を率いて魏を攻め、二十二（前340）年には魏の公子卬を捕虜としている[20]。

秦に入るまでの経緯から、商鞅は魏の先進的な制度に通じており、それを秦でも実現しようとしたと見られる［黄2001］。また、自身で兵を率いて魏の安邑を攻めているように、商鞅は魏の経済力を奪うことの重要性を理解していた。

商鞅が滞在していたころの魏では、『漢書』食貨志（上）「李悝為魏文侯作尽地力之教」に見られるように、文侯時代の改革を経て、すでに一定の貨幣経済が成立していたと考えられる[21]。この記事に基づいて商品の大量集中生産や社会的分業といった貨幣経済の成立を想定する論説［牧野1950］に対しては批判的意見もあるが［佐原2002］、魏の「垣」銭の製造時期が秦の一両円銭の鋳行年代である恵文王二（前336）年よりも遡るとすると、魏では文侯期の改革を経て円銭の発行にいたった可能性が高い。それが「貨幣経済」と呼べるようなものであったかはともかく、貨幣によってものの売買がなされるだけの体制が整っていたことは確かである。

商鞅は孝公の死去にともない謀反の疑いで処刑されるが、その直後、恵文王二（前336）年には初めての「銭」、すなわち一両円銭が鋳行されている。中央集権体制の定着という理由から一両円銭の鋳行を孝公・商鞅の改革と結びつけた研究もあるが［稲葉1978］、「垣」銭が一両円銭の成立に与えた影響を考えると、商鞅の出自の方が重要である。孝公期以来、商鞅をはじめとする多くの政治家や商工業者たちが魏から秦へと流入したであろう。

それを証明するかのように、戦国後期には魏の「安邑半釿」が８gを基準につくられる。また、魏に限らず、斉でも８gを基準とする円銭がつくられる。こうした現象は、本来別々の重量体系に属する貨幣を製造していた各国の工人ないしその背後にいた商人が、半両銭の基準重量である８gと互換性を確保するために調整した結果である。各国の商工業者たちは、すでに強国となっていた秦の経済力を背景に、国境を越えた交易へと乗り出したのであろう。

やがて、秦の東への侵攻が進むと、旧趙の領域でも８gを基準とする三孔布がつくられるようになる。江村治樹氏の作成した「方孔円銭出土分布図」［江村2011、P.391］によると、半両銭の分布は秦の本拠地を中心に黄河を下るように東方に広がるが、山東省や山西省の北部、あるいは河北省には広がっていない。これは、天下統一の最後の段階で占領された地域では、統一後も秦の統制が及ばなかったことを示している。三孔布や「賹刀」円銭は、まさにその統制力が及ばなかった趙や斉の領域にお

いてつくられている。

中国全土の貨幣を半両銭に切り替えるような物質的統制の前段階として、各国の貨幣が秦の重量制度である「両銖制」に基づいて小型かつ少額のものへとつくり変えられた。こうした重量体系の統合こそが、秦の中国統一によって起こった貨幣統一の実態である。それは秦の中央政権の政策によってなされたというより、各地の商工業者たちの選択であっただろう。半両銭やその他の方孔円銭の成立背景に強大な国家権力を想定する研究者も多いが、たとえ貨幣の形態や重量を規定したのが国であっても、実際にそれをつくり、用いたのは、都市の商工業者であったはずである。七国の中でも最も後進国であった秦が、軍事面だけでなく経済面でも他国を圧倒するまでに成長したのは、敵国であった魏の技術力・経済力と、各国各都市の商工業者たちの需要によるところが大きかったのである。

半両銭が国家権力によって統一貨幣となるのは、その次の段階である。半両銭は、戦国後期から軽量化が始まり、秦代には小型かつ軽量ながらも形態が統一されていく。『史記』六国年表に、「(始皇三十七年）復た銭を行う」(「復行銭」）とあるのは、半両銭の使用を全土に徹底させるために、政権が布令を出し、半両銭を再発行したことを意味していよう。他国との交易の必要がなくなり、国家の意思によって銭文と重量とがかけ離れた名目貨幣として発行された段階をもって、ようやく半両銭は統一貨幣となる。

注

（７）江陵鳳凰山168号墓は、出土した竹簡に「十三年五月庚辰」と見られ、文帝初元十三（前167）年かその直後につくられたことが確かである［紀南城鳳凰山一六八号漢墓発掘整理組1976］。

（８）二年律令に、「盗鋳銭及佐者、棄市（202)」「智人盗鋳銭、為銅・炭、及為行其新銭、若為通之、與同罪（203)」とある。

（９）『史記』秦始皇本紀に、「(始皇）九（前238）年、・・・攻魏垣・蒲陽」とあり、かつては「垣」が前289年以降に再び魏に返されていたと考えられたが、魏の「垣」には山西省垣曲県の東南と河東の「長垣」とがあり、このとき秦に攻められたのはこの「長垣」であるという［黄2001］。

(10) 半両銭の方孔円銭の形態について、秦の燕国西境への進出を契機として、秦人が燕の方孔円銭(明四銭・明刀銭）に接し、旧来の円孔円銭を捨てて方孔銭を採用するに至ったとする説がある［稲葉1973］。しかし、秦が趙北の地に度重なる侵攻を行うのは昭襄王の末年であって、その頃にはすでに半両銭は鋳行されていたから、年代としては不整合である。

(11) 1958年に洛陽安楽公社董村から発見された平首布583枚の平首布のうち、「安邑二釿」布110枚は21.5～32.3g（中間値26.9g)、「安邑一釿」布は11.2～15.0g（中間値13.1g)、「梁新釿百當寽」布322枚は12.6～15.4g（中間値14.0g）で［蔡ほか1981］、実際には「一釿」＝13～14gであったようだが、次節に詳述するように、「一寽」を約1230gとし、その１/100である「一釿」を約12.3gとする林巳奈夫氏の説に従っておく［林1968］。

(12) 雲夢睡虎地秦漢「法律答問」に、「邦亡来通銭過萬、已復。後来盗而得。可以論之。以通銭」(551) とあるように、秦では「通銭」を禁止していた。柿沼陽平氏は、この「通銭」と「行銭」とを比較し、後者が「銭を流通させること」を意味するのに対し、前者は「銭を許可なく"国境"を

挟んで流通させること」を意味するとしたうえで、雲夢睡虎地秦漢と張家山漢簡「二年律令」との比較によって、戦国秦には「銭を“国境”を越えて許可なくやり取りすることを禁止する規定」、前漢時代には「盗鋳銭を、それと知った上で“国境”を越えてやり取りすることを禁止する規定」があったと指摘している［柿沼2011］。これによれば、秦代まではまだ「盗鋳銭」すなわち私鋳銭を製造することは禁じられていなかったと考えられる。

(13) 上海博物館所蔵の「平安邦」鼎の銘文「卅三年平安邦斪客、賡四分、斉五益（鎰）六斤半斤四分斤」と重量1980gから計算して求められる［林1968］。

(14) 林氏の計算では、「守」をxとし、「𠂤」を守の1/yとして連立方程式により解を求め、x＝1225.8、y＝53.5という数値を示したが、これは誤りである。林氏の立てた式の通りに計算し直すと、x=1230.3、y＝53.5という解が求められ、このとき「𠂤」は23gとなる。

(15) 洛陽金村古墓群の国別については、出土品の多くが世に流れた資料である以上確かなことはわからないが、東周の王墓もしくは王族墓であると考えられている［唐1946、佐原1984］。ただし、驫氏編鐘のように出土遺物の中には韓でつくられた可能性のあるものも含まれるから、ここでは東周王幾か韓としておきたい。

(16)『説文解字』にはもともと「十銖二十五分之十三」とあるが、段玉裁『説文解字注』によれば、『尚書』音義、漢蕭望の伝注により、十銖は十一銖の誤り、二十五分は二十五分銖のことであるという。

(17) 複数枚が同時に出土している場合には、○～○（g）と示したが、これは報告のなかで必ずしも1枚1枚の法量が示されないためである。よって、平均値を求められる場合はその値を、個別の重量が示されず、平均値を求められない場合には最重量と最軽量の中間値を採用し、全体の平均値を求めた。また、臨沂大後城村は重量が何gに集中するかが示されているため、その中間値を採用した。

(18) 燕召公世家に、「（昭王）二十八年、燕国殷富、士卒楽軼軽戦、於是遂以楽毅為上将軍、与秦・楚・三晋合謀以伐斉。・・・斉城之不下者、獨唯聊・莒・即墨、其余皆属燕、六歳」とある。また、楽毅列伝に、「燕昭王悉起兵、使楽毅為上将軍、趙恵文王以相国印授楽毅。楽毅於是并護趙・楚・韓・魏・燕之兵以伐斉、破之済西。諸侯兵罷帰、而燕軍楽毅獨追、至于臨淄。斉湣王之敗済西、亡走、保於莒。・・・楽毅留徇斉五歳、下斉七十余城、皆為郡県以属燕、唯獨莒・即墨未服」とある。

(19)『史記』商君列伝に、「商君者、衛之諸孽公子也。名鞅、姓公孫氏、其祖本姫姓也。鞅少好刑名之学、事魏相公叔座為中庶子。・・・公叔既死、公孫鞅聞秦孝公下令国中求賢者、将修繆公之業、東復侵地、迺遂西入秦、因孝公寵臣景監以求見孝公。・・・為田開阡陌封疆、而賦税平。平斗桶権衡丈尺」とある。

(20)『史記』秦本紀に、「八年、與魏戦元里、有功。十年、衛鞅為大良造、将兵囲魏安邑、降之。・・・二十二年、衛鞅撃魏、虜魏公子卬」とある。

(21)『漢書』食貨史（上）に、「今一夫挟五口、治田百畮、歳収畮一石半、為粟百五十石。除十一之税十五石、餘百三十五石。食、人月一石半、五人終歳為粟九十五石、餘有四十五石。石三十、為銭千三百五十。除社閭嘗新春秋之祠用銭三百、餘千五十。衣、人率用銭三百、五人終歳用千五百。不足四百五十。・・・此農夫所以常困、有不勧耕心。而令糴至於甚貴者也。・・・故大孰則上糴三而舎一、中孰則糴二、下孰則糴一、使民適足、賈平則止」とある。

## 三　鏡と貨幣からみた戦国～秦漢時代の文化動態

以上、第一章では鏡、第二章では貨幣を対象に考古学的検討と文献史料との対照を行い、秦の中国統一前後の動態について考察してきた。しかし、鏡にしても貨幣にしても、個別の分析だけでは秦文化を語るには不十分である。

なぜなら、これまで戦国鏡と認識されてきた細地紋鏡がほとんど秦の鏡であった事実が明らかとなり、また半両銭が統一貨幣となる前から各国において貨幣統一に向けての動きが起こっていたことがわかった以上、戦国後期から前漢初期の文化動態は、より複合的な視点によって見つめなおさなければならないからである。

そこで、最後に鏡と貨幣という秦文化を象徴する二種の青銅製品の研究を統合し、秦漢帝国成立期の年代観と歴史観について再検証しておきたい。

### （一）共伴する鏡と半両銭

第一章において、中原地域にⅢ式洞室墓の埋葬習俗が見られるようになってから、細地紋鏡が当時の秦の領域内に流通すると指摘した。たとえば、魏が鞏を秦に献上した紀元前249年以降に位置づけた鞏義站街２号墓では、細地紋鏡C群と半両銭とが共伴している（**図20**参照）。墓の造営年代から、出土した半両銭の年代と、細地紋鏡のなかでも古手と考えたC群の製作年代の下限が明らかとなる。

また、長沙桐梓坡24号墓では、細地紋鏡B-１群と泥質半両とが共伴した。泥質半両は銅の半両銭を粘土で模したものであり、直径（2.7cm）と銭文の特徴から、秦代以降の半両銭が模倣対象であったと見る[22]。第一章にも述べたように、漢水流域以南では洞室墓がほとんどつくられないために、戦国墓と秦漢墓の判別が難しいが、細地紋鏡と半両銭の双方から見て、桐梓坡24号墓が秦代以降に下ることは確かである。

一方、もとから秦の領域であった関中地区では、戦国中期後半以降に洞室墓がつくられ始めていたが、戦国後期以降にはⅢ式洞室墓、漢代以降にはⅣ式洞室墓がつくられる［岡村1985］。Ⅲ式洞室墓の西安尤家荘大基４号墓（**図11-2**参照）や西安南郊潘家荘世家星城163号墓（**図33-1**）では、無地紋の二弦紋鏡と半両銭が共伴した［陝西省考古研究院2008、西安市文物保護考古所2004］。尤家荘大基４号墓から出土した半両銭は直径2.7cm、潘家荘世家星城163号墓から出土した半両銭は直径2.8cm・重さ3.0gで、ともに青川郝家廟50号墓に見られる戦国時代の半両銭と同類である。関中地区では、戦国半両がつくられていた段階では、細地紋鏡ではなく二弦紋鏡が出回っていたと考えてよいだろう。

また、同じくⅢ式洞室墓の臨潼新豊430号墓（**図33-3**）では、蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）と半両銭とが共伴している［陝西省考古研究院2016］。半両銭は直径2.8cmと2.5cmで、やはり戦国半両の特徴をもつ。蟠螭紋鏡は、主紋の螭が細地紋鏡の龍紋E類やF類に近い表現であり、連弧縁を採用することから、雷地紋Ⅰ類を採用するなかでも古手のものと考えられる。墓の構造と半両銭とから見て、臨潼新豊430号墓の年代は秦代初め頃を下限とするから、蟠螭紋鏡の製作時期もその頃に位置づけられる。第一章において考察した蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）の成立年代と整合的である。

しかし、同じくⅢ式洞室墓である西安潘家荘世家星城119号墓（**図33-2**）からは、ともに前漢時代

1. 西安潘家荘世家星城163号墓

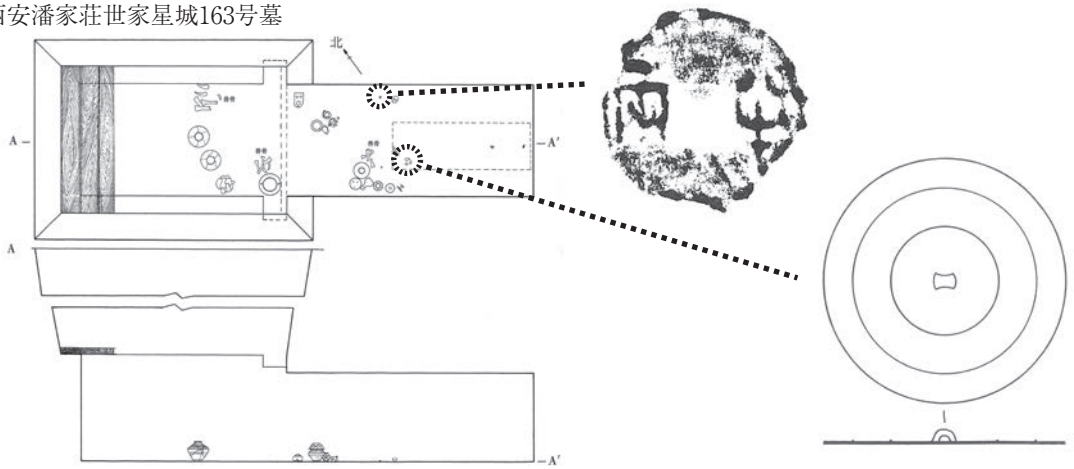


2. 西安潘家荘世家星城119号墓

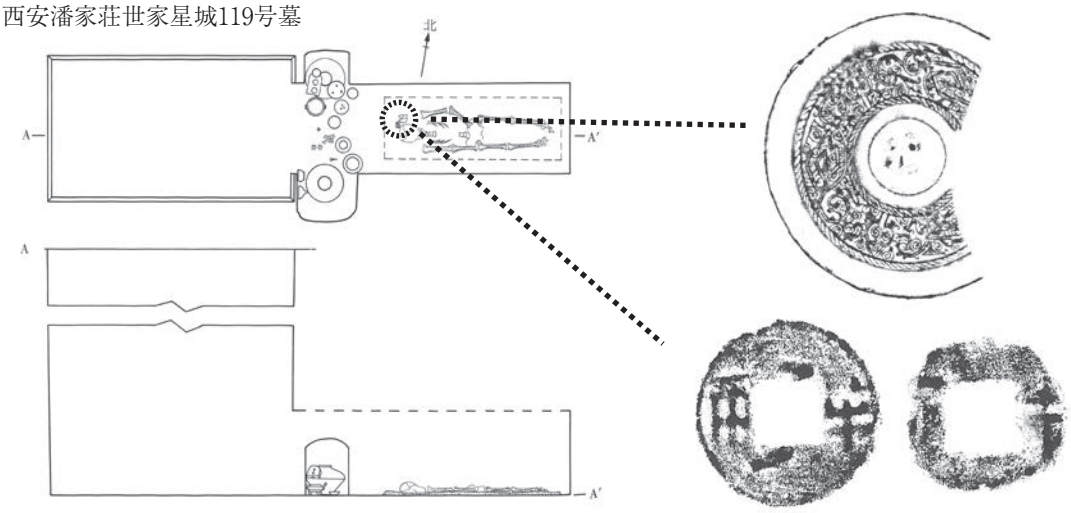


3. 臨潼新豊430号墓

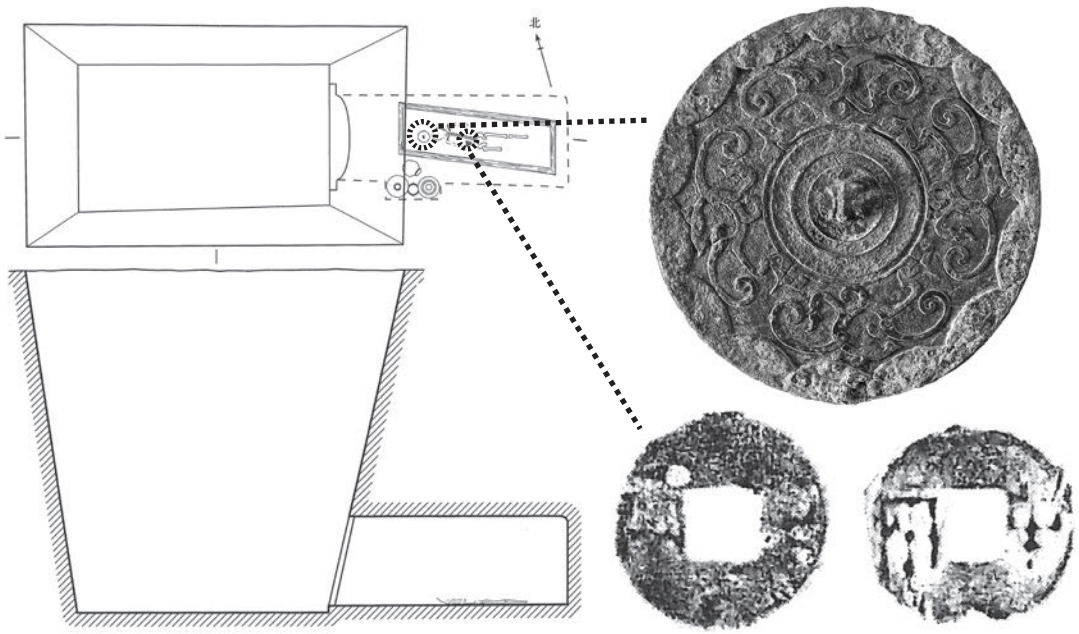


**図33**　鏡と半両銭が共伴した秦墓

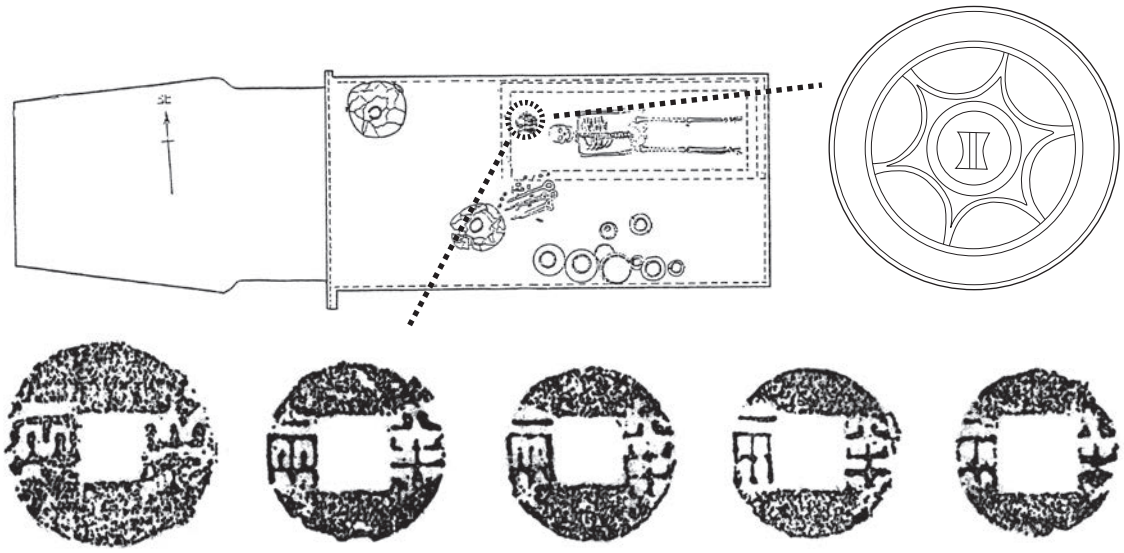

**図34**　鳳翔高庄33号墓出土の連弧紋帯鏡と半両銭

に下る蟠螭紋鏡と半両銭とが共伴している。蟠螭紋鏡は地紋の代わりに手彫りの雷紋で隙間を埋めるもので、半両銭は直径2.2～2.4cm・重さ2.3～2.7g、次に見る鳳翔高庄33号墓から出土したものとよく似ており、高庄７号墓と同様の楡莢銭も含まれる。半両銭の特徴から、潘家荘世家星城119号墓の年代は前漢前期と考えられるが、そうすると想定されているⅢ式洞室墓の造営年代と合わない。Ⅲ式洞室墓のなかでも、壁龕をともない、副葬品が豊富で、伸展葬になるものは、いくらか年代を下げる必要があるだろう。

一方、確実に前漢時代に下るⅣ式洞室墓の高庄33号墓では、無地紋の連弧紋帯鏡と半両銭とが共伴した（**図34**）［呉ほか1981］。半両銭は、直径2.2～2.8cm・重さ1.0～3.8gで、戦国半両や秦半両も含まれるが、一番新しいものは前漢前期に下る。連弧紋帯鏡は、第一章において戦国秦の無地紋鏡と長沙周辺の圏帯紋鏡との接触によって前３世紀半ば頃に成立したと考えたが、前漢前期までの製作ないし流通期間を想定しなければならない。

漢水流域の襄陽王坡128号墓でも、二弦紋鏡と半両銭の共伴が確認できる［湖北省文物考古研究所ほか2005］。半両銭は直径3.1～3.2cmで、戦国半両の特徴をもっている。残念ながら、二弦紋鏡の詳細はわからない。しかし、二弦紋鏡と半両銭の共伴は、この墓の造営年代が前279年以降、漢水流域が秦の領域に組みこまれてからであると示している。

また、南陽一中墓地では、直径2.3～2.4cmの半両銭と山字紋鏡や草葉紋鏡が共伴している［南陽市文物考古研究所2012］。225号墓から出土した半両銭は前漢前期のもの、210号墓から出土した半両銭は前漢中期のものであり、山字紋鏡の存続期間と、草葉紋鏡の製作開始時期を導く手がかりとなる（**図35**）。なお、河南省の陝県後川村3007号墓でも草葉紋鏡が半両銭248点と共伴したが（**図36**）、そのなかには秦代～前漢前期の半両銭と楡莢銭が含まれていた［中国社会科学院考古研究所1994］。草葉紋鏡の型式はそれほど古いものではないが［岡村1984］、3007号墓はⅢ式洞室墓と見られ、これが前漢

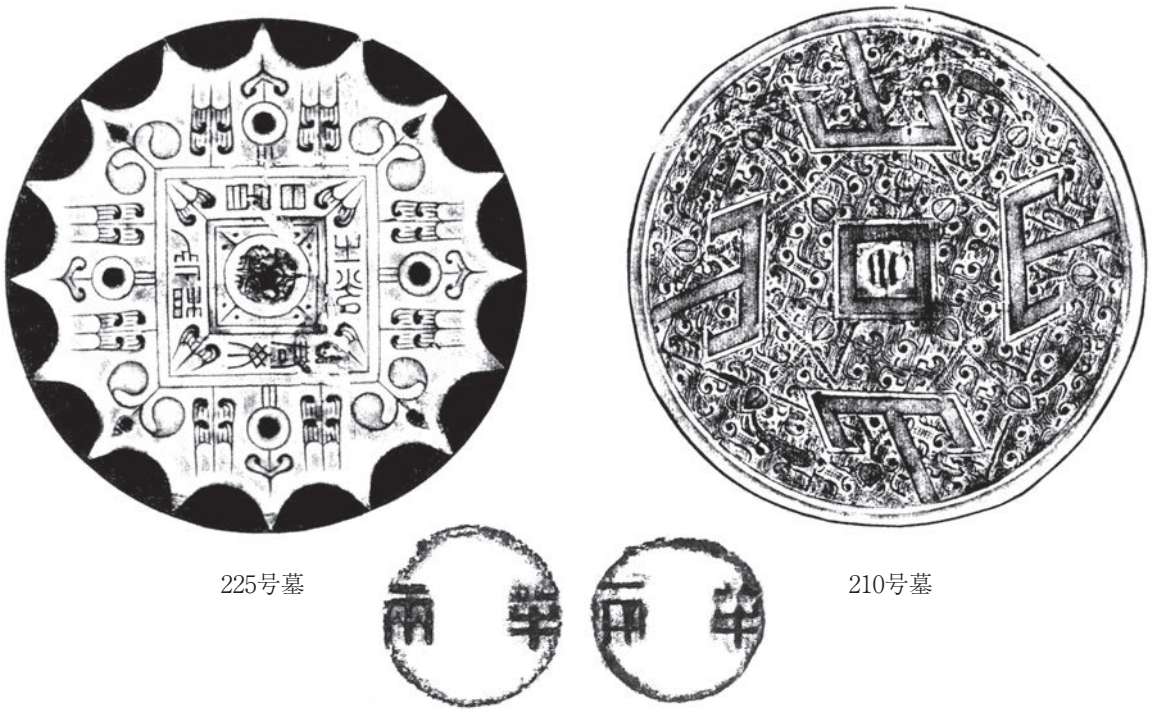


**図35**　南陽一中墓地出土の鏡と半両銭

中期まで下るかは疑問である。草葉紋鏡の成立年代が遡る可能性があるため、今後改めて検討する必要がある。

長江流域では、湖北省の宜昌前坪10号墓において、蟠螭紋鏡と半両銭とが共伴している。蟠螭紋鏡は地紋の代わりに渦紋を手彫りするものである。半両銭は、墓ごとの出土品が報告されず、しかも同墓地からは戦国～前漢中期までの各時代の半両銭が出土しているために、いつ頃のものかは不明である。蟠螭紋鏡の型式から見て、おそらくは前漢前期～中期頃の半両銭が副葬されたのだろう。また、湖北省の宜城楚皇城雷家坡３号墓では、圏帯紋鏡と半両銭とが共伴した。同墓からは蒜頭壺や鋬も出土しており、墓の年代が秦代以降に下ることは確実である。出土した半両銭も、高庄７号墓に見られたような統一秦半両のようである［楚皇城考古発掘隊1980］。さらに、江陵岳山15号墓でも、二弦紋鏡と半両銭が共伴している［湖北省江陵県文物局ほか2000］。半両銭の詳細はわからないが、直径3.0cmというから、戦国末～統一秦の頃のものであろう。

以上のように、個別に研究しているときには気がつきにくいが、戦国後期後半～前漢前期頃の墓において鏡と半両銭が共伴する事例は少なくない。墓の構造や土器・青銅器などもあわせて相互検証することで、個別の遺物の年代観も確かなものとなる。

**図36**　陝県後川村3007号墓出土の半両銭と草葉紋鏡

**（二）細地紋鏡と半両銭の流通事情**

第一章に述べたように、細地紋鏡は本来中原地域において青銅器製作の伝統を承けて製作されたものであった。秦の中原侵出以降には、その支配下でつくられるようになるが、それを製作する技術をもっていたのはもと中原の工人であったはずであるから、製作地は関中地区ではなく、占領下に置かれた都市のいずれかであっただろう。それを証明するように、細地紋鏡は秦の本拠地からはほとんど出土していない。分布の中心が製作地であるとは限らないが、漢水から長江流域への流通範囲の広がり方から見ても、製作地は漢水流域の南陽や襄陽のあたりに移ったのではないか。

とくに、南陽は長江流域と黄河流域の中間地点であり、交通路として、あるいは軍事拠点としての要地であった。戦国時代には韓と楚の境界線であり、秦の領土となってからは農業・商業が発達し、高い経済基盤が整っていたようである［山本2008］。細地紋鏡の製作工人は南陽に移り、そこで秦人好みの主紋を採用した細地紋鏡の製作を続けたと推測する。

一方、魏の技術を取り入れて製作が始まり、経済力を吸収して生産力を増した半両銭は、関中地区を中心に、中原地域や四川盆地に流通し、一部が漢水～長江の流域、山東半島などにも広がっている［江村2011］。他国の技術力に依存する点は細地紋鏡と同じであっても、もともと秦の貨幣としてつくられた半両銭が関中地区を中心に広がるのは当然である。ゆえに、関中地区では細地紋鏡ではなく弦紋鏡との共伴事例が確認されるのである。

では、細地紋鏡と半両銭の分布が重なる漢水～長江流域において、半両銭が細地紋鏡よりもむしろ蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）や草葉紋鏡と共伴するのはなぜか。漢水流域では、上述した襄陽王坡128号墓のほかにも、湖北省の丹江口市金陂51号秦墓から戦国時代の半両銭が出土しているが、丹江口市は南陽の西、襄陽の北西に位置し、紀元前３世紀第一四半期には秦の領域となっていた地域である［荊州博物館ほか2008］。これより南の地域では、半両銭は漢墓からしか出土しておらず、しかも基本的に秦代以降の半両銭である(23)。よって、統一以前の半両銭の流通範囲は漢水中流域が南限であったとすると、荊州などの長江中流域の都市では、前３世紀第二四半期にはすでに秦の支配下に置かれていながら、

半両銭の普及が後れたと見られる。

これは、もともと円銭を使用する習慣があった中原地域と異なり、蟻鼻銭や金版を使用していたもと楚の都市においては、半両銭がすぐには受け入れられなかったためであろう。秦に占領された楚の都市においては、秦の統治下においても現地住民である楚人が伝統的な風俗を保持していたため、墓の構造や副葬品に秦文化の要素が見られないとの指摘がある［高1990］。漢水～長江流域の秦漢墓において、半両銭が蟠螭紋鏡や草葉紋鏡と共伴するのは、その地域への半両銭の流通時期が秦代以降に下ることを示している。

こうしてみると、細地紋鏡と半両銭は、どちらも戦国後期には秦の領域内でつくられた銅製品でありながら、流通した時期と範囲に大きな違いがあったようである。半両銭については公的な制度として文献にも記録されるが、鏡に関してはまったく記載されていないように、政治ないし経済に直接的な影響を与える貨幣に対し、鏡はそれそのものが経済政策の媒介とはなり得ないことが関係していよう。秦代以降には、細地紋鏡・蟠螭紋鏡・雷地紋鏡・弦紋鏡・連弧紋帯鏡、さらに草葉紋鏡が加わり、多くの鏡式が同時並行的に存在していながら、鏡は原則として一基の墓から一面しか出土しない。鏡はあくまで身の回り品であり、生活に根差した物品であったがゆえ、占領地に受け入れられなかった半両銭と違い、一部の青銅器や仿銅陶器とともに在地の文化に融合していくのである。

### （三）鏡と貨幣からみた秦漢帝国成立史

最後に、『史記』や『漢書』の記述と照らし合わせながら、鏡と貨幣にまつわる秦の歴史を整理しておきたい。

戦争と和平の記事に基づき秦楚争覇の形勢を４時期に区分した鶴間和幸氏の研究では、秦が漢水上流に入り漢中を占領した第一期（前318～304年頃）、南陽盆地を占領した第二期（前302～283年頃）、南陽に徙民政策を行い、それを基盤に郢を陥落させた第三期（前281～272頃）、南郡を前線基地として淮水方面の楚の勢力を滅ぼした第四期（前241～222頃）に分けられている［鶴間2013］。

この時期区分をある程度踏襲しつつ、中原地域の代表として魏の記事を加え、本稿で分析した鏡と貨幣の各時期の様相および年代判定の基準となる墓を挿入したものが**表７**である。Ⅰ期は商鞅が秦に入ってから恵文王期までが中心である。この時期には、商鞅の変法、魏への侵攻によって、秦は財政基盤の確立に成功し、恵文王二年には一両円銭が鋳行される。

Ⅱ期は秦昭襄王期、秦将白起・司馬錯らが魏や楚へ侵撃する時期である。秦では、半両銭が鋳行される。中原地域で細地紋鏡の製作が行われたのもこの時期と思われるが、魏の西部方面はほとんど秦の手に落ち、「垣」銭の製造も止まる。また、楚の宛・鄢・鄧、そして江陵・江南の地が落ち、楚は淮水方面への遷都を余儀なくされる。秦の領域が漢水～長江流域に及び、無紋鏡や弦紋鏡が流通範囲を広げるが、半両銭は漢水中流域までしか広がらない。

Ⅲ期は東周王朝が滅亡し、魏の東部方面まで秦が領土を拡張する時期である。鶴間氏の時期区分では前272年から30年ほどの空白があるが、その間に秦は中原に攻め込んでいる。洛陽だけでなく韓の成皐・鞏、魏の朝歌・汲などの都市を落とし、三川郡や東郡を設置する。秦人の習俗が中原地域にも波及し、鞏義站街２号墓のような洞室墓が中原地域にもつくられるようになる。それにともない、中原にいた細地紋鏡の製作工人が秦に吸収され、すでに秦の支配下に置かれていた漢水流域での細地紋

## 表7　鏡と貨幣から見た秦漢帝国成立史

| | 年代 | 秦 | 魏 | 楚 | 『史記』・『漢書』 | 鏡 | 貨幣 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | | | | | | | ◎「垣」銭製造開始 |
| | B.C.361 | 孝公元年 | 惠王十年 | | 商鞅 孝公が賢者を求めているのを聞き、秦に入る（商君列伝） | | |
| | B.C.352 | 孝公十年 | 惠王十九年 | | 商鞅 大良造となり、魏の安邑を降す（六国年表・秦本紀） | | |
| | B.C.340 | 孝公二十二年 | 惠王三十一年 | | 衛鞅 魏を撃ち、公子卬を虜にする（六国年表・秦本紀）<br>魏 大梁に徙る（魏世家） | | |
| | B.C.336 | 恵文王二年 | | | 初めて銭を行う（秦本紀・秦記） | | ◎一両円銭製造開始 |
| | B.C.309 | 武王二年 | | | | | 青川赫家廟M50（半両銭）<br>※墓の年代はⅡ期に下る |
| Ⅱ | | | | | | ◎中原地域で細地紋鏡製作開始 | ◎この頃、半両銭製造開始 |
| | B.C.292 | 昭襄王十五年 | 昭王四年 | 頃襄王七年 | 白起 魏を攻め、垣を取る。楚を攻め、宛を取る（秦本紀） | | |
| | B.C.290 | 昭襄王十七年 | 昭王六年 | | 秦 垣を蒲反・皮氏とする（秦本紀） | | |
| | B.C.289 | 昭襄王十八年 | 昭王七年 | | 司馬錯 垣・河雍・決橋を攻める（秦本紀） | | ◎「垣」銭製造停止<br>洛陽天津路東M88（「垣」銭） |
| | B.C.279 | 昭襄王二十八年 | | 頃襄王二十年 | 白起 楚を攻め、鄢・鄧を取る。罪人を赦して遷す（秦本紀） | | 丹江口市金陂M51（半両銭） |
| | B.C.278 | 昭襄王二十九年 | | 頃襄王二十一年 | 白起 楚を攻め、郢を取り、南郡とする（秦本紀） | 江陵九店701号墓（無） | |
| | B.C.277 | 昭襄王三十年 | | 頃襄王二十二年 | 蜀守張若 楚を伐ち、巫郡を取り、江南に及びて黔中郡とする（秦本紀） | | |
| | B.C.276 | 昭襄王三十一年 | | 頃襄王二十三年 | 東の地に兵を収め、西して江旁十五邑を取り、郡とし、秦を拒む（楚世家） | | |
| Ⅲ | B.C.249 | 荘襄王元年 | 安釐王二十八年 | | 初めて三川郡を置く。秦 東周を取る（六国年表）<br>蒙驁 韓を伐つ。韓 成皐・鞏を献ず。秦の界大梁に至り、初めて三川郡を置く（秦本紀） | 西安尤家荘大基M４（弦・半両銭）<br>鞏義站街M２（細C群・半両銭） | 三門峡三里橋M77（半両銭） |
| | B.C.242 | | 景湣王元年 | | 秦 魏の二十城を抜き、東郡とする（魏世家） | ◎この頃から、細地紋鏡（D-１群・E群・F-１群）秦の支配下で製作開始 | |
| | B.C.241 | | 景湣王二年 | | 秦 朝歌を抜く（魏世家） | 洛陽邙山ⅠM1193（細F-１群） | |
| | B.C.240 | | 景湣王三年 | | 秦 汲を抜く（魏世家） | 新郷老道井M26・28（細A-１群・細E群）<br>◎細地紋鏡（A-２群・B-１群・B-２群・F-２群）漢水～長江流域に流通<br>◎雷地紋鏡製作開始<br>◎蟠螭紋鏡（細F-１群・F-２群）製作開始 | |
| Ⅳ | B.C.225 | 始皇二十二年 | 魏王假三年 | | 王賁 魏を撃ち、盡くその地を取る（六国年表） | ◎蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）製作開始 | |
| | B.C.223 | 始皇二十四年 | | 楚王負芻五年 | 秦 楚を滅ぼす（六国年表） | 臨潼新豊M430（雷Ⅰ・半両銭） | |
| | B.C.222 | 始皇二十五年 | | | 王翦 荊・江南の地を定める（秦始皇本紀） | | |
| | B.C.221 | 始皇二十六年 | | | 初めて天下を并わせ、皇帝となる（六国年表） | | |
| | B.C.217 | 始皇三十年 | | | | 雲夢睡虎地M11（蟠雷Ⅰ） | |
| | B.C.210 | 始皇三十七年 | | | 復た銭を行う（六国年表） | | ◎秦半両鋳行 |
| | | | | | | | ◎この頃、楡莢銭がつくられる |
| | B.C.186 | 高后二年 | | | 八銖銭を行う（名臣表・高后紀） | | 鳳翔高荘M７（半両銭・楡莢銭） |
| | B.C.175 | 孝文五年 | | | 四銖銭を鋳す（食貨志下） | | |
| | B.C.167 | 孝文十三年 | | | | | 江陵鳳凰山M168（半両銭） |

（注）細：細地紋鏡、蟠：蟠螭紋鏡、雷：雷地紋をもつ鏡、無：無紋鏡、弦：弦紋鏡

鏡製作が始まる。これにより、細地紋鏡の流通範囲が漢水～長江流域に広がり、やがて蟠螭紋鏡（細F）や雷地紋鏡が生み出される。

Ⅳ期は、秦が戦国各国を滅ぼし、中国を統一してから、前漢文帝期までの時期である。前225年に魏が滅び、前223年に楚が滅んだ頃、長沙付近では細地紋鏡と雷地紋鏡が融合して蟠螭紋鏡（雷Ⅰ）がつくり出される。統一秦の布令によって銭が取り締まられ、形態の整った秦半両がつくられるが、漢王朝が開かれると軽量・悪質な榆莢銭がつくられる。呂后期には八銖銭が規定されるが、軽量化をくい止めることができず、文帝期には四銖銭が定められる。そして、武帝期の草葉紋鏡・螭龍紋鏡・星雲紋鏡の流行、五銖銭鋳行をもって、細地紋鏡（＋蟠螭紋鏡）と半両銭の時代は終わる。

（注）

（22）湖南省の益陽羅家嘴25号墓から出土した泥質半両銭は、直径3.0～3.2cmで戦国半両銭を模倣したものであるが、同23号墓から出土した泥質半両銭は直径2.6cmで明らかに秦代以降の半両銭を模倣している［湖南省博物館2016］。

（23）湖南省龍山県の里耶古城では、半両銭191枚が出土したが、どの時代の地層からどのような半両銭が出土したかが明記されていない［湖南省文物考古研究所2007］。銭文と銭径（2.9～3.4cm）から、戦国半両が中心であると考えられるが、秦人の拠点となった城址からの出土であるため、墓からの出土とは性格が異なると見ておきたい。

## おわりに

本稿では、鏡と貨幣を資料として、戦国時代から秦漢時代にかけての文化動態について検討してきた。同じ青銅製品であっても、（この時代には）銘文がなく複雑な紋様が施される鏡と、紋様がほとんどないかわりに銭文をもち、大きさや重さが重要となる貨幣とでは、研究方法が違うのは当然だが、互いの長所を活かし、相互検証することによって、年代を補正し、分布の空白を説明するなど、分析の精度を高めることができる。

たとえば、本文中にも述べたように、これまで戦国～秦代に位置づけられてきたⅢ式洞室墓は、実は前漢時代まで存続した。しかも、草葉紋鏡がそのⅢ式洞室墓から出土している。Ⅲ式洞室墓をつくる埋葬習俗が前漢中期まで続いたのか、あるいは草葉紋鏡の製作年代が前漢前期まで遡るのか、これは慎重を期する問題である。現在の資料状況に基づいて、前漢墓や前漢鏡の編年を見直す必要がある。

また、個別に行われてきた鏡研究と貨幣研究とを結びつけた結果、戦争や王朝交替の裏側で、モノとその作り手、あるいは流通の媒介となる商人などが、どのように移動し、交流し、再編されていったかという大きな文化の流れが見えてきた。戦国時代～秦代には、想像以上にヒトの移動が多く、モノの動きも活発であった。

そのような国を越えたモノやヒトの動きを通じて、戦国各国の文化は結集し、融合し、新たな文化を生み出した。初の統一帝国である秦はわずか15年で滅ぶものの、その文化は漢帝国に引き継がれ、

長きにわたり各王朝に受け継がれていくことになる。帝国時代の到来がそれまでの諸文化の結節点となったのは確かであるが、「統一」という面ばかりを強調するのではなく、文化の転換期として、その前後の変化を見つめる姿勢を忘れてはいけない。

付記

本稿では、特筆しない限り鏡や墓の縮尺は任意、貨幣は原寸としてある。

本稿を執筆するにあたっての資料調査では、泉屋博古館の廣川守氏と京都大学人文科学研究所の岡村秀典氏のご高配を賜った。末筆ながら、記して謝意を表します。また、本稿第一章は京都大学大学院に提出した修士論文の一部を下地としている。修論を書き上げてから公表するまでに時間がかかったが、その間に発表された資料は補足し、分析対象も大幅に広げることができた。大学院在学中にお世話になった方々に、改めて感謝したい。

## 参考文献

### 第一章


安徽省文物考古研究所・潜山県文物管理所2006「安徽潜山彭嶺戦国西漢墓」『考古学報』2006年2期

安徽省文物考古研究所・巣湖市文物管理所2007『巣湖漢墓』文物出版社

安徽省文物考古研究所・六安市文物局2008『六安出土銅鏡』文物出版社

石谷　慎2013「同型鏡・同印鏡論の提言―戦国鏡の制作と流通―」『中国考古学』第13号

石谷　慎2016「戦国鏡の制作―原型と印型を用いた制作法の検討」『FUSUS』（アジア鋳造技術史学会誌）８号、アジア鋳造技術史学会

石谷　慎2017「山字紋鏡の連作と流通」『亜細亜鋳造技術史学会研究発表概要集』11号

『雲夢睡虎地秦墓』編者組1981『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社

益陽市文物管理処・益陽市博物館編2008『益陽楚墓』文物出版社

太田麻衣子2009「鄂君啓節からみた楚の東漸」『東洋史研究』第68巻第2号

岡村秀典1984「前漢鏡の編年と様式」『史林』第67巻第５号

岡村秀典1985「秦文化の編年」『古史春秋』第２号、朋友書店

岡村秀典1991「戦国から秦漢への文様の展開」『泉屋博古館紀要』第７巻

何介鈞2005「“秦三十六郡” 和西漢増置郡国考証」『黄盛璋先生八秩華誕紀念文集』中国教育文化出版社

河南省文物局2011『新郷老道井墓地』科学出版社

河南省文物考古研究院2016『新鄭双楼東周墓地』大象出版社

韓　偉1981「略論陝西春秋戦国秦墓」『考古与文物』1981年第１期

咸陽市文物考古研究所1998『塔児坡秦墓』三秦出版社

咸陽市文物考古研究所2005『任家咀秦墓』科学出版社

儀徴博物館2012『儀徴館蔵銅鏡』鳳凰出版伝媒集団江蘇美術出版社

金　学山1957「西安半坡的戦国墓葬」『考古学報』1957年第３期

荊州博物館2005「湖北荊州市沙市区肖家山一号秦墓」『考古』2005年第９期

高　至喜1990「論湖南秦墓」『文博』1990年第１期

広州市文物管理委員会・中国社会科学院考古研究所・広東省博物館1991『西漢南越王墓』（上・下）、文物出版社

胡　小平2009「霊宝市文物管理所蔵部分銅鏡」『中原文物』2009年第3期

呉　鎮烽・尚志儒1981「陝西鳳翔高庄秦墓地発掘簡報」『考古与文物』1981年第１期

湖南省文物考古研究所2007『里耶発掘報告』岳麓書社

湖南省常徳市文物局・常徳博物館・鼎城区文物管理処・桃源県文物管理所・漢寿県文物管理所2010『沅水下游楚墓』（上・中・下）文物出版社

湖南省博物館1960『湖南出土銅鏡図録』文物出版社

湖南省博物館1986「汨羅県東周、秦、西漢、南朝発掘報告」『湖南考古輯刊』第３集

湖南省博物館・湖南省文物考古研究所・長沙市博物館・長沙市文物考古研究所2000『長沙楚墓』（上・下）文物出版社

湖南省文物考古研究所2016『益陽羅家嘴楚漢墓葬』科学出版社
湖北省荊州博物館2000『荊州高台秦漢墓』科学出版社
湖北省孝感市博物館2014『孝感銅鏡』武漢大学出版社
湖北省江陵県文物局・荊州地区博物館2000「江陵岳山秦漢墓」『考古学報』2000年第４期
湖北省博物館・郭徳維1983「試論江漢地区楚墓、秦墓、西漢前期墓的発展与演変」『考古与文物』1983年第３期
湖北省文物考古研究所1995『江陵九店東周墓』科学出版社
湖北省文物考古研究所・襄樊市考古隊・襄陽区文物管理処2005『襄陽王坡東周秦漢墓』科学出版社
湖北省荊州博物館編2000『荊州高台秦漢墓』科学出版社
湖北省文物考古研究所1995『江陵九店東周墓』科学出版社
湖北省文物考古研究所・襄樊市考古隊・襄陽区文物管理処2005『襄陽王坡東周秦漢墓』科学出版社
山西省考古研究所1996『侯馬陶范芸術 ART OF THE HOUMA FOUNDRY』普林斯敦大学出版社
山西省考古研究所2012『侯馬白店鋳銅遺址』科学出版社
三門峡市文物考古研究所2004「三門峡大嶺粮庫囲墓溝墓発掘簡報」『中原文物』2004年第6期
四川省博物館・重慶市博物館合編1960『四川省出土銅鏡』文物出版社
周　世栄編1986『銅鏡図案』人民美術出版社
蒋　宏傑2010『南陽出土銅鏡』文物出版社
常徳博物館編2010『常徳出土銅鏡』岳麓書社
徐少華・李海勇2005「従出土文献析楚秦洞庭、黔中、蒼梧諸郡県的建置与地望」『考古』2005年第11期
西安市文物保護考古所2004『西安南郊秦墓』陝西人民出版社
西安市文物保護考古所2008『西安文物精華 銅鏡』世界図書出版西安公司
陝西省考古研究所1998『隴県店子秦墓』三秦出版社
陝西省考古研究院2008『西安尤家荘秦墓』陝西科学技術出版社
陝西省考古研究院2016『臨潼新豊 戦国秦漢墓葬考古発掘報告』（上・中・下）科学出版社
陝西省考古研究所2004『高陵張卜秦漢唐墓』三秦出版社
陝西省考古研究所2004『秦都咸陽考古報告』科学出版社
陝西省考古研究所2006『西安北郊秦墓』三秦出版社
陝西歴史博物館2012『千秋金鑒 陝西歴史博物館蔵銅鏡集成』三秦出版社
中国科学院考古研究所1959『洛陽中州路：西工段』科学出版社
中国社会科学院考古研究所1994『陝県東周秦漢墓』科学出版社
中国社会科学院考古研究所洛陽唐城工作隊2000「洛陽凱旋路南東周墓発掘報告」『考古学報』2000年第３期
中国青銅器全集編輯委員会1998『中国青銅器全集第16巻 銅鏡』文物出版社
長沙市博物館2010『楚風漢韻 長沙市博物館蔵鏡』文物出版社
長沙市文物工作隊1986「長沙西郊洞梓坡漢墓」『考古学報』1986年第1期
趙　炳煥1991「河南新鄭収蔵的先秦銅鏡」『中原文物』1991年第２期
鄭　　栄1988「城固県文化館館蔵銅鏡簡介」『考古与文物』1988年第4期

鄭州市文物考古研究所2006「河南鞏義站街秦墓発掘簡報」『文物』2006年第4期
鄭州大学歴史学院考古系・河南省文物管理局南水北調文物保護弁公室2008「河南新郷老道井墓地戦国墓発掘簡報」『華夏考古』2008年第４期
程林泉・韓国河2002『長安漢鏡』陝西人民出版社
丁　堂華主編2002『鄂州銅鏡』中国文学出版社
南京博物院・儀徴博物館籌備弁公室1992「儀徴張集団山西漢墓」『考古学報』1992年第４期
南陽市文物考古研究所2012『南陽一中戦国秦漢墓』文物出版社
廣川　守2005「戦国時代羽状獣紋地鏡群の規格と文様構造―四山字紋鏡を中心に―」『泉屋博古館紀要』第21巻
廣川　守2007「蟠螭紋鏡の分類と変遷」『泉屋博古館紀要』第23巻
馬　利清2003「秦鏡的分布、特徴与文化交流」『内蒙古大学学報（人文社会科学版）』第35巻第１期
馬利清・宋遠茹2010「西安尤家荘秦墓出土銅鏡的初歩研究」『考古与文物』2010年第２期
宮本一夫1990「戦国鏡の編年（上下）」『古代文化』第42巻第４・６号
山本貴尚2008「前漢以前における南陽地区の地理と交通」『中央大学アジア史研究』第32号（池田雄一教授　古稀記念アジア史論叢）白東史学会
山元貴尚2013「秦、前漢時期の南郡について」『日本秦漢史研究』第13号
雷　従雲1982「楚式鏡的類型与分期」『江漢考古』1982年第２期
洛陽市第二文物工作隊1999「洛陽邙山戦国西漢墓発掘報告」『中原文物』1999年第１期
洛陽市文物工作隊2009『洛陽王城広場東周墓』文物出版社
淮南市博物館2011『淮南市博物館蔵鏡』文物出版社
Karlgren.B 1941 Huai and Han, *Bulletin of The Museum of Far Eastern Antiquities, no.13*

**第二章**

稲葉一郎1973「先秦時代の方孔円銭について」『史林』56巻４号、史学研究会
稲葉一郎1978「秦始皇の貨幣統一について」『東洋史研究』第37巻１号
『雲夢睡虎地秦墓』編者組1981『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社
江村治樹2011『春秋戦国時代青銅貨幣の生成と展開』汲古書院
袁林・光平畋松・閻福善1993「陝北出土"半釿"幣初探」『中国銭幣』1993年第２期
王　毓銓1990『中国古代貨幣的起源和発展』中国社会科学出版社
王学理・呉鎮烽1976「西安任家坡漢陵従葬坑的発掘」『考古』1976年第２期
汪　慶正主編1988『中国歴代貨幣体系１　先秦貨幣』上海人民出版社
王　　方1994「山東章丘出土斉刀、賹化円銭」『中国銭幣』1994年第２期
岡村秀典1985「秦文化の編年」『古史春秋』第２号、朋友書店
柿沼陽平2011「戦国秦漢時代における「半両」銭の国家的管理」『中国古代貨幣経済史研究』汲古書院（初出：「秦漢帝国による「半両」銭の管理」『歴史学研究』第840号、2008年）
郭　若愚1994「三孔布幣面文字再考釈及其鋳造年代之探究」『中国銭幣』1994年第２期
鶴壁市銭幣学会・鶴壁市文物局2003「鶴壁銭幣発現与研究」『安陽鶴壁銭幣発現与研究』中華書局

河南省文物考古研究所1994「河南新鄭新発現的戦国銭笵」『華夏考古』1994年第４期
咸陽市文物考古研究所1998『塔児坡秦墓』三秦出版社
紀南城鳳凰山一六八号漢墓発掘整理組1976「湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓発掘簡報」『文物』1976年第10期
黄　錫全2001「円銭」『先秦貨幣通論』（第６章）、紫禁城出版社
孔徳銘・焦智勤・謝世平・余江保2003「安陽銭幣発現与研究」『安陽鶴壁銭幣発現与研究』中華書局
呉　鎮烽・尚志儒1981「陝西鳳翔高庄秦墓地発掘簡報」『考古与文物』1981年第１期
呉　鎮烽1985「半両銭及其相関的問題」『中国銭幣論文集』中国銭幣学会
蔡　運章2002「戦国円銭概論」『中国銭幣論文集』第四輯
蔡運章・侯鴻軍1981「洛陽附近出土的両批東周貨幣」『中原文物』1981年第３期
蔡運章・李運興・趙振華・程永建・霍宏偉1998『洛陽銭弊発現与研究』中華書局
佐原康夫1984「驫氏編鐘」『泉屋博古館紀要』第１巻
佐原康夫2002「中国古代の貨幣経済論と貨幣史認識をめぐって」『中国の歴史世界―統合のシステムと多元的発展―』（第１回中国史学国際会議研究報告集）、中国史学会
山西省銭幣学会1989『中国山西歴代貨幣』山西人民出版社
山西省文物管理委員会1965「山西陽高天橋出土的戦国貨幣」『考古』1965年第４期
山東省銭幣学会編1996『斉幣図釈』斉魯書社
三門峡市文物工作隊1993「三門峡市三里橋秦人墓発掘簡報」『華夏考古』1993年第４期
師　小群2000「陝西綏徳出土半両銅合范」『中国銭幣』2000年第２期
四川省博物館1960『四川船棺葬発掘報告』文物出版社
四川省博物館・青川県文化館1982「青川県出土秦更修田律木牘―四川青川県戦国墓発掘簡報」『文物』1982年第１期
朱　　華1976「近幾年来山西省出土的一些古代貨幣」『文物』1976年第10期
朱　　華1984「山西省朔県出土"宋子"三孔布」『中国銭幣』1984年第４期
朱　　華1987「略談"無終"三孔布」『中国銭幣』1987年第３期
朱　　華1994『三晋貨幣―山西省出土刀布円銭叢考』山西人民出版社
朱　　活1981「古銭」『文物』1981年第７期
朱　　活1991『古銭新典』（上下）三秦出版社
蔣　若是1994「論秦半両銭」『華夏考古』1994年第２期
焦智勤・孔徳銘2000「河南湯陰出土戦国窖蔵半両」『中国銭幣』2000年第２期
秦淑華・鄭仁甲2005『許昌漯河銭幣発現与研究』（河南出土銭幣叢書之五）、中華書局
秦　鳳崗1987「黍垣一釿当于漆県」『中国銭幣』1987年第２期
関野　雄1956a「先秦貨幣の重量単位」『中国考古学研究』東大出版会
関野　雄1956b「斉都臨淄の調査」『中国考古学研究』東大出版会
関野　雄1965「刀銭考」『東洋文化研究所紀要』第35冊、東京大学東洋文化研究所（関野2005に再録）
関野　雄1968「三孔布釈義」『東洋文化研究所紀要』第45冊、東京大学東洋文化研究所（関野2005に再録）
関野　雄2005『中国考古学論攷』同成社

陝西省考古研究所北郊考古隊2001「長慶油田西安基地墓葬円銭」『中国銭幣』2001年第２期
孫　善徳1980「山東海陽出土一批斉刀化」『文物』1980年第２期
中国科学院考古研究所1956『輝県発掘報告』科学出版社
張　海雲1987「陝西臨潼油王村発現秦“半両”銅母笵」『中国銭幣』1987年第４期
張懐銀・趙安傑・趙成玉・王存軒・張抗美・陳兵2006『三門峡焦作銭幣発現与研究』（河南出土銭幣叢書之六）中華書局
張家山二四七号漢墓竹簡整理小組2001『張家山漢墓竹簡（247号墓）』文物出版社
趙暁軍・呉業恒2007「洛陽新発現的戦国銭弊及相関問題」『中国銭弊』2007年第２期
趙　振華1991「河南洛陽新発現随葬銭幣的東周墓葬」『考古』1991年第６期
張光明・賀伝芬1998「斉明刀考古発現与研究」『中国銭幣論文集』第３輯、中国金融出版社
張光明・唐素雲2003「斉国的“賹化”円銭」『斉国貨幣研究』斉魯書社
陳尊祥・路遠1987「首帕張堡窖蔵秦銭清理報告」『中国銭幣』1987年第３期
鄭州市文物考古研究所2006「河南鞏義站街秦墓発掘簡報」『文物』2006年第４期
杜　維善1991「也説陝西鳳翔高庄秦墓出土半両」『中国銭幣』1991年第１期
唐　　蘭1946「洛陽金村古墓為東周墓非韓墓考」『大公報』1946.1.3（陳仁濤1957『金匱論古初集』に所収）
林巳奈夫1968「戦国時代の重量単位」『史林』51巻２号、史学研究会
馮　　沂1992「山東臨沂市出土一批斉国刀幣」『中国銭幣』1992年第２期
牧野　巽1950「中国の古代家族は経済的自給自足体に非ず―中国古代貨幣経済の発展―」『社会科学評論』第５集、社会科学協会
間瀬収芳1984「秦帝国形成過程の一考察―四川省青川戦国墓の検討による―」『史林』第67巻第１号
松丸道雄1992「西周時代の重量単位」『アジアの文化と社会Ⅱ』汲古書院
宮崎市定1993「古代史３ 戦国時代」『宮崎市定全集Ⅰ』岩波書店
毛　公強1987「青島胶県出土賹化円銭」『中国銭幣』1987年第４期
洛陽市第二文物工作隊2002「洛陽史家屯発現空首布和円銭」『文物』2002年第９期
李　元章1985「山東栖霞県出土一批斉刀化」『文物』1985年第１期
李　少南1984「山東博興県出土斉国貨幣」『考古』1984年第11期
李　复華1976「四川郫県紅光公社出土戦国銅器」『文物』1976年第10期

**第三章**

岡村秀典2008「中国古代の青銅器生産」『國學院雑誌』第109巻第11号
荊州博物館・湖北省文物局南水北調弁公室2008「丹江口市金陂墓群的発掘」『考古』2008年第４期
高　至喜1990「論湖南秦墓」『文博』1990年第１期
呉　鎮烽・尚志儒1981「陝西鳳翔高庄秦墓地発掘簡報」『考古与文物』1981年第１期
湖南省博物館2016『益陽羅家嘴楚漢墓葬』科学出版社
湖北省江陵県文物局・荊州地区博物館2000「江陵岳山秦漢墓」『考古学報』2000年第４期
湖北省文物考古研究所・襄樊市考古隊・襄陽区文物管理処2005『襄陽王坡東周秦漢墓』科学出版社
西安市文物保護考古所2004『西安南郊秦墓』陝西人民出版社

陝西省考古研究院2008『西安尤家荘秦墓』陝西科学技術出版社
陝西省考古研究院2016『臨潼新豊 戦国秦漢墓葬考古発掘報告』（上・中・下）科学出版社
楚皇城考古発掘隊1980「湖北宜城楚皇城戦国秦漢墓」『考古』1980年第２期
中国社会科学院考古研究所1994『陝県東周秦漢墓』科学出版社
鶴間和幸2013「秦帝国の統一と南方世界」『秦帝国の形成と地域』汲古書院
南陽市文物考古研究所2012『南陽一中戦国秦漢墓』文物出版社
山本貴尚2008「前漢以前における南陽地区の地理と交通」『中央大学アジア史研究』第32号（池田雄一教授　古稀記念アジア史論叢）白東史学会

**図版出典**

図１　A類：王鋼懐氏所蔵鏡（筆者撮影）より合成復元、トレース
B類：南陽防爆廠97号墓出土鏡［蔣2010］より合成復元、トレース
C類：藤井康行氏所蔵鏡（筆者撮影）より合成復元、トレース
D類：長沙長嶺水電八局２号墓出土鏡［長沙市博物館2010］より合成復元、トレース
E類：王鋼懐氏所蔵鏡（筆者撮影）より合成復元、トレース
F類：南陽一中133号墓出土鏡［蔣2010］より合成復元、トレース

図２　筆者作成（原図は表１中の各出典より取得）

図３　1：胡2009　2：蔣2010　3：儀徴博物館2012　4：中国青銅器全集編輯委員会1998

図４　左：安徽省文物考古研究所ほか2006　右：三門峡市文物考古研究所2004

図５　1：洛陽市第二文物工作隊1999　2：鄭州市文物考古研究所2004　3：荊州博物館2005　4：湖北省文物考古研究所ほか2005

図６　左：蔣2010　右：長沙市博物館2010　をもとに筆者作成

図７　筆者作成

図８　1：呉ほか1981　2：呉ほか1981よりトレース　3：金1957よりトレース　4：陝西省考古研究院2008　5：呉ほか1981　6：洛陽市第二文物工作隊1999　7：鄭州大学歴史学院考古系ほか2008　8：洛陽市第二文物工作隊1999

図９　1：湖北省文物考古研究所ほか2005　2：湖北省文物考古研究所ほか2005　3：荊州博物館2005　4：湖北省荊州博物館編2000

図10　1：中国科学院考古研究所1959　2：中国科学院考古研究所1959　3：山西省考古研究所1996　4：山西省考古研究所1996

図11　1：陝西省考古研究院2008　2：陝西省考古研究院2008

図12　左：湖南省博物館ほか2000　右：湖南省博物館ほか2000

図13　廣川2007を改変

図14　1：湖南省博物館ほか2000　2：湖南省博物館ほか2000　3：湖南省博物館ほか2000　4：中国青銅器全集編輯委員会1998

図15　左：湖南省博物館ほか2000　右：中国青銅器全集編輯委員会1998

図16　左：湖南省博物館ほか2000　右：中国青銅器全集編輯委員会1998
図17　1：長沙市博物館2010　2：長沙市博物館2010　3：湖南省博物館1960　4：陝西省考古研究所2006
図18　1：陝西省考古研究所北郊考古隊2001　2：陳ほか1987　3：四川省博物館1960　4：蔣1994　5：杜1991
図19　咸陽市文物考古研究所1998
図20　鄭州市文物考古研究所2006
図21　1：張ほか2006　2：蔡ほか1981　3：趙2007　4：黒川古文化研究所蔵、筆者実測・トレース
図22　陳ほか1987
図23　1：師2000　2：陝西省歴史博物館蔵、馬渕一輝氏撮影
図24　河南省文物考古研究所1994
図25　黒川古文化研究所蔵、筆者実測・トレース
図26　三門峡市文物工作隊1993
図27　京都大学人文科学研究所所蔵、筆者撮影
図28　黒川古文化研究所蔵、筆者撮影
図29　1：孔ほか2003　2：鶴壁市銭幣学会ほか2003
図30　1：朱1984　2：朱1987
図31　1：孫1980　2：李1985　3：山東省銭幣学会編1996
図32　1：李1984　2：王1994
図33　1・2：西安市文物保護考古所2004　3：陝西省考古研究院2016
図34　呉ほか1981
図35　南陽市文物考古研究所2012
図36　中国社会科学院考古研究所1994

**表出典略称（五十音順）**

**雑誌**

『華夏』：華夏考古、『学報』：考古学報、『考文』：考古与文物、『輯刊』：湖南考古輯刊、『銭弊』：中国銭弊、『中原』：中原文物

**報告・図録等**

『一中』：南陽市文物考古研究所2012（南陽一中戦国秦漢墓）、『益陽』：益陽市文物管理処ほか2008（益陽楚墓）、『王坡』：湖北省文物考古研究所ほか2005（襄陽王坡東周秦漢墓）、『九店』：湖北省文物考古研究所1995（江陵九店東周墓）、『儀徴』：儀徴博物館2012（儀徴館蔵銅鏡）、『沅水』：湖南省常徳市文物局ほか2010（沅水下游楚墓）、『孝感』：湖北省孝感市博物館2014（孝感銅鏡）、『高台』：湖北省荊州博物館編2000（荊州高台秦漢墓）、『高陵』：陝西省考古研究所2004（高陵張卜秦漢唐墓）、『湖南』：湖南省博物館1960（湖南出土銅鏡図録）、『四川』：四川省博物館ほか1960（四川省出土銅鏡）、『常徳』：常徳博物館編2010（常徳出土銅鏡）、『任家咀』：咸陽市文物考古研究所2005（任家咀秦墓）、『新典』：

朱1991（古銭新典）、『秦都』：陝西省考古研究所2004（秦都咸陽考古報告）、『図案』：周1986（銅鏡図案）、『睡虎地』：『雲夢睡虎地秦墓』編者組1981（雲夢睡虎地秦墓）、『西安』：西安市文物保護考古所2008（西安文物精華 銅鏡）、『斉弊』：山東省銭幣学会編1996（斉幣図釈）、『陝県』：中国社会科学院考古研究所1994（陝県東周秦漢墓）、『千秋』：陝西歴史博物館2012（千秋金鑒）、『全集』16：中国青銅器全集編輯委員会1998（中国青銅器全集第16巻 銅鏡）、『巣湖』：安徽省文物考古研究所ほか2007（巣湖漢墓）、『双楼』：河南省文物考古研究院2016（新鄭双楼東周墓地）、『楚風』：長沙市博物館2010（楚風漢韻）、『長安』：程ほか2002（長安漢鏡）、『長沙』：湖南省博物館ほか2000（長沙楚墓）、『塔児坡』：咸陽市文物考古研究所1998（塔児坡秦墓）、『南越』：広州市文物管理委員会ほか1991（西漢南越王墓）、『南郊』：西安市文物保護考古所2004（西安南郊秦墓）、『南陽』：蒋2010（南陽出土銅鏡）、『北郊』：陝西省考古研究所2006（西安北郊秦墓）、『尤家荘』：陝西省考古研究院2008（西安尤家荘秦墓）、『羅家嘴』：湖南省文物考古研究所2016（益陽羅家嘴楚漢墓葬）、『六安』：安徽省文物考古研究所ほか2008（六安出土銅鏡）、『隴県』：陝西省考古研究所1998（隴県店子秦墓）、『老道井』：河南省文物局2011（新郷老道井墓地）、『淮南』：淮南市博物館2011（淮南市博物館蔵鏡）